

調査・結果の概要

1 層化

全国の市町村を、都道府県を単位として次のように、東京都区部、指定都市および 11 の地区に分類する。

- ◎東京都区部
- ◎20 の政令指定都市（都市ごとに分類）
- ◎北海道地区＝北海道
- ◎東北地区＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- ◎関東地区＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- ◎北陸地区＝新潟県、富山県、石川県、福井県
- ◎東山地区＝山梨県、長野県、岐阜県
- ◎東海地区＝静岡県、愛知県、三重県
- ◎近畿地区＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
- ◎中国地区＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- ◎四国地区＝愛媛県、香川県、高知県、徳島県
- ◎北九州地区＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
- ◎南九州・沖縄地区＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

11 の地区においては、さらに市郡規模によって次のように 4 分類し、層化する。

- 人口 20 万人以上の市
- 人口 10 万人以上 20 万人未満の市
- 人口 10 万人未満の市
- 町村

上記の「層化」により、全国を総計 65 (=1+20+11×4) の抽出単位地域（ブロック）に区分する。

2 標本数の配分

各抽出単位地域（ブロック）におけるそれぞれの世帯類型の大きさにより 4,000 の標本を比例配分する。ただし、母集団の分布を算出する際に、平成 27(2015) 年国勢調査（世帯の家族類型 22 区分、（再掲 Recount）18 歳未満親族のいる一般世帯）の市区町村別数値がベースとなっている。

3 抽出

- ① 平成 27(2015) 年国勢調査時に設定された調査区の基本単位区を、第 1 段目の抽出単位として、使用する。
- ② 「国勢調査」データから比例配分された世帯数を 1 調査地点で調査する世帯数（20～30 程度、ひとり親世帯とふたり親世帯が半々ずつ）で割って抽出すべき調査地点数を求

(2) 子どもの数—母子世帯では逆に増えている

ふたり親世帯の平均子ど�数は、2.1人である。その内訳をみると、「2人」52.3%、「3人」21.5%、「1人」21.2%となっており、子ど�数が3人以下の世帯が全体の95.0%を占めている（表5-1-2）。一方、母子世帯と父子世帯の平均子ど�数は、それぞれ1.9人と2.0人となっている。そのうち、「2人」と答えた母子/父子世帯がもっとも多く、全体の4～5割程度を占めている。

平均子ど�数は、ふたり親世帯には目立った変化は見られないが、母子世帯は第1回（2011）調査をわずかながら上回っている（図5-1-2a）。また、子どもが3人以上の多子世帯の割合は、ふたり親世帯が25.1%で第1回（2011）調査より2ポイント減少しているが、母子世帯が22.8%で3ポイント増えている（図5-1-2b）。

表5-1-2 子どもの数

	N	1人	2人	3人	4人	5人以上	不詳	合計	(再掲) 3人以上	平均 (人)	標準 偏差
母子世帯	653	34.8	41.2	18.1	4.1	0.6	1.2	100.0	22.8	1.94	0.89
父子世帯	54	25.9	51.9	14.8	5.6	0.0	1.9	100.0	20.4	2.00	0.81
ふたり親世帯	1,267	21.2	52.3	21.5	2.9	0.7	1.4	100.0	25.1	2.09	0.79

図5-1-2a 平均子ど�数の推移（単位：人）

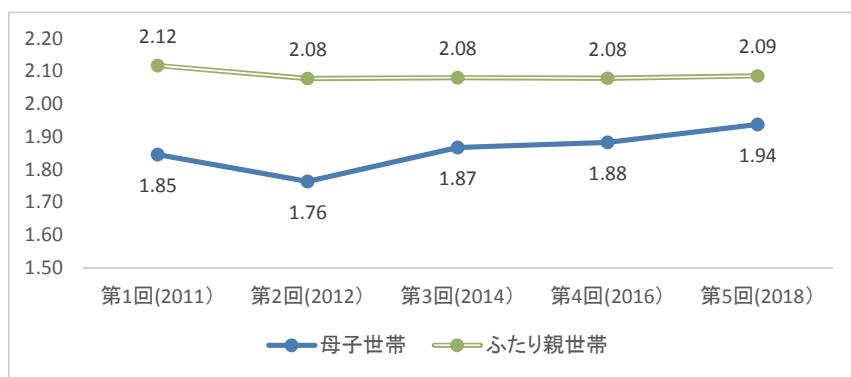
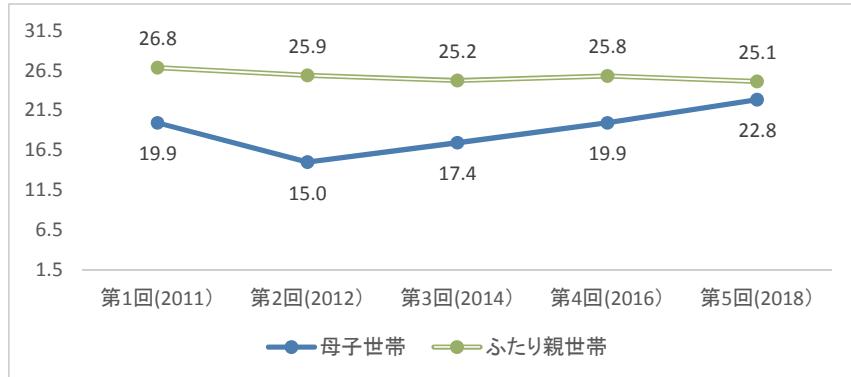


図5-1-2b 子どもが3人以上の多子世帯の割合の推移 (%)



(5) 学習塾支出一負担できない割合はやや低下

子どもの学習塾の支出を「負担できない」と回答した世帯の割合は、母子世帯では36.6%、父子世帯では18.5%、ふたり親世帯では13.2%となっている（図5－2－5）。

いずれの世帯類型においても、学習塾の支出を「負担できない」と感じている世帯の割合は、前回調査よりやや低下している。第1回(2011)調査に比べて、「負担できない」と感じている世帯の割合は、ふたり親世帯では5ポイント低下しているが、母子世帯では1ポイント上昇している（図5－2－5）。

図5－2－5 子どもの学習塾の支出を「負担できない」世帯の割合（%）

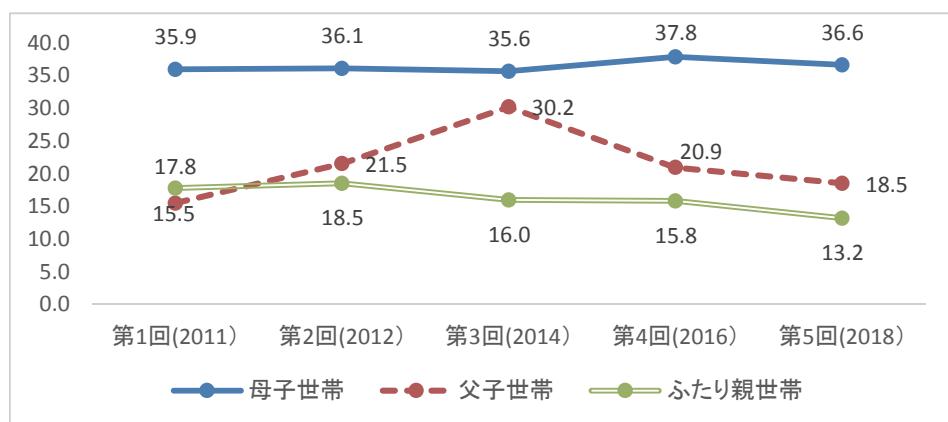


表5－2－5 学習塾の支出を負担できるか

	N	余裕で負担できる	おおむね負担できる	負担するのは厳しい	負担できない	不詳	合計
第1回(2011)							
母子世帯	699	2.4	22.8	37.1	35.9	1.9	100.0
父子世帯	84	7.1	48.8	27.4	15.5	1.2	100.0
ふたり親世帯	1,435	4.8	41.5	35.1	17.8	0.9	100.0
第2回(2012)							
母子世帯	621	2.3	22.7	34.9	36.1	4.0	100.0
父子世帯	65	6.2	27.7	38.5	21.5	6.2	100.0
ふたり親世帯	1,508	5.8	42.1	31.7	18.5	1.9	100.0
第3回(2014)							
母子世帯	724	2.9	20.9	34.3	35.6	6.4	100.0
父子世帯	53	3.8	35.9	24.5	30.2	5.7	100.0
ふたり親世帯	1,416	6.3	42.1	31.7	16.0	4.0	100.0
第4回(2016)							
母子世帯	693	2.0	23.8	34.1	37.8	2.3	100.0
父子世帯	86	4.7	43.0	26.7	20.9	4.7	100.0
ふたり親世帯	1,380	6.8	43.1	32.8	15.8	1.5	100.0
第5回(2018)							
母子世帯	653	2.5	24.5	34.0	36.6	2.5	100.0
父子世帯	54	14.8	40.7	20.4	18.5	5.6	100.0
ふたり親世帯	1,267	7.0	47.0	30.5	13.2	2.5	100.0

(6) 貯蓄—ふたり親世帯でも7世帯に1世帯が全くできない

「全く貯蓄していない」または「貯蓄を生活費に回している」と回答した世帯、いわゆる貯蓄が全くできない収支バランスの悪い世帯の割合は、母子世帯が36.1%、父子世帯が27.8%、ふたり親世帯が14.4%である(図5-2-6)。

家計の収支バランスが悪い世帯の割合は、前回調査とほぼ同じであるが、第1回(2011)調査に比べて、ふたり親世帯が2ポイント低下しており、母子世帯が2ポイント上昇している(図5-2-6)。

図5-2-6 家計の収支バランスが悪い世帯の割合 (%)

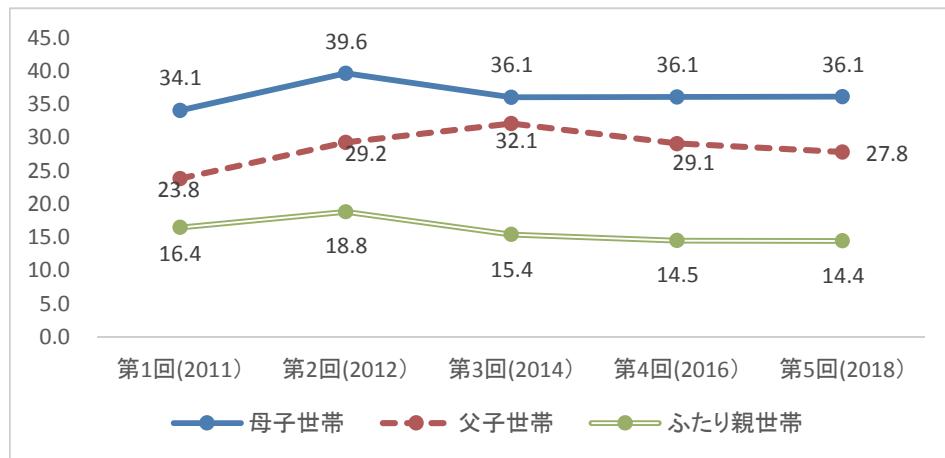


表5-2-6 家計の収支バランスの状況

	N	ほぼ毎月貯蓄	時々貯蓄	ほとんど貯蓄していない	全く貯蓄していない (①)	貯蓄を生活費に回している (②)	不詳	合計	①+②
第1回(2011)									
母子世帯	699	18.9	21.3	21.0	25.0	9.0	4.7	100.0	34.1
父子世帯	84	28.6	19.1	23.8	17.9	6.0	4.8	100.0	23.8
ふたり親世帯	1,435	42.7	21.5	15.9	10.7	5.7	3.5	100.0	16.4
第2回(2012)									
母子世帯	621	18.4	18.2	16.6	30.0	9.7	7.3	100.0	39.6
父子世帯	65	26.2	15.4	21.5	23.1	6.2	7.7	100.0	29.2
ふたり親世帯	1,508	44.0	18.2	15.3	12.1	6.8	3.7	100.0	18.8
第3回(2014)									
母子世帯	724	20.9	17.0	16.9	28.0	8.0	9.3	100.0	36.1
父子世帯	53	30.2	11.3	13.2	24.5	7.6	13.2	100.0	32.1
ふたり親世帯	1,416	41.7	19.4	17.1	11.6	3.8	6.4	100.0	15.4
第4回(2016)									
母子世帯	693	21.7	19.3	18.5	26.8	9.2	4.5	100.0	36.1
父子世帯	86	24.4	17.4	19.8	22.1	7.0	9.3	100.0	29.1
ふたり親世帯	1,380	43.0	22.5	16.4	10.2	4.3	3.6	100.0	14.5
第5回(2018)									
母子世帯	653	18.4	23.3	17.0	27.0	9.2	5.2	100.0	36.1
父子世帯	54	27.8	18.5	14.8	18.5	9.3	11.1	100.0	27.8
ふたり親世帯	1,267	42.1	25.1	14.3	10.0	4.4	4.1	100.0	14.4

注：住宅ローンの繰上げ返済も貯蓄とみなす。

(7) 子どもの数と経済的困窮—多子世帯は困窮度が高い

「家計の収支バランスが悪い」「学習塾の支出を負担できない」「食料の不足を感じている」「暮らし向きが大変苦しい」についての母（父）親の感じ方、いわゆる主観的指標で測った経済的困窮度と子どもの数との関連性を調べた。

母子世帯の場合、いずれの指標においても、子どもが多い世帯ほど経済的困窮度が高くなる。例えば、暮らし向きが「大変苦しい」と回答した母子世帯の割合は、子どもが3人以上では32.9%、子どもが2人では26.8%、子どもが1人では15.9%である（図5－2－7a）。

父子世帯の場合、「学習塾の支出を負担できない」という指標では子どもが3人以上の多子世帯が困難を感じている割合は顕著に高い。その他の指標では、子どもの数と経済的困窮度のつながりがそれほど明確ではない（図5－2－7b）。

ふたり親世帯の場合、いずれの指標においても、多子世帯は他の世帯に比べて、経済的困窮を感じている割合が高い。一方、「子どもが1人」の世帯と「子どもが2人」の世帯との間に、経済的困窮度の差があまり見られない（図5－2－7c）。

図5－2－7a 子どもの数別、経済的困窮を感じている世帯の割合（%）—母子世帯

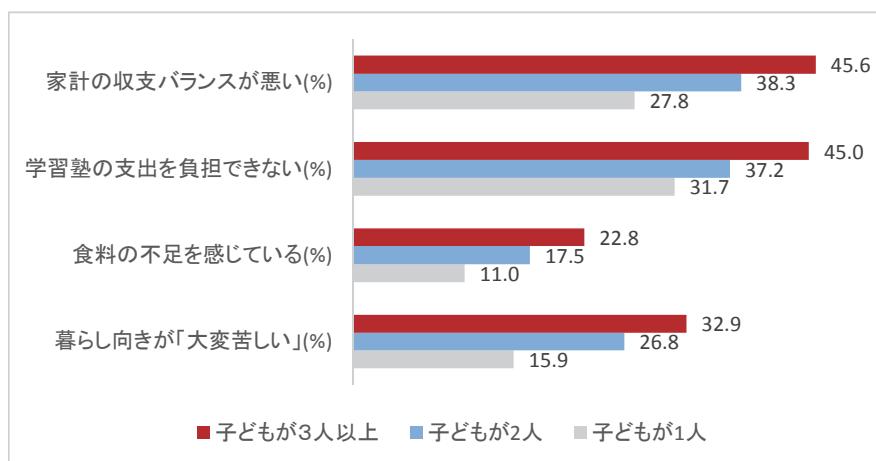
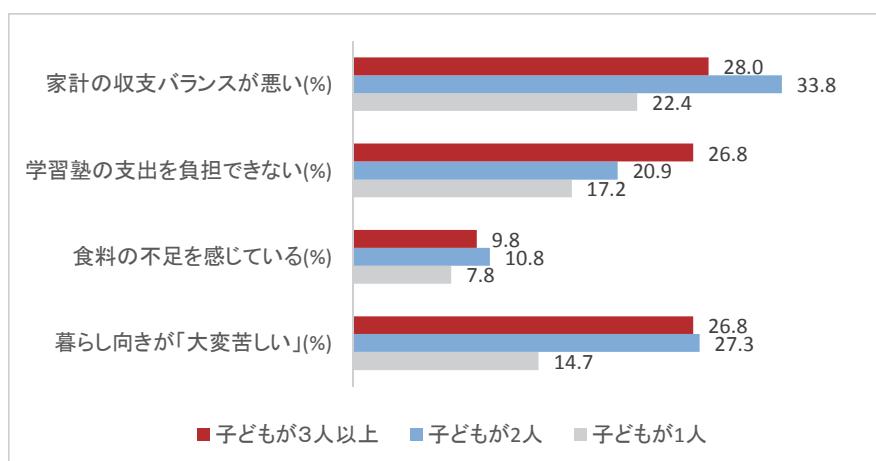


図5－2－7b 子どもの数別、経済的困窮を感じている世帯の割合（%）—父子世帯



図表5－2－7c 子ども数別、経済的困窮を感じている世帯の割合(%)
－ふたり親世帯

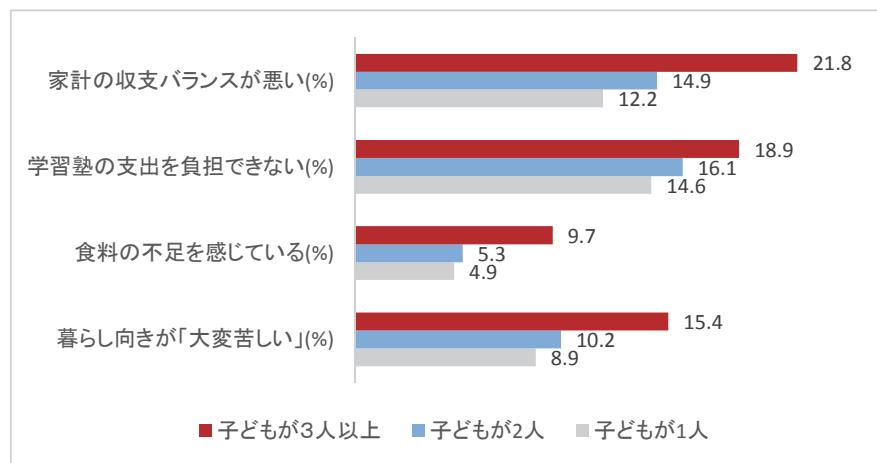


表5－2－7 子ども数別、経済的困窮を感じている世帯の割合

	N	暮らし向き が「大変苦 しい」	食料の不 足を感じ ている	学習塾の支 出を負担で きない	家計の収支 バランスが 悪い
母子世帯					
子どもが1人	227	15.9	11.0	31.7	27.8
子どもが2人	269	26.8	17.5	37.2	38.3
子どもが3人以上	149	32.9	22.8	45.0	45.6
父子世帯					
子どもが1人	14	14.7	7.8	17.2	22.4
子どもが2人	28	27.3	10.8	20.9	33.8
子どもが3人以上	11	26.8	9.8	26.8	28.0
ふたり親世帯					
子どもが1人	268	8.9	4.9	14.6	12.2
子どもが2人	663	10.2	5.3	16.1	14.9
子どもが3人以上	318	15.4	9.7	18.9	21.8

(8) 末子の年齢と経済的困窮—末子が中高生の母子世帯は一層厳しい

経済的困窮度は末子の年齢とも一定の相関関係がある。母子世帯の場合、子どもの年齢が高い世帯ほど、経済的困窮度が高い。暮らし向きが「大変苦しい」と回答した母子世帯の割合は、末子が「0～5歳」層では21.4%、「6～11歳」層では23.0%、「12～14歳」層では27.9%、「15～17歳」層では29.4%となっており、末子の年齢上昇とともに、経済的困窮を感じている世帯の割合が上昇傾向にある（図5－2－8a）。父子世帯についても、同様の傾向が確認できる（図5－2－8b）。一方、ふたり親世帯の場合、末子の年齢層ごとの経済的困窮度の差異は明確ではない（図5－2－8c）。

末子が中高生年齢層の母子世帯はより一層困窮している主な原因として、子どもの年齢上昇に伴う教育費支出の増加や、母親の就業収入が年齢相応に増えていないことが考えられる。また、母子世帯の収入に比較的大きなウェイトを占めている福祉給付（医療費助成、児童手当、児童扶養手当など）は、受給年齢制限のあるものが多く、末子が中学生、高校生になる段階では、受給対象から外れる子どもが出てくることも影響しているかもしれない。

図5－2－8a 末子の年齢別、経済的困窮を感じている世帯の割合（%）
—母子世帯

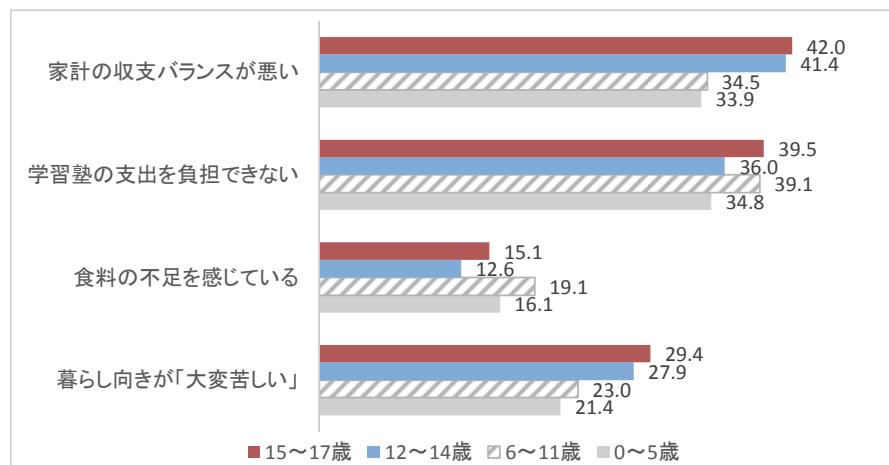


図5－2－8b 末子の年齢別、経済的困窮を感じている世帯の割合（%）
—父子世帯

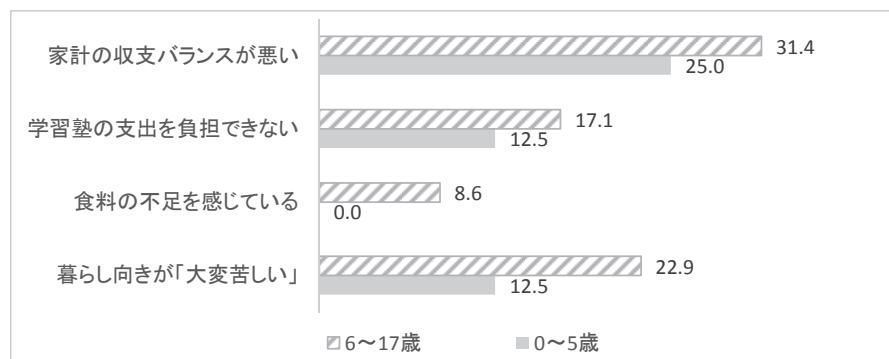


図 5－2－8c　末子の年齢別、経済的困窮を感じている世帯の割合（%）
—ふたり親世帯

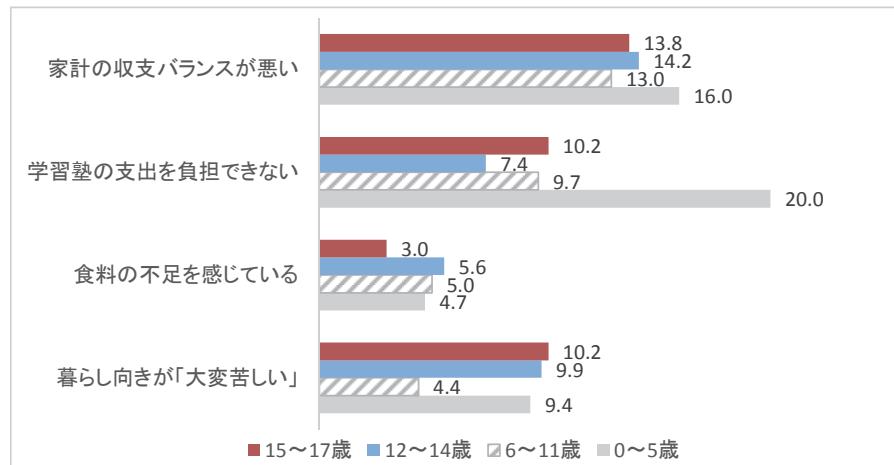


表 5－2－8　末子の年齢別経済的困窮を感じている世帯の割合

	N	暮らし向きが「大変苦しい」	食料の不足を感じている	学習塾の支出を負担できない	家計の収支バランスが悪い
母子世帯					
0～5歳	112	21.4	16.1	34.8	33.9
6～11歳	235	23.0	19.1	39.1	34.5
12～14歳	111	27.9	12.6	36.0	41.4
15～17歳	119	29.4	15.1	39.5	42.0
父子世帯					
0～5歳	8	12.5	0.0	12.5	25.0
6～17歳	35	22.9	8.6	17.1	31.4
ふたり親世帯					
0～5歳	469	9.4	4.7	20.0	16.0
6～11歳	339	4.4	5.0	9.7	13.0
12～14歳	162	9.9	5.6	7.4	14.2
15～17歳	167	10.2	3.0	10.2	13.8

(9) 就業状態と経済的困窮—パート主婦世帯がもっとも苦しい

経済的困窮度は母親の就業状態によって変わる。母親がパート・アルバイトの世帯は、母親が無職の世帯よりも総じて経済的困窮度は高い。暮らし向きが「大変苦しい」と回答した母子世帯の割合は、母親がパート・アルバイトの世帯では33.5%となっており、母親が無職の世帯よりも7ポイント高い（図5－2－9a）。ふたり親世帯についても、同様の傾向がある。暮らし向きが「大変苦しい」と回答したふたり親世帯の割合は、母親がパート・アルバイトの世帯では10.5%であり、母親が無職（専業主婦）の世帯より3ポイント高い（図5－2－9b）。

いずれの世帯類型においても、母親が正社員の世帯は、経済的困窮度がもっとも低い（表5－2－9）。

図5－2－9a 母親の就業状態別、経済的困窮を感じている世帯の割合（%）

—母子世帯

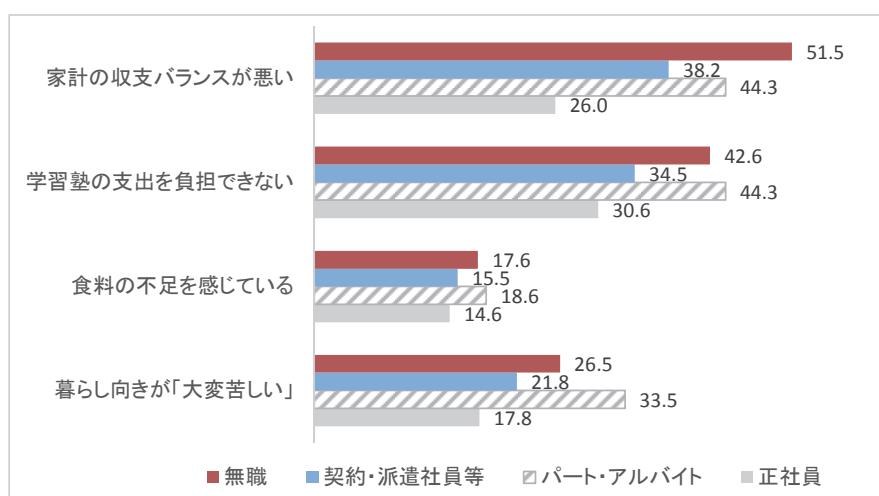


図5－2－9b 母親の就業状態別、経済的困窮を感じている世帯の割合（%）

—ふたり親世帯

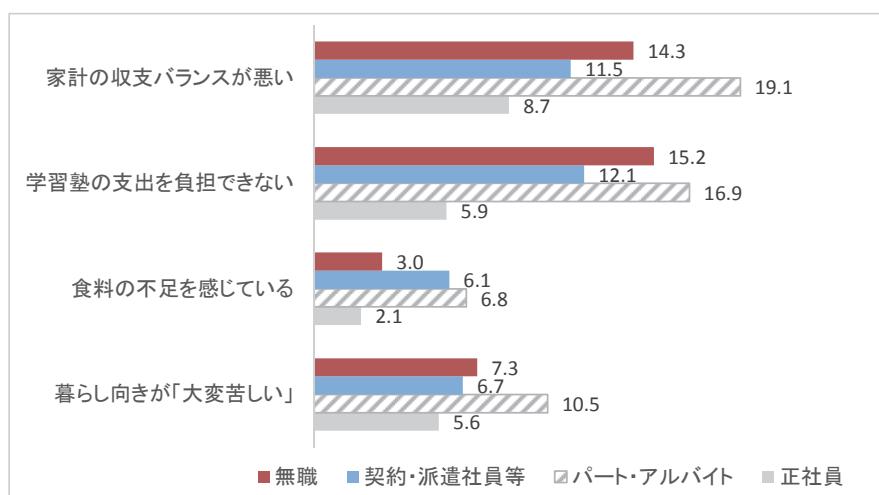


表5－2－9 母親の就業状態別経済的困窮を感じている世帯の割合

	N	暮らし向きが「大変苦しい」	食料の不足を感じている	学習塾の支出を負担できない	家計の収支バランスが悪い
母子世帯					
正社員	281	17.8	14.6	30.6	26.0
パート・アルバイト	194	33.5	18.6	44.3	44.3
契約・派遣社員等	110	21.8	15.5	34.5	38.2
無職	68	26.5	17.6	42.6	51.5
ふたり親世帯					
正社員	286	5.6	2.1	5.9	8.7
パート・アルバイト	439	10.5	6.8	16.9	19.1
契約・派遣社員等	165	6.7	6.1	12.1	11.5
無職	328	7.3	3.0	15.2	14.3

(10) キャリア継続と経済的困窮—「中断型」有業者は不利な状況

母親が学校卒業後、おむね働き続けている、いわゆる「継続型」有業者である場合、家庭の経済的困窮度は比較的低い。一方、現在は働いているが、職業を中断した時期がある、いわゆる「中断型」有業者は、比較的不利な状況に置かれている。

母子世帯の場合、暮らし向きが「大変苦しい」と回答した母親の割合では、「継続型」有業者が20.8%となっており、「中断型」有業者より5ポイント低い（図5-2-10a）。

ふたり親世帯についても、同様の傾向がある。暮らし向きが「大変苦しい」と回答したふたり親世帯の割合は、「継続型」有業者では、7.0%となっており、「中断型」有業者より1ポイント低い（図5-2-10b）。

「学習塾の支出を負担できない」という指標でみると、「継続型」と「中断型」有業者との差異が一層顕著である。両者の開きは、母子世帯が9ポイント（31.4% vs. 40.2%）、ふたり親世帯が5ポイント（9.6% vs. 14.4%）となっている。

図5-2-10a 母親のキャリア継続の有無別、経済的困窮を感じている
世帯の割合（%）－母子世帯

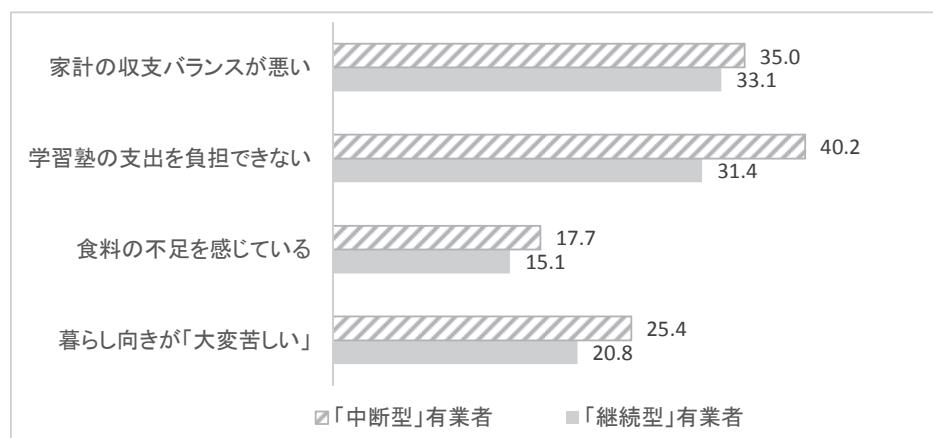


図5-2-10b 母親のキャリア継続の有無別、経済的困窮を感じている
世帯の割合（%）－ふたり親世帯

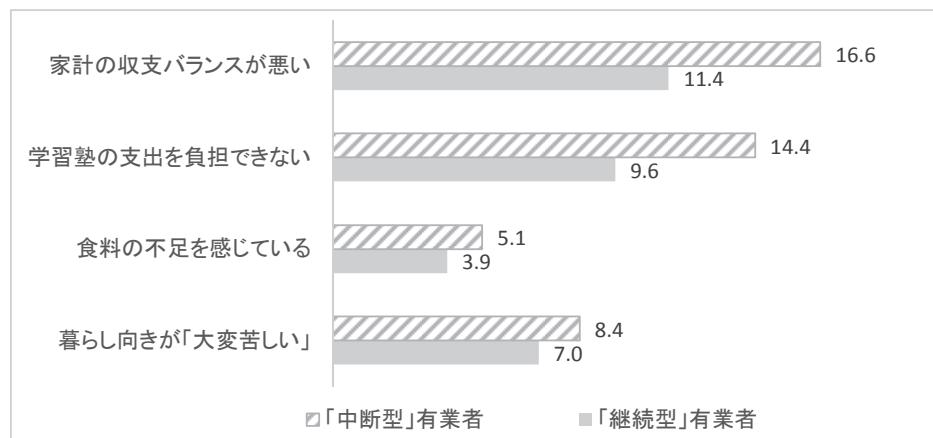


表5－2－10 母親のキャリア継続の有無別、経済的困窮を感じている
世帯の割合

	N	暮らし向き が「大変苦 しい」	食料の不 足を感じ ている	学習塾の支 出を負担で きない	家計の収支 バランスが 悪い
母子世帯					
「継続型」有業者	245	20.8	15.1	31.4	33.1
「中断型」有業者	311	25.4	17.7	40.2	35.0
無業者	68	26.5	17.6	42.6	51.5
ふたり親世帯					
「継続型」有業者	385	7.0	3.9	9.6	11.4
「中断型」有業者	452	8.4	5.1	14.4	16.6
無業者	328	7.3	3.0	15.2	14.3

注：「継続型」：学校卒業後、おおむね働き続けていると本人が回答している。

「中断型」：職業を中断していたが、現在は再就職している。

(11) 経済的困窮—金銭的指標と主観的指標と一致しない場合も

第(7)～(10)節は暮らし向きなど主観的指標を用いて、経済的困窮度と子ども数等の世帯属性との関連性を調べた。一方、相対的貧困率といった金銭的指標でみた場合、以下の通りいくつかの結果が必ずしも一致しないことが分かった。例えば、母子世帯の場合、多子世帯や末子が中高生の世帯は主観的指標では困窮度が高いが、貧困率は高くなっていない(表5-2-11a、表5-2-11b)。

貧困率に代表される金銭的指標は、世帯の消費ニーズや実物給付の部分が平均水準より大きく乖離している世帯(多子世帯や中高生のいる母子世帯がその例)において、その実際的生活困窮度を十分に捉えることができない。その意味では、貧困と格差の実態を解明するためには、金銭的指標と主観的指標の併用が重要である。

表5-2-11a 属性別経済的困窮度—主観的指標 vs. 金銭的指標

	主観的指標	金銭的指標
・(母子・ふたり親世帯) 多子世帯は困窮度が高い	○	△ (母子×)
・(母子世帯) 末子が中高生の世帯はより困窮	○	×
・(母子・ふたり親世帯) 母親がパートの世帯はもっとも苦しい	○	△ (ふたり親×)
・(母子・ふたり親世帯) 「中断型」有業者は不利な状況	○	○

表5-2-11b 属性別の貧困率

	母子世帯	父子世帯	ふたり親世帯
子ども数別	子どもが1人	40.4	14.3
	子どもが2人	59.3	26.3
	子どもが3人以上	53.3	22.2
末子の年齢層別	0～5歳	59.7	20.0
	6～11歳	52.0	33.3
	12～14歳	54.8	25.0
	15～17歳	33.8	22.2
母親の就業形態別	正社員	32.8	3.2
	パート・アルバイト	71.2	6.5
	契約・派遣社員等	66.2	10.0
	無職	64.5	6.0
母親のキャリア中断の有無別	「継続型」有業者	41.7	5.3
	「中断型」有業者	56.1	6.7
	無業者	64.5	6.0

3 仕事

(1) 現在の就業形態—就業率と正社員比率がともに上昇

母親における現在の就業形態（4分類）について、母子世帯は「正社員」（43.0%）の割合がもっとも高く、「パート・アルバイト」（29.7%）がそれに次ぐ。一方、ふたり親世帯の場合、「パート・アルバイト」（36.0%）の割合がもっとも高く、「無職」（26.9%）がそれに次いで、「正社員」が23.5%しかない。母子世帯に比べて、ふたり親世帯の母親の正社員比率は19ポイント低い（表5-3-1a）。

母親の就業率と正社員比率がともに7年前の第1回調査時より上昇している。就業率は、7年前に比べて母子世帯が6ポイント、ふたり親世帯が12ポイント上がり、ふたり親世帯の上昇幅が比較的大きい（図5-3-1a）。正社員比率は、7年前に比べて母子世帯が10ポイント、ふたり親世帯が6ポイント上がっている（図5-3-1b）。ただし、母子世帯の正社員は、中途採用が圧倒的に多い（74.3%）のに対して、ふたり親世帯の正社員は新卒採用が過半数（50.7%）を占めており、後者はより恵まれた雇用条件にいる者が多い。

出生コホート別の就業状態をみると、母子世帯ではコホートごとの就業率の差異はあまりみられないものの、ふたり親世帯の場合は1980年以降出生の若年コホート（38歳以下層）の就業率が他のコホートに比べて10ポイント以上低くなっている。正社員比率については、母子世帯では壮年コホート（1970年代生まれ、39～48歳層）、ふたり親世帯では若年コホート（1985年以降生まれ、33歳以下層）がもっとも高い（表5-3-1b上段）。

学校卒業年別で比較すると、新卒労働市場が特に冷え込んでいた時期に学卒期を迎えた世代（1993～2004年卒とされる）、いわゆる「氷河期世代」の正社員比率は、2005年以降に学卒期を迎えた「ポスト氷河期世代」に比べて芳しくない状況にある。例えば、ふたり親世帯の場合、「氷河期世代」と比べて、「ポスト氷河期世代」の正社員比率が12ポイント高い（表5-3-1b下段）。こうした現象の背後に、ポスト氷河期世代がより恵まれた労働市場の恩恵を受けている「コホート効果」に加え、若い層ほど正規雇用からの脱退が少ないといった「年齢効果」や、女性の就業継続率が近年高まっているといった「時代効果」が同時に影響していると考えられる。

表5-3-1a 現在の就業形態

	母子世帯	父子世帯	ふたり親世帯（母親）
N	653	54	1,218
正社員	43.0	70.4	23.5
パート・アルバイト	29.7	1.9	36.0
契約・派遣社員等※	16.9	20.4	13.6
無職	10.4	7.4	26.9
合計	100.0	100.0	100.0

※日雇い、自営業、内職、その他就業形態が含まれている。

図5－3－1a 母親における就業率の推移 (%)

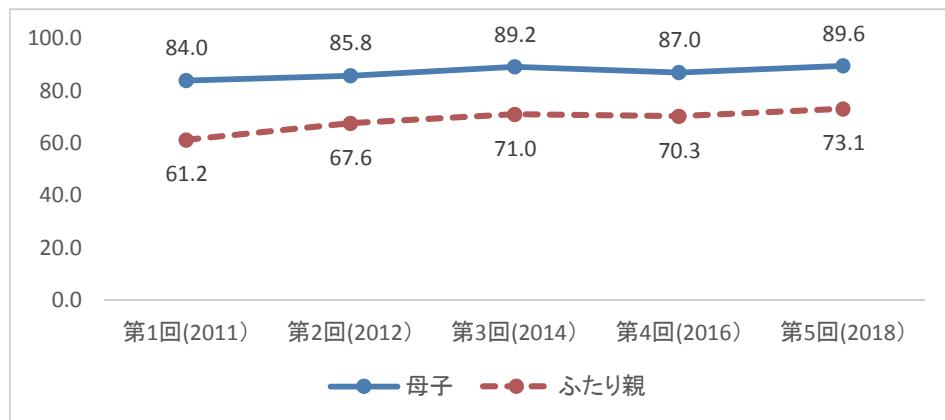
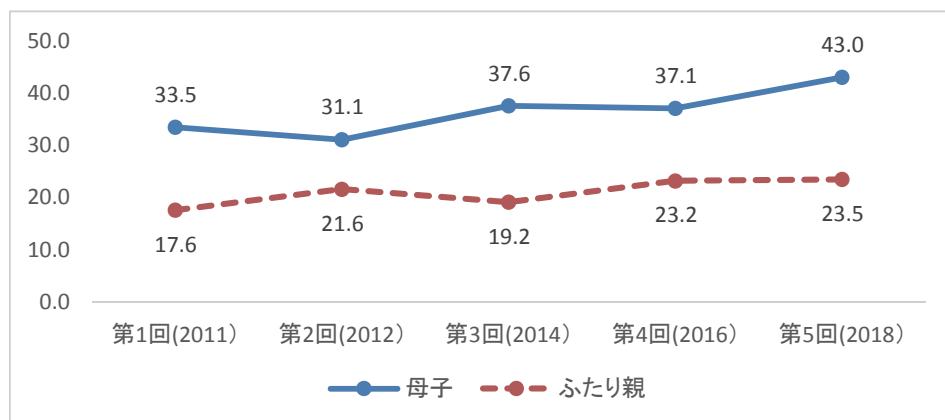


図5－3－1b 母親における正社員比率の推移 (%)



注：無職の母親、就業形態不詳を含めた集計結果である。

表5－3－1b 出生コホート・学校卒業年別、母親の就業率と正社員比率

	N	母子世帯		N	ふたり親世帯	
		就業率	正社員比率		就業率	正社員比率
出生コホート						
1969年以前	86	88.4	41.9	175	79.4	20.6
1970～74年	168	90.5	45.2	275	77.5	21.5
1975～79年	154	87.0	46.1	318	76.4	22.6
1980～84年	141	91.5	41.8	262	64.9	22.1
1985年以降	104	90.4	37.5	188	66.5	32.5
学校卒業年						
92年以前（～バブル世代）	204	88.2	39.7	336	77.7	19.4
93～2004年（氷河期世代）	338	90.2	44.1	681	73.1	23.1
2005年以降（ポスト氷河期世代）	71	90.1	47.9	163	63.8	35.0

注：学校卒業年は、出生年と学歴から逆算された数値である。正社員比率は、母親全体（無職・就業形態不詳を含む）に占める正社員の割合である。

(2) 夫婦の就業状態—男女役割分業「従来型標準カップル」は約7割

ふたり親世帯における夫婦の就業形態をみると、「正社員夫と非正規妻」カップルは全体の39.2%を占めており、割合がもっとも高い。「正社員夫と無職妻」カップルが、それに次ぐ多さ(21.8%)である。これらに「自営業夫と非正規・無職妻」カップル(8.5%)を加えると、「夫は外で働き、妻が家庭を守る」という男女役割分業が明確である「従来型標準カップル」は、全体の約7割(69.4%)を占めることになる(表5-3-2)。

一方、近年増えているとされる「夫婦とも正社員」のカップルも、全体の約2割(19.7%)を占めている。そこに「自営業夫と正社員妻」カップル(2.1%)が加えられると、2割強(21.8%)のカップルは夫婦ともに恵まれた就業状況にあることが分かる。それとは対照的に、「夫婦とも非正規または無職」のカップルも、15世帯に1世帯の割合(6.6%)でいる。

カップルの種類別に、家庭の経済状況を比較すると、夫婦ともに恵まれた就業状況にある「正規同士カップル」は、貧困率(2.7%)が低く、経済的困窮を感じている世帯がほとんどない。一方、夫婦とも非正規または無職の「非正規同士カップル」は、貧困率が26.5%に達しており、経済的困窮を感じている世帯の割合もその他の世帯に比べて顕著に高い(図5-3-2a)。

非正規同士カップルに比べて、正規同士カップルは、「夫婦とも高学歴」の割合が著しく高い(61.2%vs.22.9%)。また、政令指定都市・東京特別区といった大都市に居住している割合もやや高くなっている(25.0%vs.21.7%)(図5-3-2b)。

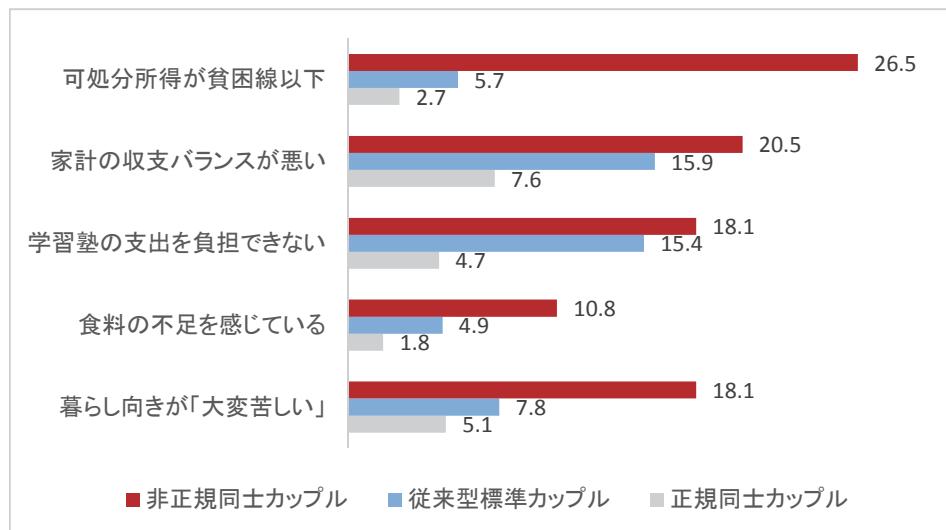
表5-3-2 夫婦の就業形態

		妻					
		正社員	パート	契約・派遣 社員等	無職	不詳	合計
正規同士 カップル 21.8%	正社員	19.7	30.0	9.2	21.8	0.2	80.8
	自営業	2.1	2.4	3.3	2.8	0.0	10.5
	非正社員	1.0	1.4	0.6	0.8	0.0	3.8
	無職	0.3	0.5	0.1	0.3	0.1	1.3
	不詳	0.7	1.2	0.7	1.0	0.0	3.6
	合計	23.8	35.4	13.8	26.7	0.2	100.0

注：ふたり親世帯(N=1,267)に関する集計結果。

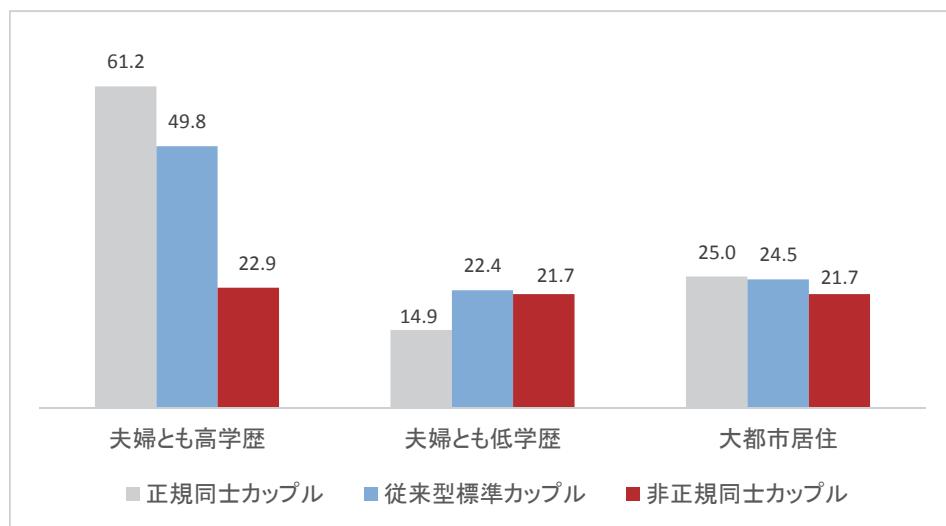
従来型標準
カップル
69.4%
非正規同士
カップル
6.6%

図5－3－2a カップルの種類別、経済的困窮を抱える世帯の割合 (%)



注：「正規同士カップル」(N=276)：夫婦とも正社員（※夫が自営業のケースを含む）、「非正規同士カップル」(N=83)：夫婦とも非正規または無職、「従来型標準カップル」(N=879)：夫が正社員または自営業、妻が非正規または無職。

図5－3－2b カップルの種類別、平均属性の比較 (%)



注：ここでの「高学歴」と「低学歴」は、それぞれ「短大高専卒以上の学歴」、「中学校・高校卒の学歴」を指している。「大都市」とは、政令指定都市・東京特別区のことである。

(3) 初職の正規雇用—若いコホートほど比率が低下

最終学校を卒業した後に最初に就いた仕事(初職)が正社員だった割合は、母子世帯 60.6%、父子世帯 74.1%、ふたり親世帯(母親) 75.4%となっている(表5-3-3a)。母親の初職正社員比率は、7年前より5ポイント(ふたり親世帯)～13ポイント(母子世帯)下がっている(図5-3-3a)。

初職の正規雇用における世代間格差が大きい。初職正社員比率を比較すると、「1969年以前」出生コホートが8～9割でもっとも高く、次いで1970年代出生コホート6～8割、1980年以降出生コホートが4～7割で一番低い。若いコホートほど初職正社員比率が総じて低下する傾向が見られる(表5-3-3b)。

そのほか、初職の正規雇用における学歴間格差も顕著である。学歴が高ければ高いほど、初職の正社員比率が高い。例えば、ふたり親世帯の母親の場合、初職正社員比率は、中学校卒が8.1%、高校卒が69.5%、短大等卒が80.5%、大学卒が83.7%となっており、学歴と初職正社員比率の間に線形の関係が見られる(図5-3-3b)。

表5-3-3a 初職の就業形態

	母子 世帯	父子 世帯	ふたり 親世帯 (母親)
N	653	54	1,218
正社員	60.6	74.1	75.4
パート・アルバイト	24.7	13.0	12.5
契約・派遣社員等※	11.2	11.1	9.3
不詳	3.5	1.9	2.9
合計	100.0	100.0	100.0

※働いた経験のない人を含む。

表5-3-3b 出生コホート・学校卒業年別、母親の初職が正社員の割合

	母子 世帯	ふたり 親世帯
出生コホート		
1969年以前	80.2	88.6
1970～74年	73.2	85.1
1975～79年	64.3	72.6
1980～84年	42.6	67.9
1985年以降	43.3	63.8
学校卒業年		
92年以前(～バブル世代)	76.5	85.4
93～2004年(氷河期世代)	52.4	72.1
2005年以降(ポスト氷河期世代)	59.2	71.8
ポスト氷河期世代I(08～11年)	47.4	71.2
ポスト氷河期世代II(08～11年以外)	63.5	72.2

図5－3－3a 母親の初職が正社員の割合の推移 (%)

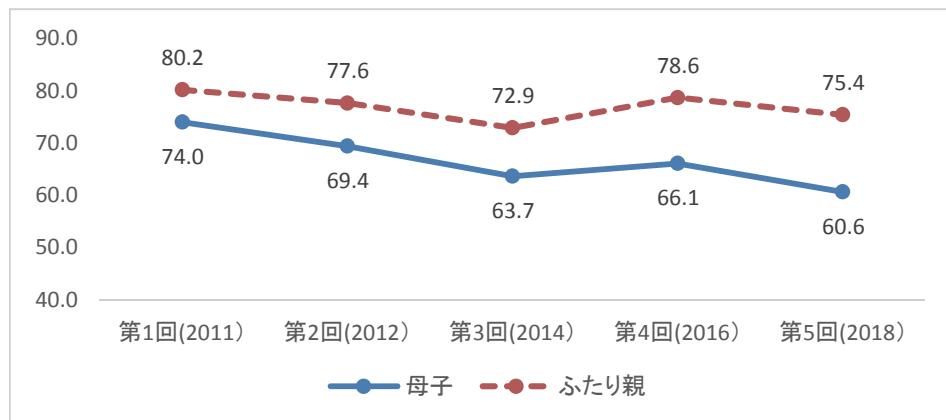
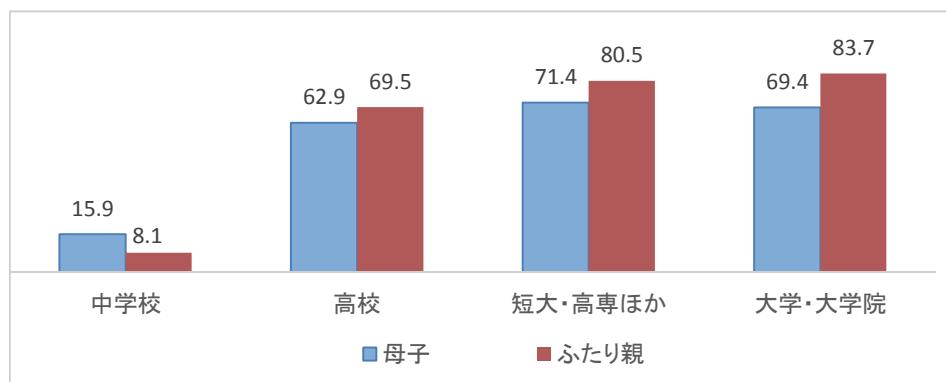


図5－3－3b 学歴別、母親の初職が正社員の割合 (%)



(4) 母親の就業時間—フルタイム就業の母親が前回調査より減少

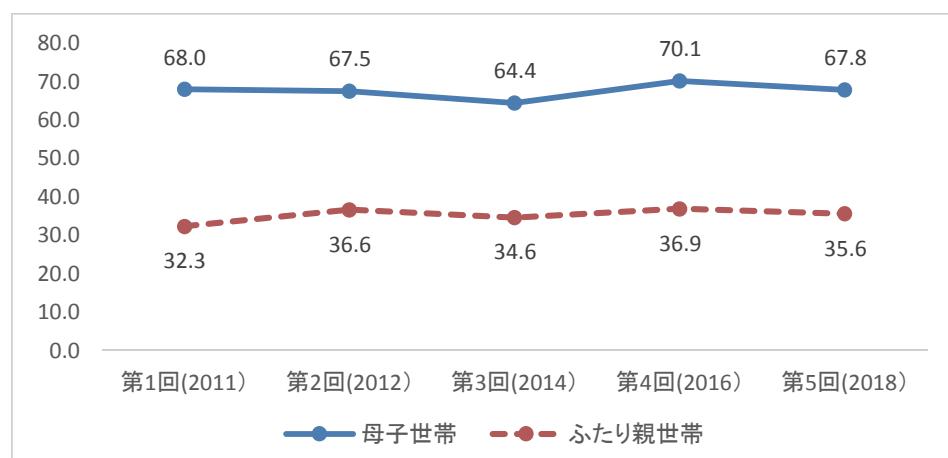
週あたりの就業時間（残業時間を含む）が30時間以上のフルタイム（FT）就業者の割合は、母子世帯67.8%、ふたり親世帯35.6%である。フルタイム就業している母親の割合は、前回調査よりやや低下しているが、第1回（2011）調査より3ポイント上昇している（ふたり親世帯）（図5-3-4a）³。

母子世帯の場合、末子の年齢層は就業率にあまり影響しないが、就業時間には一定の影響を与えている。末子が「0～2歳」層では、母親のフルタイム就業率（61.0%）が6割程度しかないが、末子が3歳以上になると、母親のフルタイム就業率が7割程度に上昇する。乳幼児を抱えている母子世帯の多くは、就業時間の調整で仕事と子育てのバランスを図ろうとしていることが分かる（図5-3-4b）。

一方、ふたり親世帯の場合、末子の年齢層が主に影響しているのは、母親の就業率である。母親の無業率（就業0時間）は、末子が「0～2歳」層では39.5%、「3～5歳」層では33.7%、「6～14歳」層では21.4%、「15～17歳」層で16.6%となっており、末子との年齢と母親の就業率との間に線形の関係が見られる。一方、母親のフルタイム就業率は、末子の年齢にかからず、3分1程度の水準を維持している（図5-3-4c）。

そのほか、母親の学歴も就業時間に影響している。高学歴の母親は、総じてフルタイム就業率が高くなっている（表5-3-4）。

図5-3-4a 週30時間以上（FT）就業している母親の割合の推移（%）



注：無職の母親、就業時間不詳を含めた集計結果である。

³ 国の公式調査からも同様な傾向が確認できる。2012から2017年までの5年間に、「夫婦と子供から成る世帯」および「夫婦、子供と両親からなる世帯」における妻（65歳未満）の有業率が8ポイント上昇（60.5%→68.8%）しているが、「仕事が主な者」が全体に占める割合が5ポイントの増加（28.5%→33.5%）に止まっている（出所：「平成24年就業構造基本調査（第b220表）」、「平成29年就業構造基本調査（第a248表）」より筆者が再集計）。

図5－3－4b　末子の年齢別、母親の就業時間（%）－母子世帯

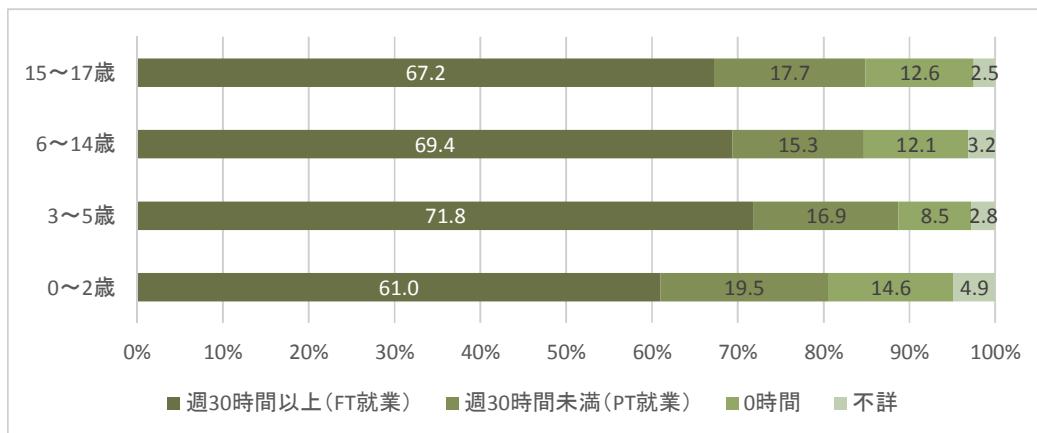


図5－3－4c　末子の年齢別、母親の就業時間（%）－ふたり親世帯

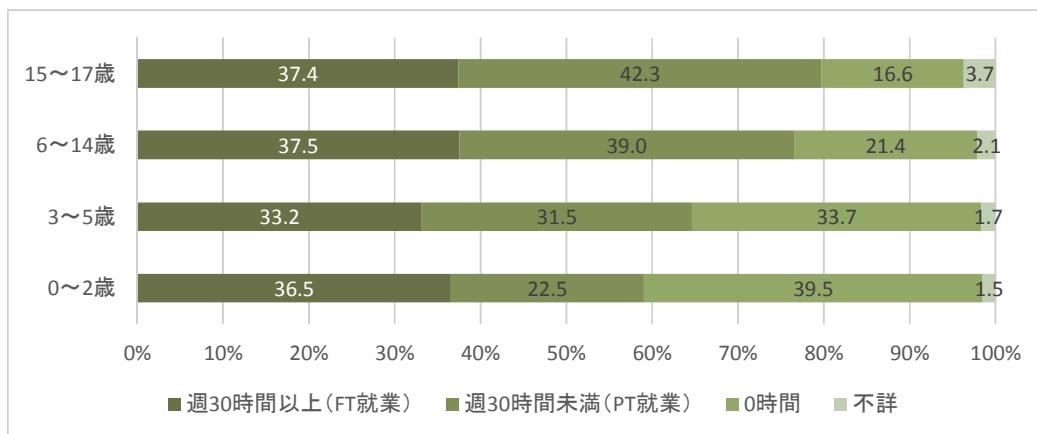


表5－3－4 属性別母親の就業時間

	N	週30時間以上(FT就業)	週30時間未満(PT就業)	0時間	不詳	合計
母子世帯	653	67.8	16.2	11.5	4.4	100
末子の年齢層別	0～2歳	41	61.0	19.5	14.6	4.9
	3～5歳	71	71.8	16.9	8.5	2.8
	6～14歳	346	69.4	15.3	12.1	3.2
	15～17歳	119	67.2	17.7	12.6	2.5
母親の学歴別	中学校・高校	344	64.8	17.7	12.8	4.7
	短大・高専・専修学校他	220	70.5	18.2	10.5	0.9
	大学・大学院	49	83.7	2.0	8.2	6.1
ふたり親世帯	1,218	35.6	33.8	27.9	2.7	100
末子の年齢層別	0～2歳	271	36.5	22.5	39.5	1.5
	3～5歳	181	33.2	31.5	33.7	1.7
	6～14歳	477	37.5	39.0	21.4	2.1
	15～17歳	163	37.4	42.3	16.6	3.7
母親の学歴別	中学校・高校	381	29.1	42.5	26.5	1.8
	短大・高専・専修学校他	493	38.7	28.4	30.2	2.6
	大学・大学院	306	39.2	33.0	25.8	2.0

(5) 父親の就業時間—60時間超えの場合は母親の就業率が下がる

父親の週あたり平均就業時間（残業時間を含む）は、父子世帯 38.6 時間、ふたり親世帯 48.1 時間である。そのうち、30 時間未満のパートタイム就業者の割合が、父子世帯（18.5%）はふたり親世帯（9.7%）の約 2 倍である（表 5－3－5 a）。

ふたり親世帯の場合、夫の就業時間が 60 時間を超えると、妻のフルタイム就業率が顕著に低下する。夫の就業時間が 60 時間以下であれば、妻のフルタイム就業率がおおむね 4 割前後で推移しているのに対して、60 時間を超えると、妻のフルタイム就業率が 3 割に急落している。同様に、夫の就業時間が 60 時間を超えると、妻の無職率が明らかに高い（表 5－3－5 b、図 5－3－5 a）。

父親の就業時間が「規則的」または「おおむね規則的」と回答した世帯は、父子世帯が 64.8%、ふたり親世帯が 69.3% である。ふたり親世帯の父親の就業時間が比較的規則的である（図 5－3－5 b）。

一方、夫の就業時間の不規則性が、妻の無職率とは正の相関関係が見られるが、妻の就業時間（フルタイム就業率）とは連動していないようである（図 5－3－5 c）。

表 5－3－5 a 父親の週あたり就業時間数

	N	30時間未満	30～40時間	41～50時間	51～55時間	56～60時間	60時間超え	不詳	合計	平均(時間)	標準偏差
父子世帯	54	18.5	18.5	38.9	1.9	5.6	5.6	11.1	100.0	38.6	18.9
ふたり親世帯 (父親)	1,267	9.7	16.3	32.4	4.9	13.8	11.9	11.1	100.0	48.1	18.7

注：ふたり親世帯は父親回答（N=49）の標本も含まれている。

表 5－3－5 b 夫婦の就業時間数

		妻				
		30時間以上 (FT就業)	30時間未満 (PT就業)	0時間	不詳	合計
夫	40時間以下	9.7	9.3	6.0	1.0	26.0
	41～50時間	13.3	10.0	8.5	0.6	32.4
	51～60時間	7.0	6.7	5.0	0.1	18.7
	60時間超え	3.5	3.6	4.6	0.3	11.9
	不詳	2.9	3.6	3.7	0.8	11.1
	合計	36.3	33.2	27.7	2.8	100.0

図5－3－5a 夫の就業時間数別、妻のFT就業率と無職率（%）

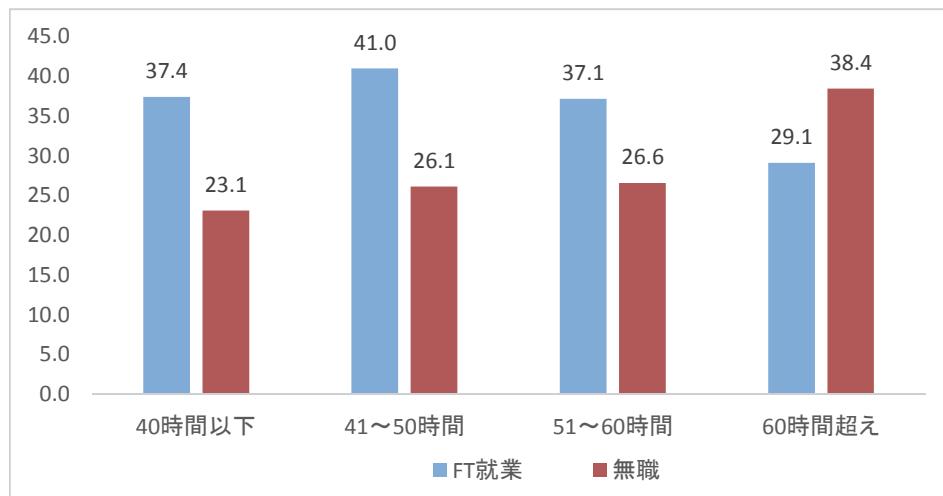


図5－3－5b 父親の就業時間の規則性（%）

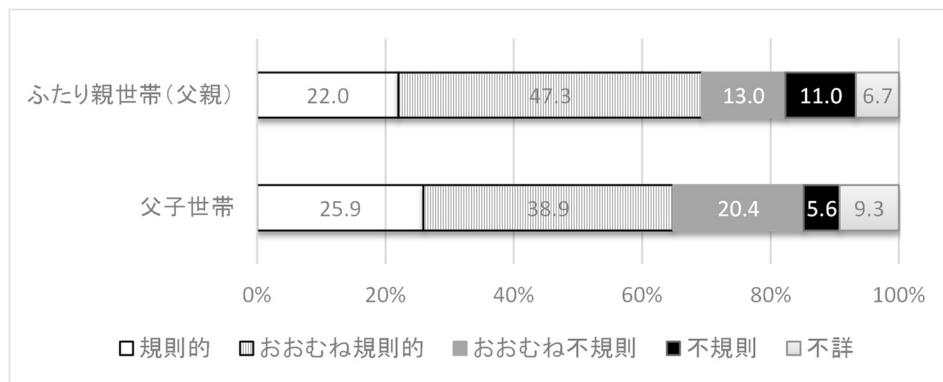
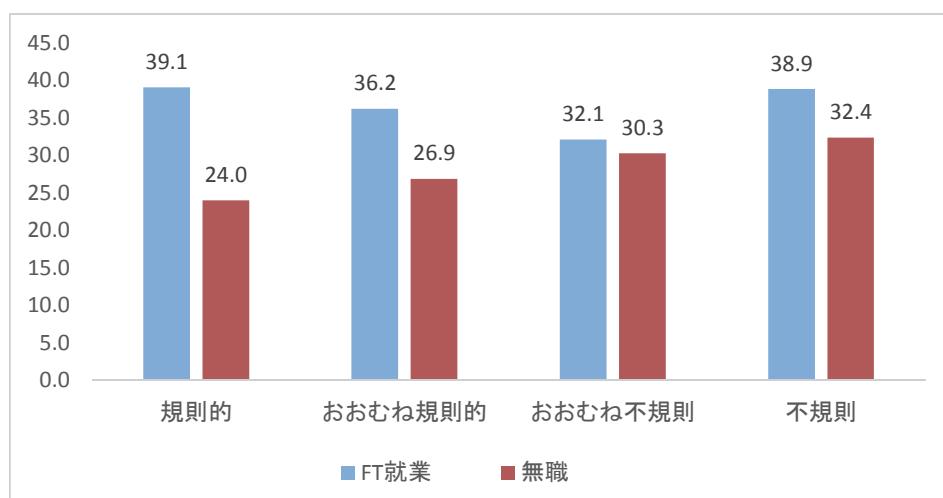


図5－3－5c 夫の就業時間の規則性別、妻のFT就業率と無職率（%）



(6) 母親の就業収入—パート主婦の16%は就業時間調整ゾーン

母親の平均就業年収は（税込）は、母子世帯 234.2 万円、ふたり親世帯 143.5 万円である。そのうち、女性の経済的自立ラインとされる 300 万円以上の収入を得ている者の割合は、母子世帯が 24.7%、ふたり親世帯が 15.1% である（表 5-3-6 a、表 5-3-6 b）。

母親の平均就業年収は、第 1 回調査以来、上昇基調が続いている。ふたり親世帯に比べて、母子世帯の方は、母親の収入上昇幅が大きい（図 5-3-6 a）。母親の正社員比率の上昇幅は、母子世帯が 10 ポイントであり、ふたり親世帯の約 2 倍の大きさに当たることが原因の 1 つとして考えられる（36 頁、図 5-3-1 b）。

母親の就業年収の中央値が、ふたり親世帯は前回調査より 5 万円ほど上がっているが、母子世帯は 200 万円で前回調査と同じである（図 5-3-6 b）。「平均値が顕著に上昇したが、中央値に変化なし」ということは、母子世帯の就業収入における内部格差が拡大している可能性が示唆される。

非正規・パートとして働く有配偶の母親、いわゆる「パート主婦」の約 7 割（67.8%）は、夫の住民税・所得税の配偶者控除の収入限度額である 103 万円以内で働いている。そのうち、就業時間調整の疑いが濃厚である「100～103 万円」ゾーンで働いている母親は、16.4% である。社会保険料負担が免除される「第 3 号被保険者」の収入限度額である 130 万円以内で働く者と合わせると、「パート主婦」の 4 分の 3 は、いずれかの限度額内に収まる収入額で働いている。一方、夫の住民税・所得税の配偶者特別控除がなくなる 201 万円超で働くパート主婦はわずか 8.7% である（図 5-3-6 c）。

表 5-3-6 a 母親の就業年収（税込）の分布

	N	収入なし	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不詳	合計	平均（万円）	標準偏差	(再掲) 300万円以上
母子世帯	653	6.4	10.7	19.6	21.4	11.8	12.9	17.2	100.0	234.2	198.5	24.7
ふたり親世帯	1,267	23.7	19.3	16.8	7.7	5.4	9.7	17.4	100.0	143.5	177.0	15.1

表 5-3-6 b 母親の就業年収（税込）のパーセンタイル分布（単位：万円）

	N	平均値	10%	25%	50% (中央値)	75%	90%
(母子世帯)							
第1回(2011)	584	172.6	0	50	148	250	400
第2回(2012)	508	194.6	5	90	170	257.5	400
第3回(2014)	564	225.7	1	90	180	290	450
第4回(2016)	560	215.8	0	98	200	300	450
第5回(2018)	541	234.2	18	103	200	300	480
(ふたり親世帯)							
第1回(2011)	1,170	115.8	0	0	60	150	350
第2回(2012)	1,283	135.0	0	0	80	200	400
第3回(2014)	1,147	121.3	0	0	78	150	350
第4回(2016)	1,168	138.4	0	0	85	200	400
第5回(2018)	1,047	143.5	0	0	90	200	400

図5－3－6a 母親の就業年収（税込）の平均値の推移（単位：万円）

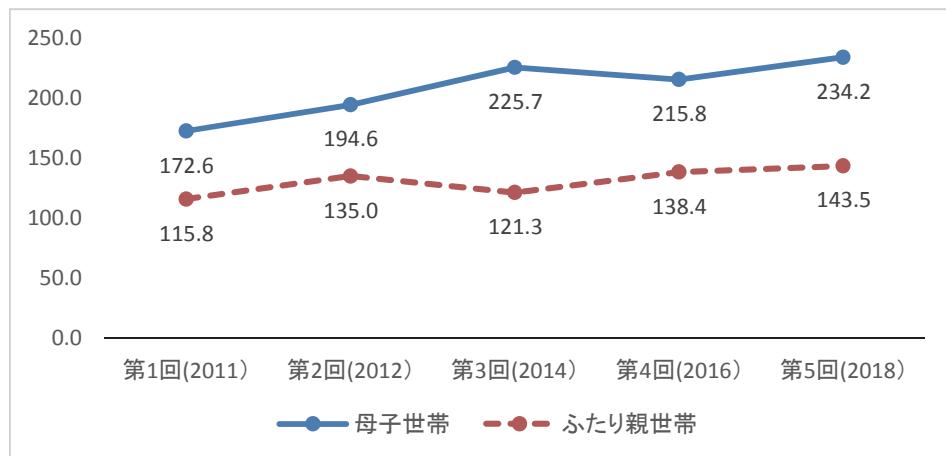


図5－3－6b 母親の就業年収（税込）の中央値の推移（単位：万円）

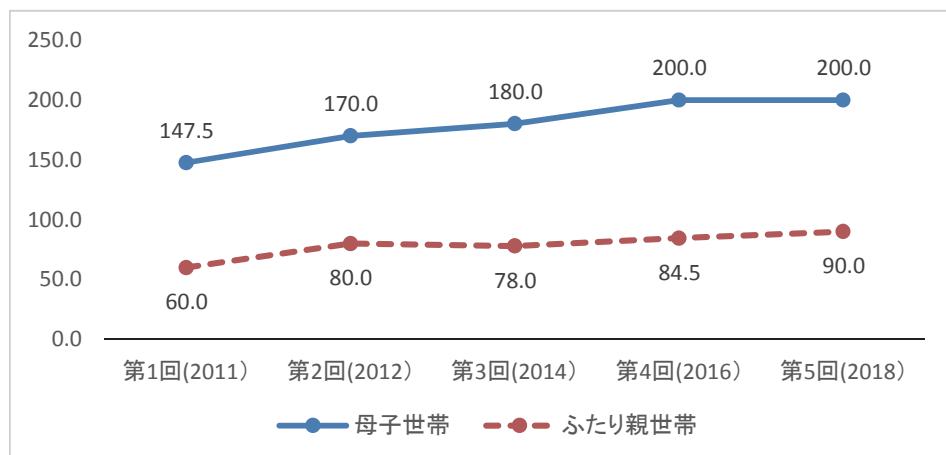
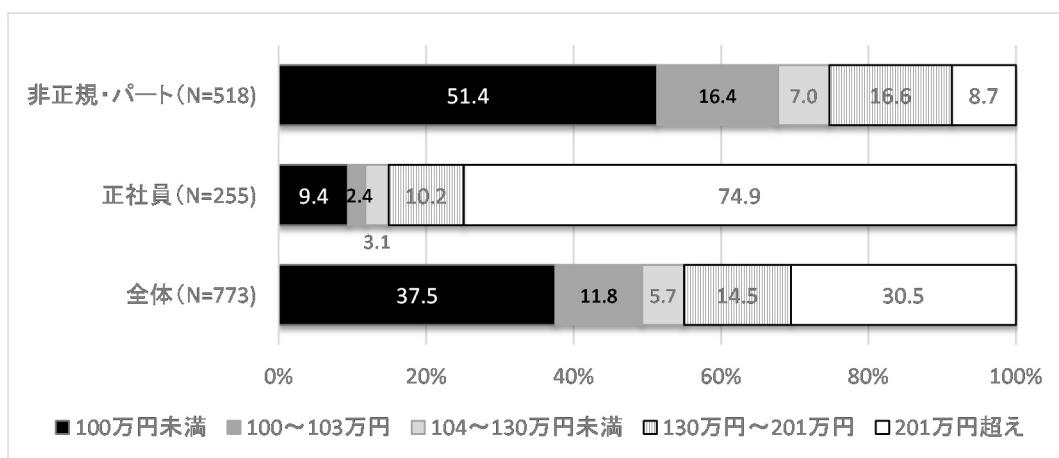


図5－3－6c 有配偶の有業女性の収入構成（%）、不詳を除く



(7) 父親の就業収入—500万円以上は半数割れ

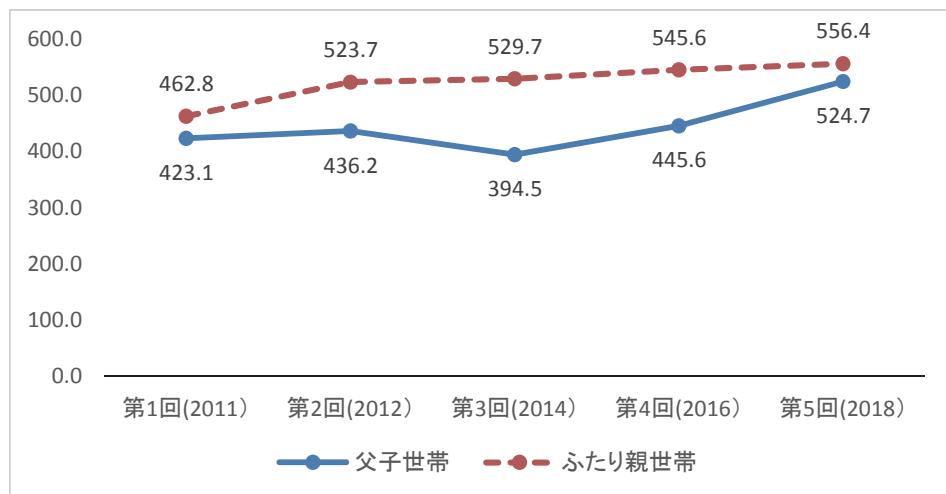
父親の平均就業年収は（税込）は、父子世帯 524.7 万円、ふたり親世帯 556.4 万円となっている。そのうち、中流の暮らしを期待できる収入ラインとされる 500 万円以上の収入を得ている者の割合は、父子世帯が 24.1%、ふたり親世帯が 43.4% である（表 5-3-7）。

父親の平均就業年収は母親の年収と同様に、第 1 回調査以来、上昇基調が続いている。ふたり親世帯の場合、父親の平均就業年収は、過去の 7 年間で 2 割増加している。父子世帯の父親も、平均年収が 423.1 万円から 524.7 万円に増え、24.0% の上昇である（図 5-3-7a）。

表 5-3-7 父親の就業年収（税込）の分布

	N	収入なし	300万円未満	300～500万円未満	500～800万円未満	800万円以上	不詳	合計	平均（万円）	標準偏差	再掲)500万円以上
父子世帯	54	3.7	16.7	35.2	13.0	11.1	20.4	100.0	524.7	756.5	24.1
ふたり親世帯	1,267	0.9	8.7	23.7	28.7	14.7	23.4	100.0	556.4	332.0	43.4

図 5-3-7a 父親の就業年収（税込）の平均値の推移（単位：万円）



(8) 夫婦の就業収入—夫年収「800万円以上」層で専業主婦率が上がる

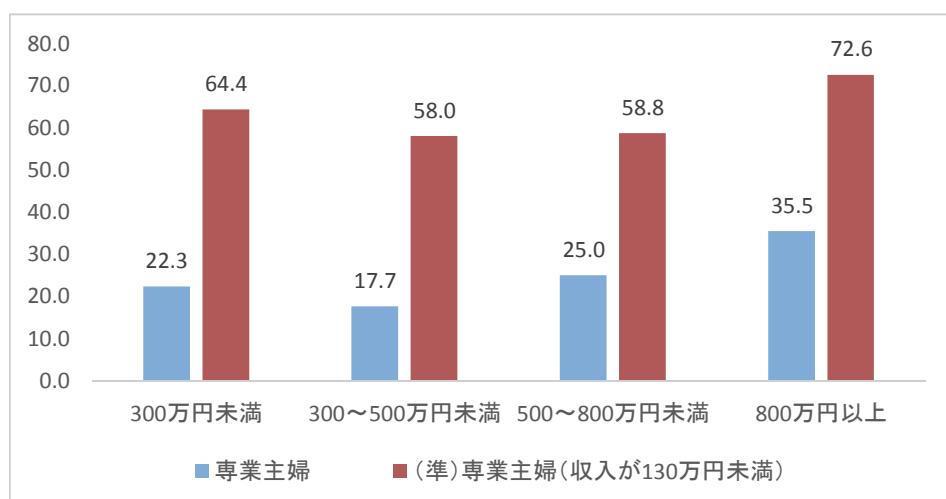
ふたり親世帯における夫婦の就業収入の組み合わせをみると、「夫 500～800万円未満、妻 103万円以下」のカップルは全体の 15.9%を占めており、割合がもっとも高い。「夫 300～500万円未満、妻 103万円以下」カップルが、それに次ぐ多さ（12.8%）である。「夫 800万円以上、妻 103万円以下」カップルが 3番目に多い（10.4%）。あらゆる収入階層の夫に、103万円以内で働く妻の割合が圧倒的に多いことがわかる（表 5－3－8）。

夫の所得階級 4 分類別、妻の専業主婦率を比較すると、夫年収「800万円以上」層では、専業主婦率が明らかに高くなっているが、それ以外の層ではそれほどの差異が見られない。「第3号被保険者」の収入限度額である 130万円以内で働く妻、いわゆる「準専業主婦」を含めると、その傾向が一層鮮明に出てくる。夫年収「800万円以上」層では、妻の（準）専業主婦率が 72.6%となっているが、それ以外の収入階級ではおおむね 6割前後である（図 5－3－8）。

表 5－3－8 夫婦の就業年収（税込）

		妻					合計
		103万円 以下	104～ 130万円 未満	130万円～ 201万円	201万円 を超える	不詳	
夫	300万円未満	5.1	1.1	1.3	2.0	0.2	9.6
	300～500万円未満	12.8	1.0	3.4	6.1	0.5	23.7
	500～800万円未満	15.9	1.0	3.3	7.9	0.6	28.7
	800万円以上	10.4	0.2	0.8	2.8	0.4	14.7
	不詳	6.6	0.4	0.4	0.2	15.7	23.4
	合計	50.8	3.7	9.2	19.0	17.4	100.0

図 5－3－8 夫の所得階級別、妻の専業主婦率（%）



(9) 第1子出産後の就業継続率—緩やかに上昇

第1子の妊娠・出産後に「就業継続」した母親は、母子世帯が36.3%、ふたり親世帯が35.1%である。そのうち、育休利用しての就業継続者の割合は、ふたり親世帯が18.1%で、母子世帯より3ポイント高い（表5-3-9）。

母親の就業継続率が、調査開始以来、緩やかに上昇している。4年前の第3回調査に比べ、母子世帯とふたり親世帯がいずれも3ポイント上昇している（図5-3-9a）。

「（就業）継続あり」のグループでは、母親の初職正社員比率と高学歴層の割合が比較的高い。「継続なし」グループでは、初職正社員比率は母子世帯58.5%、ふたり親世帯76.0%であるのに対して、「継続あり」グループでは該当比率は70.3%（母子世帯）と80.5%（ふたり親世帯）になっている。高学歴層の割合についても、「継続あり」グループの優位性が見られる（図5-3-9b）。

また、ふたり親世帯に限って、「継続あり」グループでは、新卒労働市場が活況になり始める2005年以降に学卒期を迎えた「ポスト氷河期世代」の割合が高くなっている。「継続あり」と「継続なし」グループの平均年齢はほぼ同じであるにもかかわらず、ポスト氷河期世代の割合が、「継続あり」グループでは16.8%となっており、「継続なし」グループより5ポイントも高い。

表5-3-9 第1子出産後における母親の就業変化（%）

	N	就業継続 (育休利 用)	就業継続 (育休な し)	出産退職	妊娠前 から無 職	その他・不 詳	合計	再掲)就 業継続
母子世帯	653	15.5	20.8	42.4	16.4	4.9	100.0	36.3
ふたり親世帯	1,218	18.1	17.0	41.9	18.1	4.9	100.0	35.1

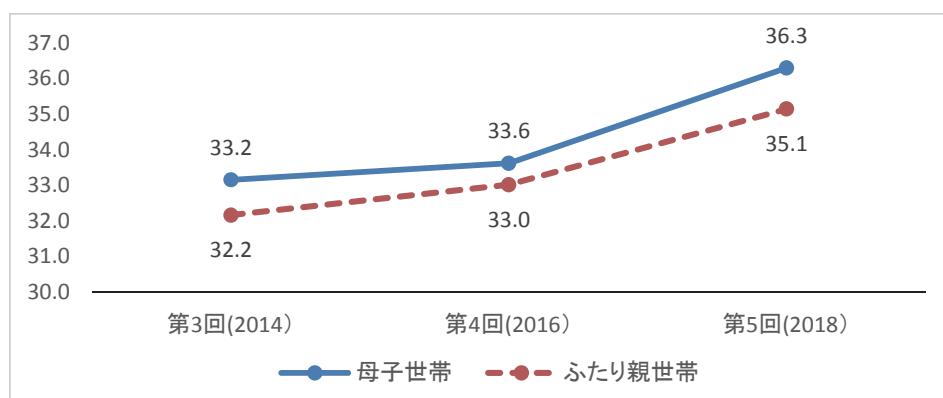
注：調査では、「妊娠判明直前」(t1)、「出産3ヵ月後」(t2)および「出産1年後」(t3)の母親の就業状況についていたずねている。各コースの定義は以下の通りである。

「就業継続」：t1-t3のいずれの時期においても、母親が有業（育児休業を含む）。

「出産退職」：t1期で母親が有業であるが、t2期またはt3期で母親が無業に転じる。

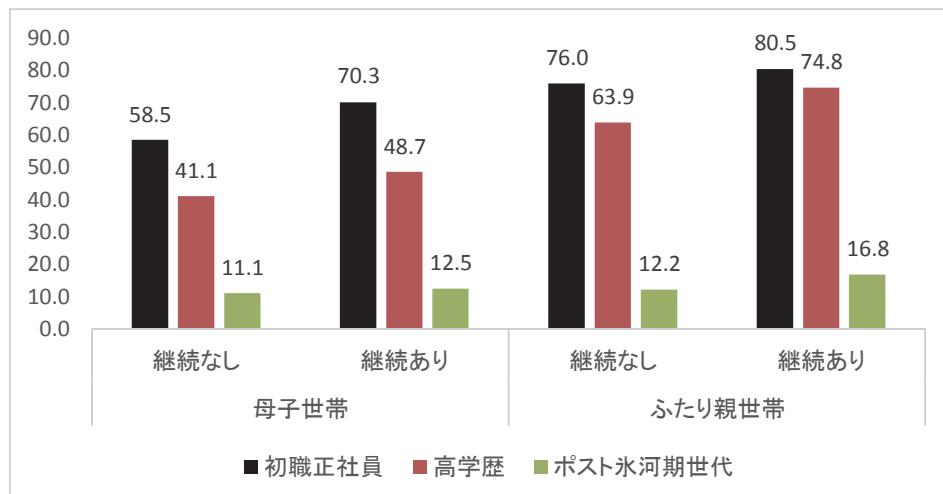
「妊娠前から無職」：t1期で母親が無業である。

図5-3-9a 第1子出産後の母親の就業継続率の推移（%）



注：妊娠前から無職、不詳等を含む集計結果。

図5－3－9b 第1子出産前後に就業継続の有無別、母親の属性（%）



注：ポスト氷河期世代とは、2005年以降に学卒期を迎えた世代のことである。「継続あり」と「継続なし」グループの平均年齢はいずれも40～41歳前後である。

(10) 就業継続と現在の雇用状況—雇用条件を取るか第2子出産か

第1子出産後の就業継続の有無は、母親のキャリアライフに中長期的な影響を及ぼす可能性が高い。表5-3-10は、第1子出産後に就業継続の有無別に、母親における現在の雇用状況を比較したものである。

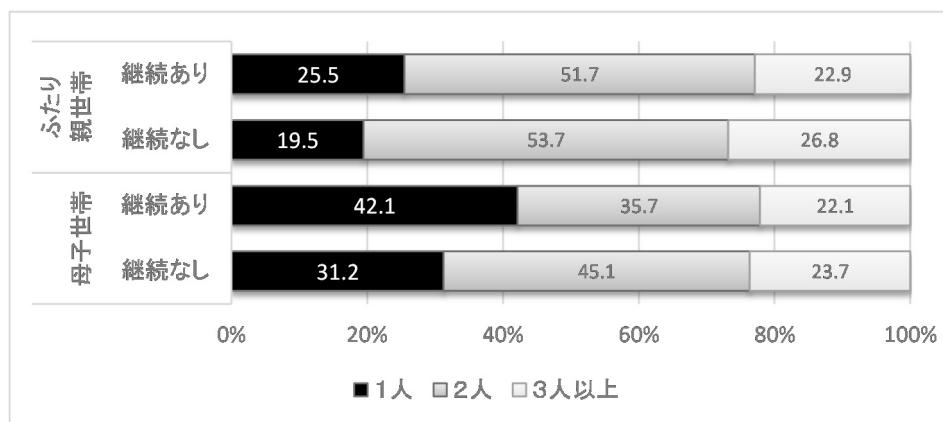
「継続あり」グループは、総じて就業率と正社員比率が高く、大企業に勤務する者が多く、平均年収が高いのが特徴である。そのうち、もっとも顕著の格差が出ているのは、正社員比率と年収水準である。例えば、中途採用で正社員になる者が少ないふたり親世帯の母親の場合、「継続あり」グループの正社員比率が5割に達しているが、「継続なし」グループの正社員比率が1割も満たない水準(9.1%)である。また、女性の経済的自立ラインとされる300万円以上の年収を稼いでいる者の割合も、「継続あり」グループが30.8%（母数に収入不詳者を含む）となっており、「継続なし」グループ(5.9%)を大きく引き離している（表5-3-10）。

ただし、「継続あり」グループはより良い雇用状況を得ている反面、子ども数がやや少ない。例えば、子どもが1人しかない者の割合は、「継続あり」グループが25.5%（ふたり親世帯）～42.1%（母子世帯）となっており、「継続なし」グループより6ポイント（ふたり親世帯）～11ポイント（母子世帯）高い。第1子出産後に就業を継続するために、第2子の出産をあきらめた母親が相当数いることがうかがわれる（図5-3-10）。

表5-3-10 第1子出産後に就業継続の有無別、現在の就業状況

	母子世帯			ふたり親世帯（母親）		
	継続なし	継続あり	全体	継続なし	継続あり	全体
就業率	88.0	92.4	89.6	63.3	91.1	73.1
正社員	34.6	57.8	43.0	9.1	50.0	23.5
就業年収300万円以上	16.1	39.7	24.7	5.9	30.8	14.7
官公庁・300人以上大企業勤務	18.3	24.7	20.7	19.0	32.1	24.7
N	416	237	653	790	428	1,218

図5-3-10 第1子出産後に就業継続の有無別、子ども数 (%)



(11) 就業と健康—無業母子世帯の2人に1人が抑うつ傾向

自分の健康状態が、「あまり良くない」または「良くない」と回答した者の割合は、無業母親が10.1%（ふたり親世帯）～39.7%（母子世帯）、有業母親が6.0%（ふたり親世帯）～18.1%（母子世帯）となっている。ふたり親世帯の母親と比べて、母子世帯の母親、とくに無業母子世帯は健康状態が悪いことが分かる。（表5－3－11a）。

精神的健康度の指標であるCES-D得点をみると、CES-D得点が11点以上で「抑うつ傾向あり」とされる母親の割合では、母子世帯がふたり親世帯の2倍の高さである。ふたり親世帯については、母親の精神的健康度は、有業者と無業者の間に差がほとんどない。一方、母子世帯の場合、無業者の精神的健康度が有業者に比べてかなり悪い状態であることが分かる。無業母子世帯の2人に1人（49.2%）という高い割合で抑うつの傾向が見られる（表5－3－11b）。

表5－3－11a 就業有無別、母親の主観的健康状態

	母子世帯			ふたり親世帯		
	無業	有業	全体	無業	有業	全体
N	68	585	653	328	890	1,218
良い	14.7	22.6	21.8	37.2	32.8	34.0
まあまあ良い	13.2	22.9	21.9	24.1	30.0	28.4
普通	30.9	32.1	32.0	26.5	28.0	27.6
あまり良くない	26.5	17.1	18.1	9.2	5.6	6.6
良くない	13.2	1.0	2.3	0.9	0.3	0.5
不詳	1.5	4.3	4.0	2.1	3.3	3.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
再掲）あまり良くない・良くない	39.7	18.1	20.4	10.1	6.0	7.1

注：ふたり親世帯の集計値は、父親回答票を除いた結果である。

表5－3－11b 就業有無別、母親の精神的健康度—CES-D得点

	母子世帯			ふたり親世帯		
	無業	有業	全体	無業	有業	全体
N	68	585	653	328	890	1,218
0~3点	5.9	16.8	15.6	29.6	28.8	29.0
4~6点	17.7	21.0	20.7	25.9	29.0	28.2
7~10点	20.6	21.7	21.6	21.0	20.5	20.6
11~15点	17.7	15.6	15.8	8.2	10.2	9.7
16~30点	25.0	12.0	13.3	7.9	4.8	5.7
不詳	13.2	13.0	13.0	7.3	6.7	6.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平均(点)	12.5	8.7	9.1	6.7	6.2	6.3
標準偏差	7.6	6.2	6.4	5.7	4.7	5.0
再掲）11点以上※不詳を除く 抑うつ傾向あり	49.2	31.6	33.4	17.4	16.1	16.5

注：ふたり親世帯の集計値は、父親回答票を除いた結果である。CES-D抑うつ尺度は、最近の1週間で「普段は何でもないことで悩む」、「物事に集中できない」、「落ち込んでいる」、「何をするのも面倒だ」等10項目について、「ほとんどない」（得点0）、「1～2日」（得点1）、「3～4日」（得点2）、または「5日以上」（得点3）のどちらになるかをたずね、その合計得点をメンタルヘルスの指標とする。11という閾値（Cutoff-point）は、米国の臨床実験結果に基づくものである。

4 家事・育児

(1) 母親の家事時間数—ふたり親世帯は平均 3.5 時間

母親が平日 1 日当たり炊事、洗濯と掃除をこなす平均家事時間数は、母子世帯が 149 分(2.5 時間)、ふたり親世帯が 207 分(3.5 時間)となっており、ふたり親世帯の家事時間が約 4 割長い。また、有業母親に比べて、無業母親の家事時間が 36 分(母子世帯)～71 分(ふたり親世帯)長くなっている。そのうち、ふたり親世帯の専業主婦は 3 人に 1 人(34.9%)の割合で、1 日あたり 5 時間以上の家事を行っている(表 5-4-1)。

母親の家事時間の推移をみると、ふたり親世帯は緩やかな減少傾向が見られるが、母子世帯の家事時間にトレンド的な変化は見られない(図 5-4-1 a)。

家事時間数と就業時間数との間に、負の相関関係が見られるのはふたり親世帯のみである。ふたり親世帯の場合、家事時間がもっとも長いのは「無業(専業主婦)」(256 分)、次いで「週 30 時間未満(PT 就業)」(213 分)と続き、「週 30 時間以上(FT 就業)」の家事時間(166 分)がもっとも短い。一方、母子世帯は、PT 就業と FT 就業の家事時間はほぼ変わらない(図 5-4-1 b)。

そのほか、祖母との同居状況別母親(妻)の家事時間数を比較してみた。母子世帯の場合、祖母と同居している者の平均家事時間は 30 分ほど短い。ふたり親世帯の場合、自分の母親と同居している妻は家事時間が短くなっているが、夫の母親と同居している妻は平均家事時間がむしろ全体よりも長い(図 5-4-1 c)。

表 5-4-1 就業有無別、母親の平日 1 日あたりの家事時間

	母子世帯			ふたり親世帯		
	無業	有業	全体	無業	有業	全体
N	68	585	653	338	929	1,267
120分(2時間)未満	23.5	30.9	30.2	4.7	15.6	12.7
180分(3時間)未満	25.0	27.7	27.4	12.4	26.3	22.6
240分(4時間)未満	17.7	23.6	23.0	26.3	25.3	25.6
300分(5時間)未満	10.3	7.5	7.8	19.2	15.5	16.5
300分(5時間)以上	17.7	6.8	8.0	34.9	15.7	20.8
不詳	5.9	3.4	3.7	2.4	1.6	1.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
再掲) 4 時間以上	27.9	14.4	15.8	54.1	31.2	37.3
平均(分)	181	145	149	259	188	207
標準偏差	121	94	98	136	100	115

注: ふたり親世帯は父親回答(N=49)の標本も含まれている。父親回答の母親の家事時間数は、母親(妻)が週休 2 日として、平日と休日の総家事時間数を 7 日で割ったものである。母親本人回答の家事時間数は、平日 1 日当たりの家事時間数を直接にたずねたものである。

図5－4－1a 母親の家事時間の推移（単位：分／日）

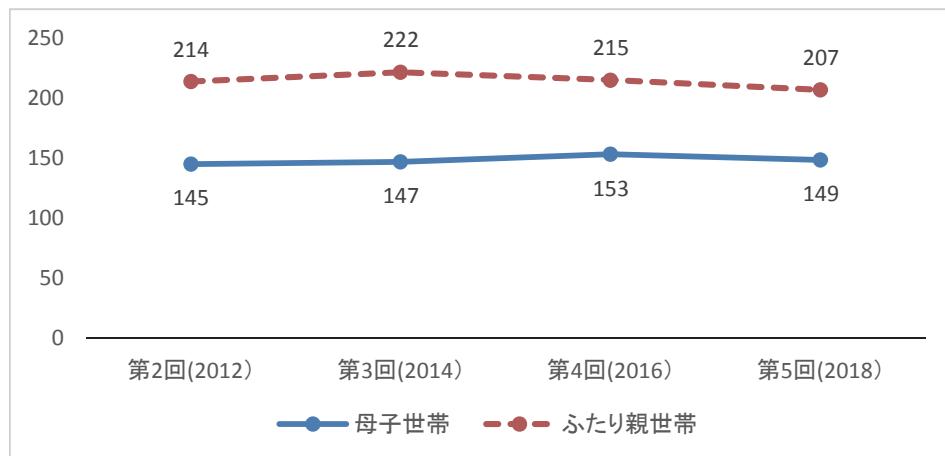


図5－4－1b 就業時間数別、母親の平均家事時間（単位：分／日）

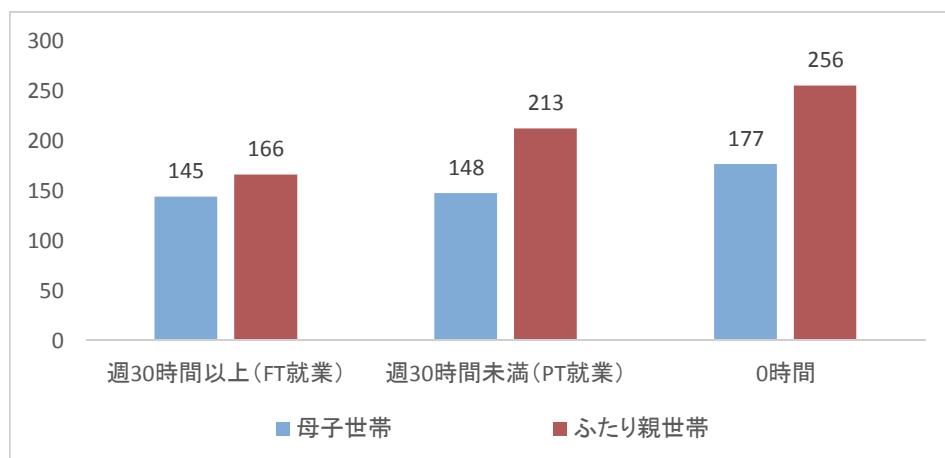
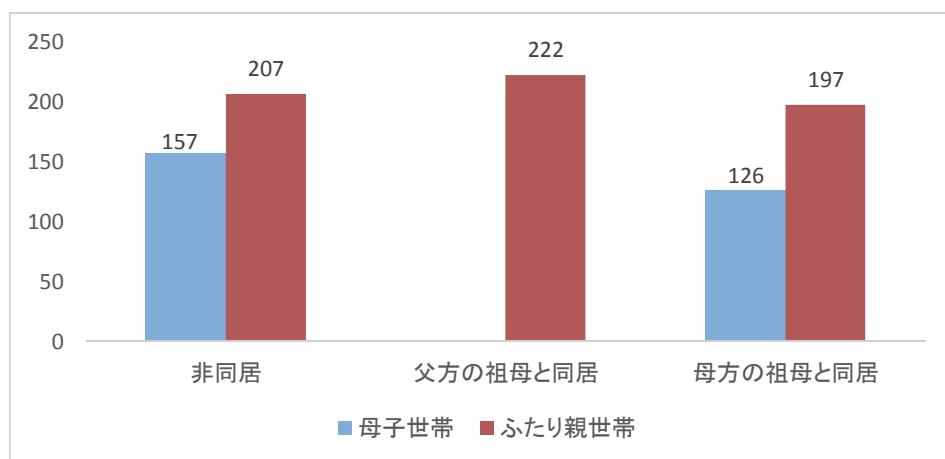


図5－4－1c 祖母との同居状況別、母親の平均家事時間（単位：分／日）



(2) 父親の家事時間数—ふたり親世帯が増加、父子世帯が減少

父親が1日当たり炊事、洗濯と掃除をこなす平均家事時間数は、父子世帯が91分、ふたり親世帯が35分である。家事を全く行っていない（家事ゼロ）父親の割合は、いずれの世帯類型においても4分の1程度いる（表5-4-2）。なお、「家事ゼロ」父子世帯の9割弱（85.7%）は祖父母との同居世帯であり、家事が外注されたというよりも祖父母に担ってもらったケースが殆どだと思われる。また、子どもが家事を担っているケースも一部存在すると考えられる。

父親の家事時間の推移をみると、ふたり親世帯と父子が逆のトレンドを示していることが分かる。ふたり親世帯の場合、平均家事時間数だけではなく、「家事ゼロ」の割合も減少し続けている。一方、父子世帯の父親の平均家事時間数が6年前に比べて16分減少し、「家事ゼロ」の割合も大幅に増えている（図5-4-2a）。

ふたり親世帯では妻の就業時間が週30時間以上（FT就業）である場合、「家事ゼロ」夫の割合（10.0%）が半減し、夫の平均家事時間も45分までに伸びる。一方、週30時間未満（PT就業）妻の場合、夫の家事時間は専業主婦世帯とほぼ同程度である（図5-4-2b）。

妻の就業年収別でみると、「収入なし（専業主婦）」と「（社会保険料負担の免除対象の収入限度額である）130万円未満」有業妻との間に、夫の家事時間に大きな違いが見られない。一方、妻の収入が130万円を超えると、「家事ゼロ」夫の割合がいずれも1割以下となり、平均家事時間も大きく伸びる（図5-4-2c）。

また、妻の家事時間と同様に、夫の家事時間も妻の母親と同居している場合がもっとも短くなっている（図5-4-2d）。

表5-4-2 父親の平日1日当たり平均家事時間

	N	0分	1～15分未満	16～30分未満	30～60分未満	60分以上	不詳	合計	平均(分)	標準偏差
父子世帯	54	25.9	0.0	0.0	7.4	63.0	3.7	100.0	91	94
ふたり親世帯	1,267	24.9	18.7	15.7	17.4	19.0	4.2	100.0	35	56

注：母親回答のふたり親世帯の父親の家事時間数は、父親が週休2日として、平日と休日の総家事時間数を7日で割ったものである。父親本人回答の家事時間数は、平日1日当たりの家事時間数を直接にたずねたものである。

図5－4－2a 父親の家事時間の推移

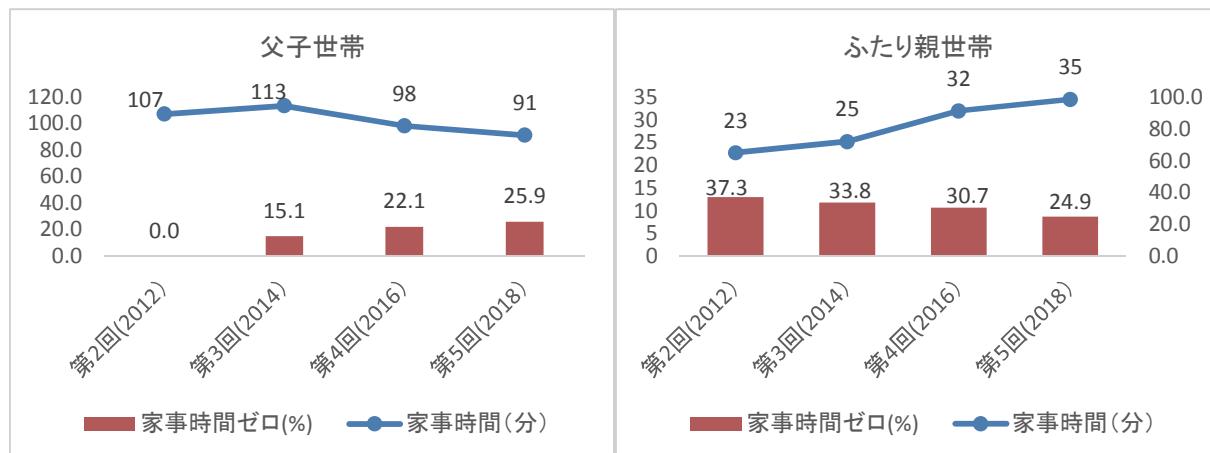


図5－4－2b 妻の就業時間別、父親の家事時間

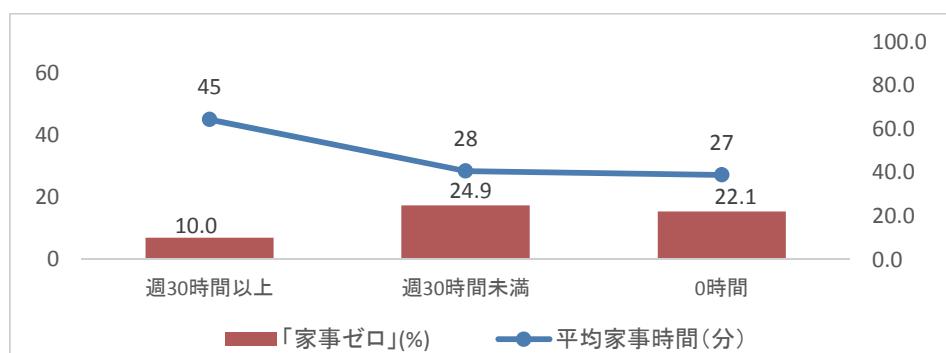


図5－4－2c 妻の就業年収別、父親の家事時間

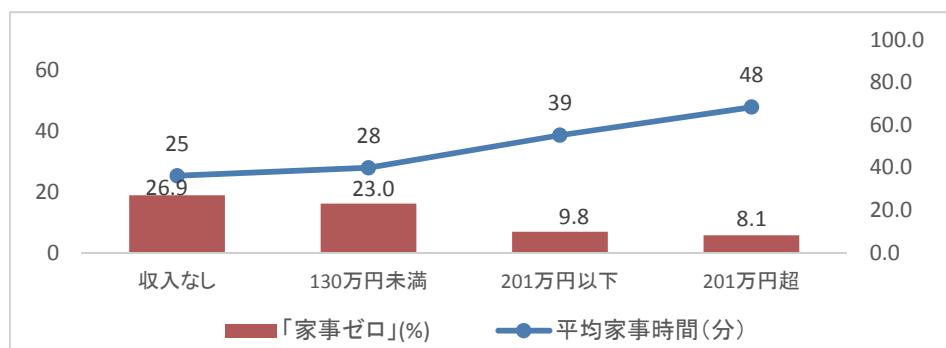
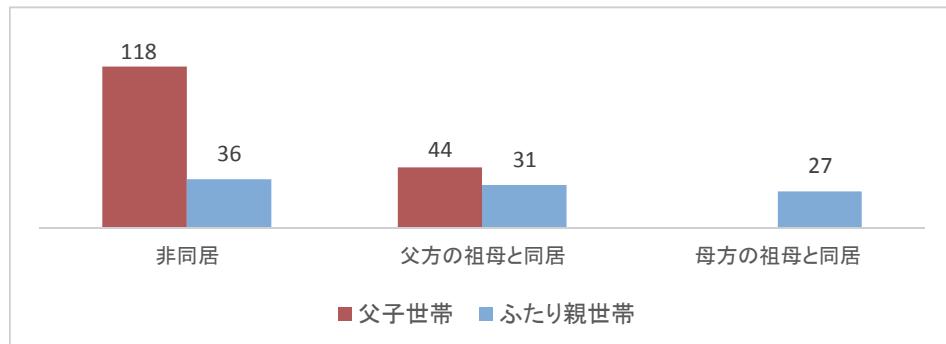


図5－4－2d 祖母との同居状況別、父親の平均家事時間（単位：分／日）



(3) 夫婦の合計家事時間—夫家事参加の世帯ほど長くなる

ふたり親世帯の場合、妻の家事時間が短いと、夫の家事時間がその分長くなるという単純な代替関係ではないようである。例えば、妻家事時間「5時間以上」の世帯では、夫の平均家事時間数は36分であり、妻家事時間「2～5時間未満」の世帯よりむしろ長くなっている(表5-4-3)。

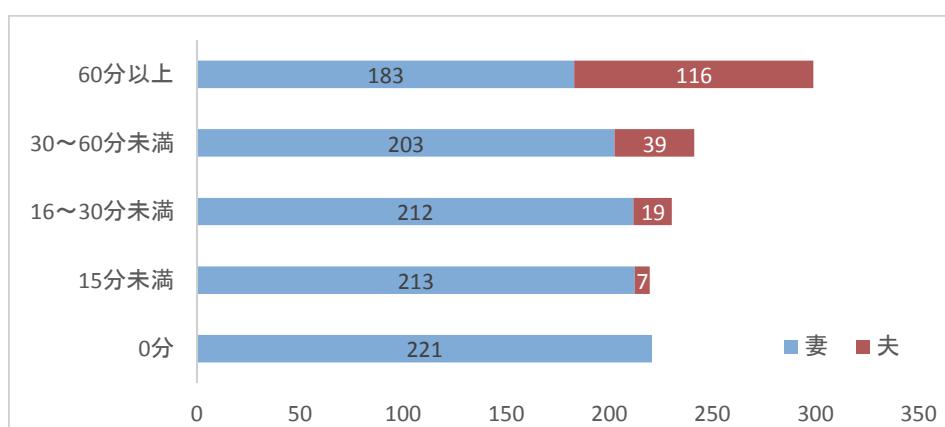
夫の家事時間が長ければ長いほど、妻の平均家事時間数がわずかに短くなっているが、夫婦合計の家事時間がより大きく伸びているため、妻の家事時間の短縮にはあまりつながっていない。例えば、夫婦合計の家事時間は、夫家事時間「60分以上」の世帯(299分)は夫「家事ゼロ」の世帯(221分)より78分も長くなっているが、妻の家事時間は38分の差異しかない(図5-4-3)。

夫家事参加の世帯ほど、夫婦の合計家事時間が長くなる現象について、夫の家事への不慣れが原因でよりたくさんの時間投入を要することや、元々家事総量の多い世帯で夫の家事参加が余儀なくされていることなどが考えられる。

表5-4-3 妻の家事時間5分類別、夫の家事時間分布

		妻						
		2時間未満	2～3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5時間以上	不詳	合計
夫	N	161	286	324	209	264	23	1,267
	0分	22.4	22.4	25.0	28.7	28.0	4.4	24.9
	15分未満	18.6	18.2	18.5	19.1	20.8	0.0	18.7
	16～30分未満	10.6	16.1	15.4	19.6	17.1	0.0	15.7
	60分未満	14.9	20.3	19.8	15.3	15.9	4.4	17.4
	60分以上	30.4	20.6	17.6	15.3	15.5	13.0	19.0
	不詳	3.1	2.5	3.7	1.9	2.7	78.3	4.2
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	平均(分)	42.6	32.2	34.6	28.8	35.9	—	34.5
	標準偏差	65.4	40.0	50.5	45.8	76.1	—	56.4

図5-4-3 夫の家事時間5分類別、妻と夫の平均家事時間(単位：分/日)



(4) 性別役割分業—母親に比べて父親の賛成割合が高い

「①母親の就業は、未就学の子どもに良くない影響を与える」という考えに「賛成」または「まあ賛成」の意見を持つ母親は、母子世帯とふたり親世帯がともに32%強である。一方、賛成意見を持つ父親の割合は、父子世帯が37.0%、ふたり親世帯が34.7%となっており、母親を上回っている（表5-4-4上段）。

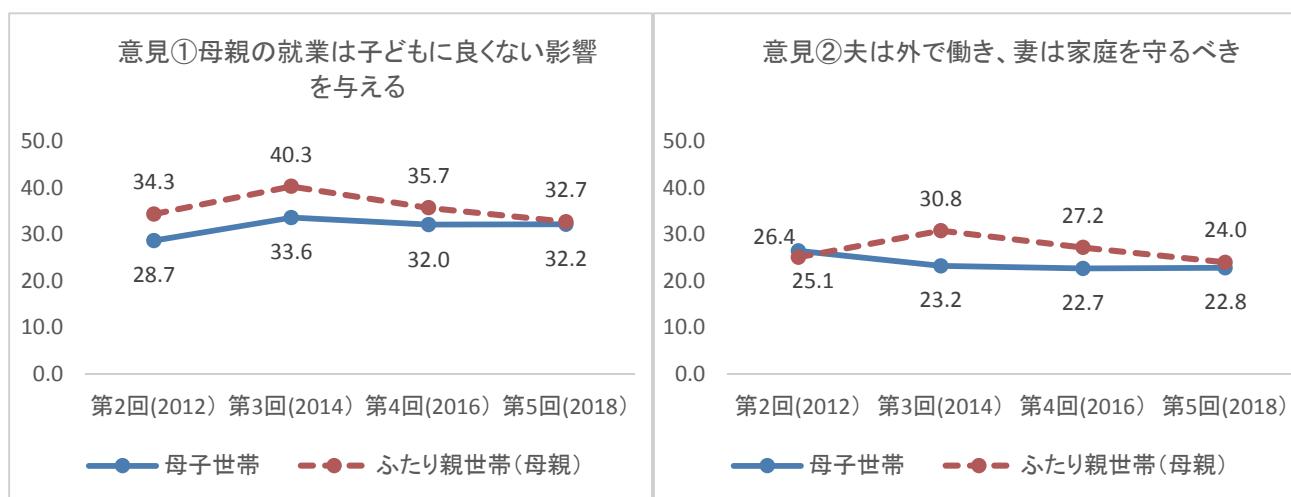
「②夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という男女役割分業の考えに「賛成」または「まあ賛成」の意見を持つ母親は、全体の23～24%を占めており、賛成意見を持つ父親の割合（31～32%）より8ポイント低い。性別役割分業についても、母親に比べて父親の賛成割合は高いことが分かる（表5-4-4下段）。

母親が性別役割分業に対する賛成割合の推移をみると、ふたり親世帯が前回調査時よりやや下がっているが、母子世帯は変化なしである（図5-4-4）。

表5-4-4 性別役割分業に関する意見

	N	賛成	まあ賛成	やや反対	反対	不詳	合計	(再掲) 賛成または まあ賛成
意見①母親の就業は、未就学の子どもに良くない影響を与える								
母子世帯	653	6.6	25.6	33.5	27.3	7.0	100.0	32.2
父子世帯	54	7.4	29.6	27.8	20.4	14.8	100.0	37.0
ふたり親世帯(母親)	1,218	5.0	27.7	36.9	25.7	4.8	100.0	32.7
ふたり親世帯(父親)	49	6.1	28.6	34.7	26.5	4.1	100.0	34.7
意見②夫は外で働き、妻は家庭を守るべき								
母子世帯	653	4.1	18.7	30.5	39.7	7.0	100.0	22.8
父子世帯	54	7.4	24.1	25.9	25.9	16.7	100.0	31.5
ふたり親世帯(母親)	1,218	3.4	20.6	35.6	35.7	4.8	100.0	24.0
ふたり親世帯(父親)	49	8.2	22.5	26.5	38.8	4.1	100.0	30.6

図5-4-4 男女役割分業に賛成する母親の割合推移（%）



(5) Work-Life Conflict—夫の家事時間数より妻の就業時間数が重要

仕事と家庭生活の不調和（Work-Life Conflict : WLC）度合いを表す3指標のうち、「仕事のため、しなければならない家事や育児のいくつかができなかつた」（WLC1）の発生頻度がもっとも高く、次いで「仕事のため、家事や育児を果たすことが難しくなっている」（WLC2）と続き、「家事や育児のため、仕事に集中することが難しくなっている」（WLC3）の発生頻度がもっとも低い（表5－4－5）。

WLC1～WLC3 のいずれかを「ほぼ毎日」感じている者の割合は、母子世帯 14.0%、父子世帯 16.0%、ふたり親世帯（母親）9.0%である（図5－4－5a）。

ふたり親世帯の場合、妻が WLC を感じる頻度は夫の家事時間数とは明確な関係がなく、妻本人就業時間の方がより重要なようである。週30時間未満（PT 就業）妻が WLC を頻繁に感じている割合は 3.6%であるのに対して、週30時間以上（FT 就業）妻の同割合が 15.0%に上っている（図5－4－5b、図5－4－5c）。

表5－4－5 仕事と家庭生活の不調和（WLC）の頻度

	N	ほぼ毎日 (6点)	週に何回 かかる (5点)	月に何回 かかる (4点)	年に何回 かかる (3点)	めったに ない (2点)	全くない (1点)	不詳	合計	平均 得点	標準 偏差
母子世帯											
WLC1	585	10.1	31.3	24.6	9.4	15.7	7.4	1.5	100.0	3.9	1.5
WLC2	585	8.7	18.1	17.6	13.5	25.8	14.9	1.4	100.0	3.2	1.6
WLC3	585	2.9	8.7	20.2	12.7	34.0	20.5	1.0	100.0	2.7	1.4
父子世帯											
WLC1	50	12.0	22.0	22.0	14.0	16.0	12.0	2.0	100.0	3.6	1.6
WLC2	50	8.0	18.0	22.0	8.0	28.0	12.0	4.0	100.0	3.3	1.6
WLC3	50	2.0	10.0	24.0	16.0	26.0	18.0	4.0	100.0	2.9	1.4
ふたり親世帯(母親)											
WLC1	890	6.4	28.9	22.1	11.9	20.2	9.4	1.0	100.0	3.6	1.5
WLC2	890	6.2	13.2	13.3	12.5	32.9	21.0	1.0	100.0	2.8	1.5
WLC3	890	2.0	7.5	14.2	14.2	34.9	26.0	1.2	100.0	2.5	1.3

注：WLC1：仕事のため、しなければならない家事や育児のいくつかができなかつた。

WLC2：仕事のため、家事や育児を果たすことが難しくなっている。

WLC3：家事や育児のため、仕事に集中することが難しくなっている。

図5－4－5a WLCを頻繁に（いずれかのWLCをほぼ毎日）感じている割合（%）

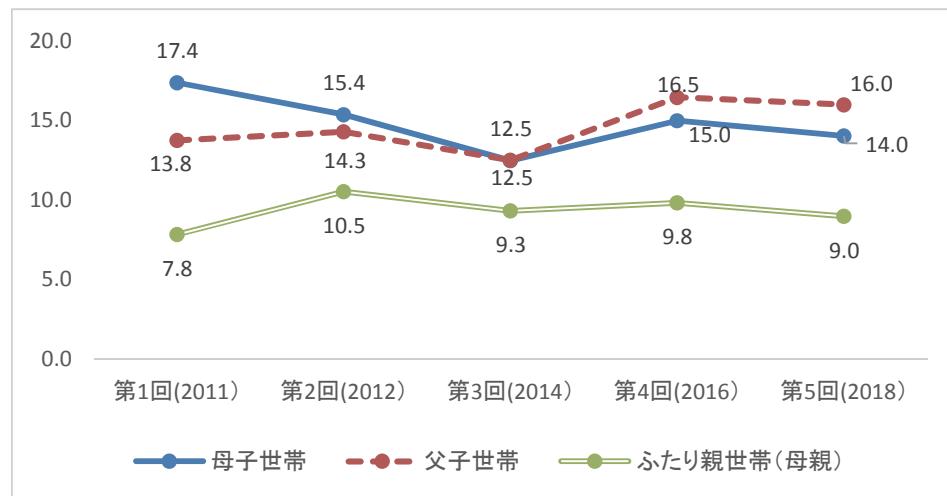
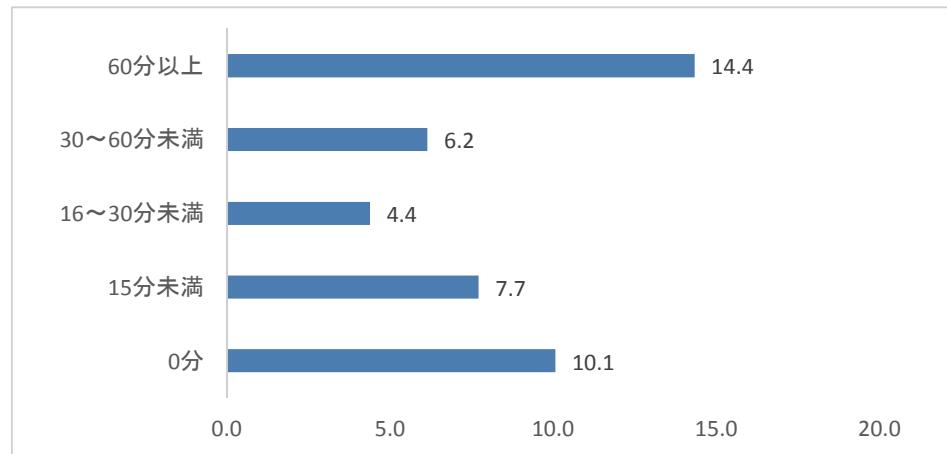
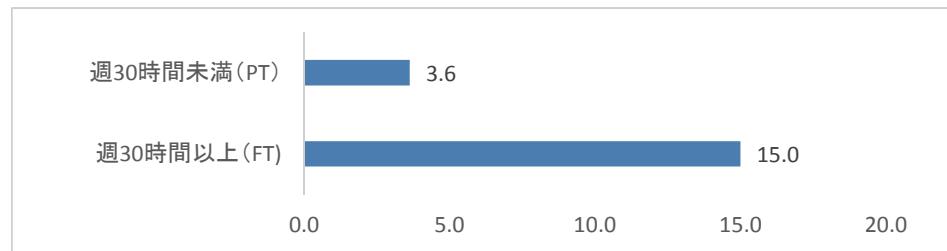


図5－4－5b 夫の家事時間5分類別、妻がWLCを頻繁に感じている割合（%）



注：ふたり親世帯に関する集計結果。

図5－4－5c 妻の就業時間2分類別、妻がWLCを頻繁に感じている割合（%）



注：ふたり親世帯に関する集計結果。

(6) 非同居父親と子どもの交流—「年に数回」以上は養育費の確保に有利

過去の1年間、非同居父親と子どもの面会や会話等交流の頻度は、「年に数回以上」の割合は、母子世帯の離別父親が37.3%、ふたり親世帯の単身赴任父親が93.8%である。離別父親の44.2%は子どもとの交流が「全くない」状態であり、そのうち離婚5年以上の離別父親の半数以上(51.6%)が子どもと交流なしの状態である(表5-4-6a)。

子どもと年に数回以上交流がある離別父親の割合が前回調査より5ポイント上昇しているが、6年前に比べて2ポイントしか上がってない(図5-4-6a)。

離別父親と子どもの交流の頻度は、養育費の受取率とは正の比例関係にある。とくに、離婚5年以上の離別父親に限ってみると、交流頻度と養育費の受取率の相関が一層強まっている。養育費の受取率は、交流頻度が「月1回以上」では36.0%、「年に数回」では30.3%、「ほとんどない」では14.3%、「全くない」では10.4%となっており、交流頻度が低下するごとに養育費の受取率も下がっていく。離別父親と子どもの交流を「年に数回」程度またはそれ以上を維持することは、養育費の確保に有利に働くと見られる(図5-4-6b、表5-4-6b)。

表5-4-6a 非同居父親と子どもの交流の頻度

	N	ほぼ毎日	週に3,4回ぐらい	週に1回ぐらい	月1回ぐらい	年に数回	ほとんどない	全くない	不詳	合計	再掲)年に数回以上
母子世帯※ (離別父親)	466	0.0	1.3	3.2	16.7	16.1	13.1	44.2	5.4	100.0	37.3
うち、離婚5年以上の離別父親	186	0.0	0.5	2.2	10.8	17.7	11.3	51.6	5.9	100.0	31.2
ふたり親世帯 (単身赴任父親)	113	3.5	4.4	30.1	31.9	23.9	1.8	0.0	4.4	100.0	93.8

※離婚が原因で母子世帯になった世帯を対象とした集計結果である。

図5-4-6a 子どもと年に数回以上交流がある非同居父親の割合推移 (%)

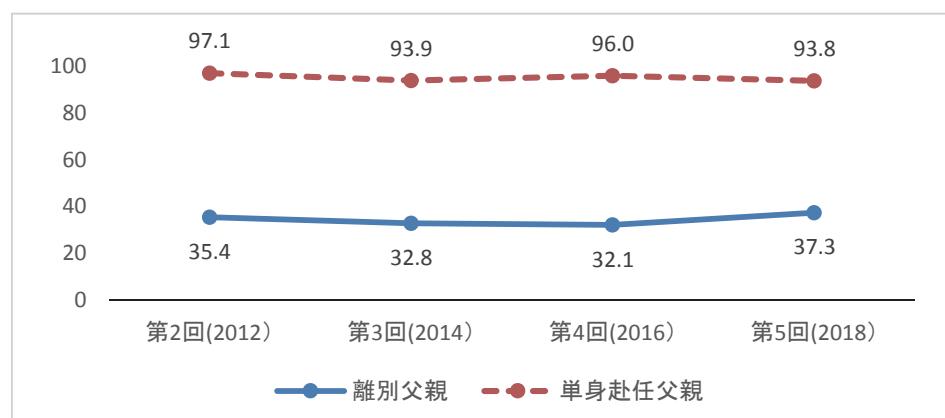


図5－4－6b 離別父親と子どもとの交流の頻度別、養育費の受取率 (%)

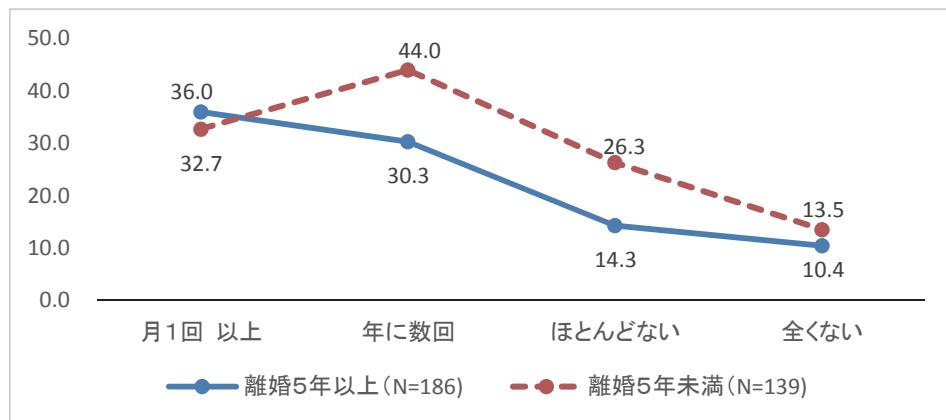


表5－4－6b 離別父親と子どもとの交流の頻度別、養育費の受取率

	月1回以上	年に数回	ほとんどない	全くない	不詳	頻度計
離婚5年以上 (N=186)	36.0	30.3	14.3	10.4	0.0	17.2
離婚5年未満 (N=139)	32.7	44.0	26.3	13.5	16.7	28.1
離別父親全体 (N=466)	30.3	33.3	16.4	8.7	4.0	18.0

注：離別父親全体に、離婚年数不詳の標本が含まれている。

(7) 子どもの勉強を見る—未就学児、小学生のいる世帯では高頻度

週に1～2回以上子どもの勉強を見る母(父)親の割合は、母子世帯36.9%、父子世帯27.8%、ふたり親世帯(母親)は47.5%である(表5-4-7a)。

週に1～2回以上子どもと将棋・トランプなどで遊ぶ母(父)親の割合は、母子世帯15.8%、父子世帯20.4%、ふたり親世帯(母親)は24.0%である(表5-4-7b)。

ふたり親世帯に比べて、父子世帯は子どもの勉強を見る頻度がずいぶん低いものの、子どもとの遊ぶ頻度はそれほど劣ってない。一方、母子世帯はふたり親世帯と比較して、勉強を見る頻度よりも子どもとの遊ぶ頻度の方が大きな差がある。

母子世帯について、子どもの勉強を見る頻度が週に1～2回以上の割合は、末子が未就学児(0～5歳)の世帯では3割、小学生(6～11歳)の世帯では2割、中学生・高校生年齢層の世帯では5%程度である。子どもの年齢層が上昇するごとに、勉強を見る割合が減少する傾向は、ふたり親世帯についてもみられている(図5-4-7a)。

母親の就業形態別でみると、母親が子どもの勉強を見る頻度が週に1～2回以上の割合は、専業主婦(母親無職)世帯では比較的高くなっている(図5-4-7b)。

表5-4-7a 子どもの勉強を見る頻度

	N	ほぼ毎日	週に3～4回	週に1～2回	月に1～2回	めったにない	不詳	合計	(再掲) 週に1～2回以上
母子世帯	653	14.2	8.6	14.1	16.5	41.8	4.8	100.0	36.9
父子世帯	54	11.1	3.7	13.0	29.6	38.9	3.7	100.0	27.8
ふたり親世帯(母親)	1,218	22.4	10.4	14.6	12.2	35.1	5.3	100.0	47.5

表5-4-7b 子どもと将棋・トランプなどで遊ぶ頻度

	N	ほぼ毎日	週に3～4回	週に1～2回	月に1～2回	めったにない	不詳	合計	(再掲) 週に1～2回以上
母子世帯	653	3.1	3.2	9.5	18.2	61.7	4.3	100.0	15.8
父子世帯	54	5.6	3.7	11.1	22.2	51.9	5.6	100.0	20.4
ふたり親世帯(母親)	1,218	6.9	5.6	11.5	18.3	53.1	4.6	100.0	24.0

図5－4－7a 末子の年齢層別、勉強を見る頻度が週に1～2回以上の割合 (%)

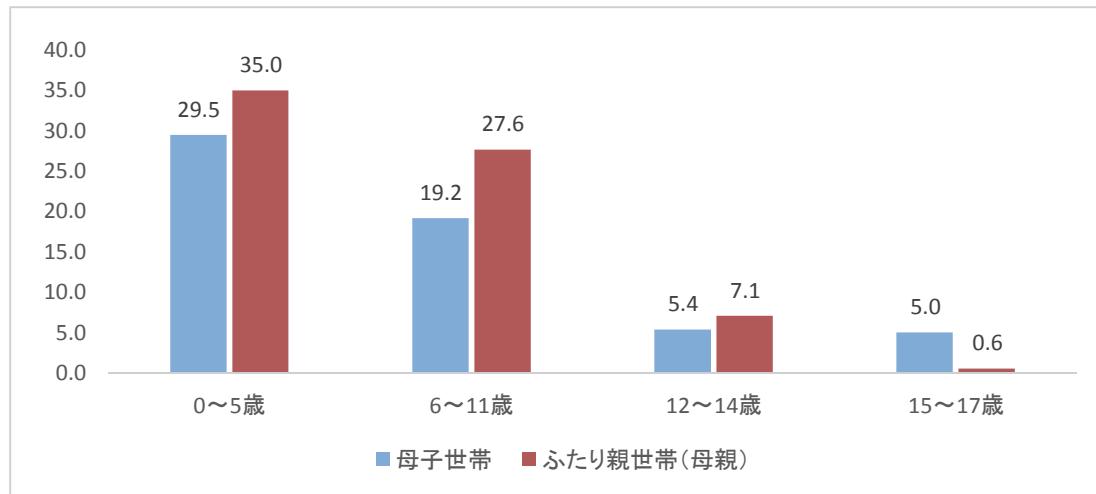
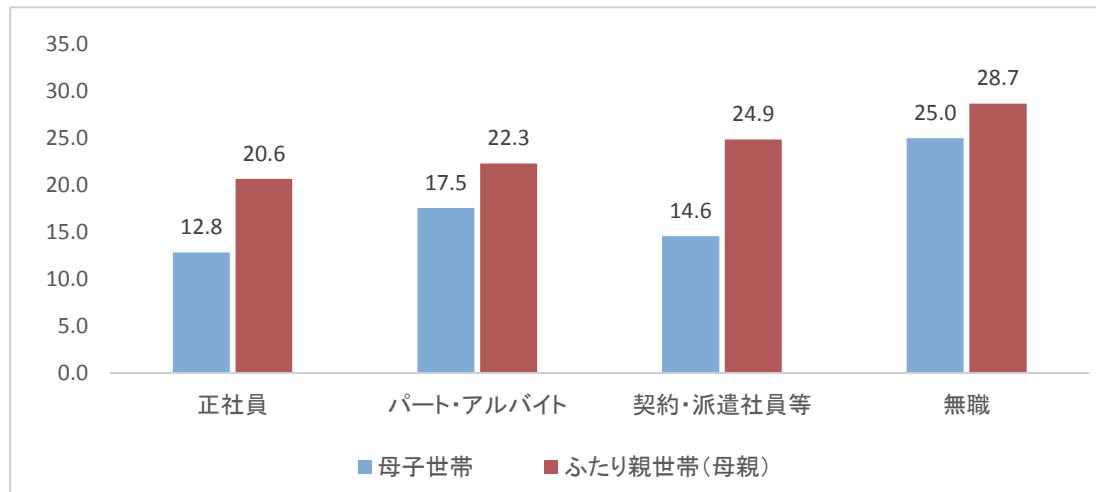


図5－4－7b 母親の就業形態別、勉強を見る頻度が週に1～2回以上の割合 (%)



(8) 子どもと夕食を取る—母親が正社員の世帯では「孤食」が多い

子どもと一緒に夕食をとる回数は「週3日以下」と回答した母(父)親の割合は、母子世帯19.6%、父子世帯38.9%、ふたり親世帯(母親)は10.8%である(表5-4-8)。

親と一緒に夕食とする回数は「週3日以下(孤食)」とする子どもの割合は、母子世帯が前回調査とほぼ同じで、ふたり親世帯と父子世帯が増えている(図5-4-8a)。

母子世帯の場合、「孤食」する子どもの割合は、中学生年齢層(12~14歳)から急増はじめ、全体の3割弱を占めることになっている。ふたり親世帯の場合、同割合は高校生年齢層(15~17歳)から急増し、全体の4分の1程度(23.9%)になる(図5-4-8b)。

母親の就業形態別でみると、「孤食」する子どもの割合は、母親が正社員の世帯ではもっとも高くなっている(図5-4-8c)。

表5-4-8 子どもと一緒に夕食をとる回数

	N	ほぼ毎日	週4日以上	週2、3日程度	週1日程度	ほとんどない	不詳	合計	(再掲)週3日以下
母子世帯	653	67.4	11.6	12.7	3.2	3.7	1.4	100.0	19.6
父子世帯	54	44.4	14.8	25.9	7.4	5.6	1.9	100.0	38.9
ふたり親世帯(母親)	1,218	81.9	5.4	7.7	1.3	1.8	1.8	100.0	10.8

図5-4-8a 子どもと一緒に夕食をとる回数が週3日以下(孤食)
の割合推移 (%)

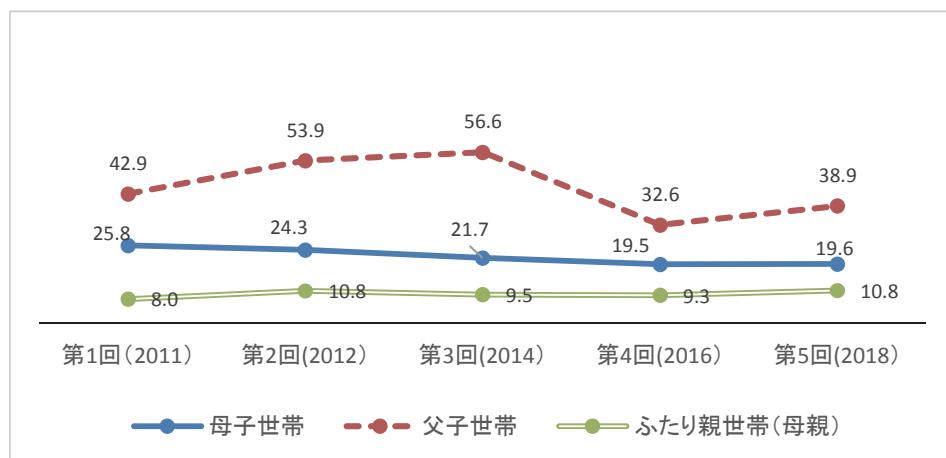


図5－4－8b　末子の年齢層別「孤食」の割合（%）

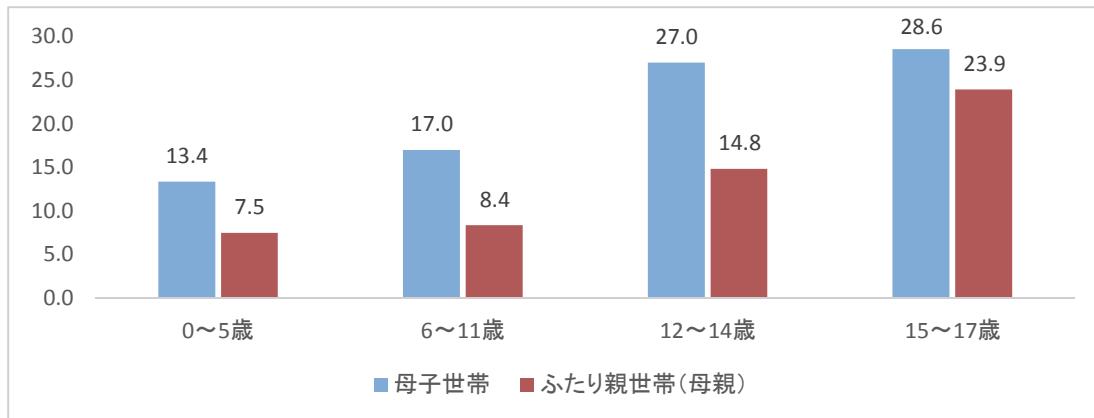
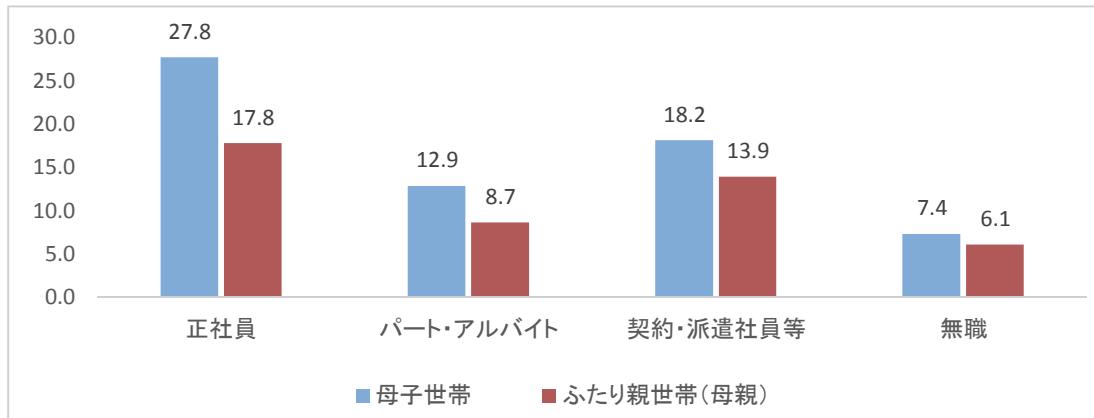


図5－4－8c　母親の就業形態別「孤食」の割合（%）



(9) 子どもの習い事・塾代—中学生・高校生年齢層に高額な費用

第1子に月額2万円超の高額な習い事・塾代をかけている世帯の割合は、母子世帯13.8%、父子世帯24.2%、ふたり親世帯16.6%となっている。習い事・塾代の平均金額も、父子世帯がもっとも高く（1.5万円）、その次はふたり親世帯（1.2万円）、母子世帯（9千円）がもっとも低い（表5-4-9）。

第1子の年齢階層別でみると、「(該当)出費がない」の割合は、未就学児がもっとも高く、小学生がもっとも低い。小学校から習い事・塾の利用が急増し始めている状況がうかがえる。一方、高額な習い事・塾の利用対象は、中学生・高校生年齢層の子どもが圧倒的に多い。母子世帯の約2割、ふたり親世帯の約3割は、中学生・高校生年齢層の第1子に月額2万円超を支出している（図5-4-9a）。

中学生・高校生年齢層の第1子に月額2万円超の習い事・塾代をかけている世帯の割合は、前回調査に比べて4～5ポイント上昇している（図5-4-9b）。

表5-4-9 17歳未満の第1子にかかる習い事・塾代

	N	出費がない	1万円以下	2万円以下	2万円超	不詳	合計	平均(円)	標準偏差(円)
母子世帯	435	47.8	21.4	13.6	13.8	3.5	100.0	9,364	13,488
父子世帯	33	39.4	21.2	9.1	24.2	6.1	100.0	15,065	19,833
ふたり親世帯	930	37.4	26.1	16.7	16.6	3.2	100.0	12,270	18,628

図5-4-9a 第1子の年齢別習い事・塾代の分布(%)

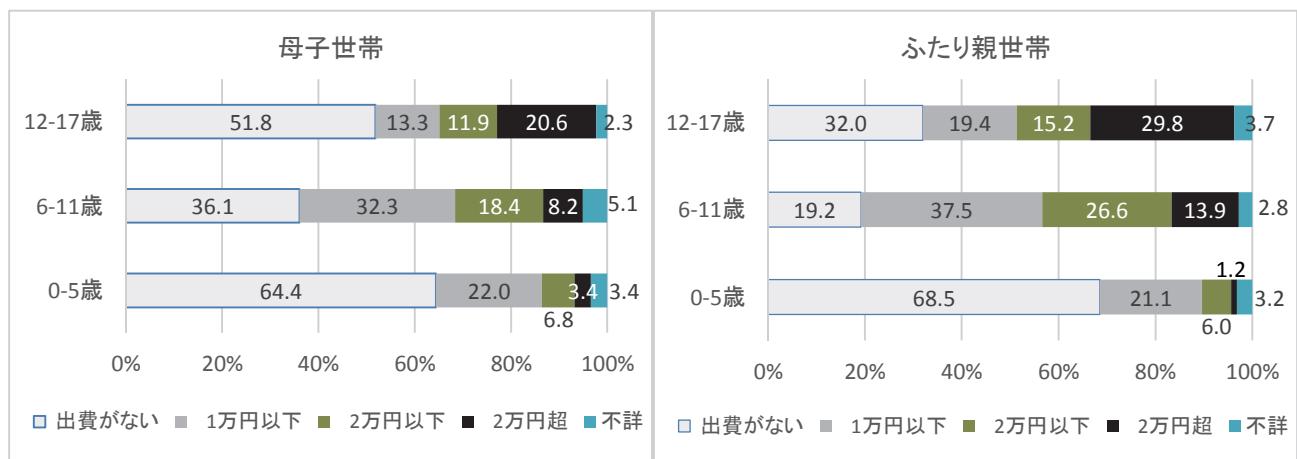
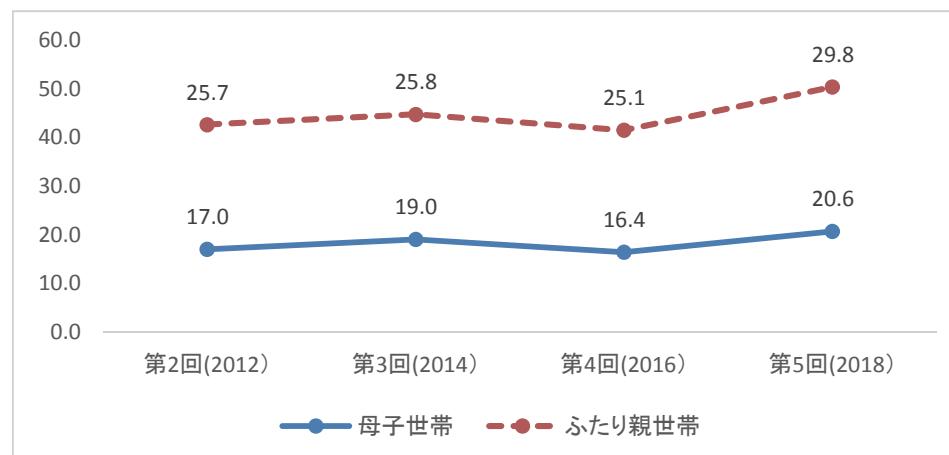


図5－4－9b 12～17歳第1子の習い事・塾代が2万円超の世帯の割合 (%)



(10) 子どもの学業成績—母子世帯の男子がより深刻な状況

小中高校生の第1子が学校での学業成績が「良好」または「まあまあ良好」(4点以上)である割合は、母子世帯33.0%、父子世帯36.7%、ふたり親世帯46.0%となっている(表5-4-10)。

ふたり親世帯の場合、4点以上の良い学業成績を挙げている子どもの割合は、小学生も中高生も、男子(息子)も女子(娘)も同じく4~5割程度となっている。一方、母子世帯の場合、娘は息子より学業成績が明らかに良い。その差は小学生の段階では5ポイントほどであるが、中高生の段階になると18ポイントまでに広がっている。母子世帯の男子における教育面の困難度は高いことが分かる(図5-4-10a)。

また、子どもの学業成績は母親の学歴との関連性が強く、その傾向はふたり親世帯でとりわけ強く現れている(図5-4-10b)。

一方、親に勉強の面倒をみてもらった子どもほど、学業成績が良いというわけではない。母子世帯の場合、親に「週に3回以上」勉強の面倒を見てもらった子どもの方は、学業成績がむしろ悪い。勉強の面倒見は子どもの成績向上につながる一方、学業成績が芳しくない子どもほど、親が手をかけているという逆の因果関係も考えられる(図5-4-10c)。

習い事・塾代といった教育支出も、子どもの学業成績と一定の関連性がある。母子世帯もふたり親世帯も、「(該当)出費がない」子どもの学業成績が明らかに悪い。一方、習い事・塾代をかけられている子どもの間では、支出額の多寡によって成績が変わるのは母子世帯のみである(図5-4-10d)。

表5-4-10 6~17歳第1子の学校での学業成績

	N	良好 (5点)	まあまあ良 好(4点)	普通 (3点)	やや遅 れている (2点)	かなり遅 れている (1点)	不詳	合計	(再掲) 4点以上	(再掲) 2点以下	平均点	標準 偏差
母子世帯	376	13.0	20.0	35.6	11.7	5.1	14.6	100.0	33.0	16.8	3.3	1.1
父子世帯	30	13.3	23.3	46.7	10.0	3.3	3.3	100.0	36.7	13.3	3.3	1.0
ふたり親世帯	679	17.1	28.9	36.1	5.3	3.5	9.1	100.0	46.0	8.8	3.6	1.0

図5-4-10a 第1子の性別、小・中高生別学業成績(%)

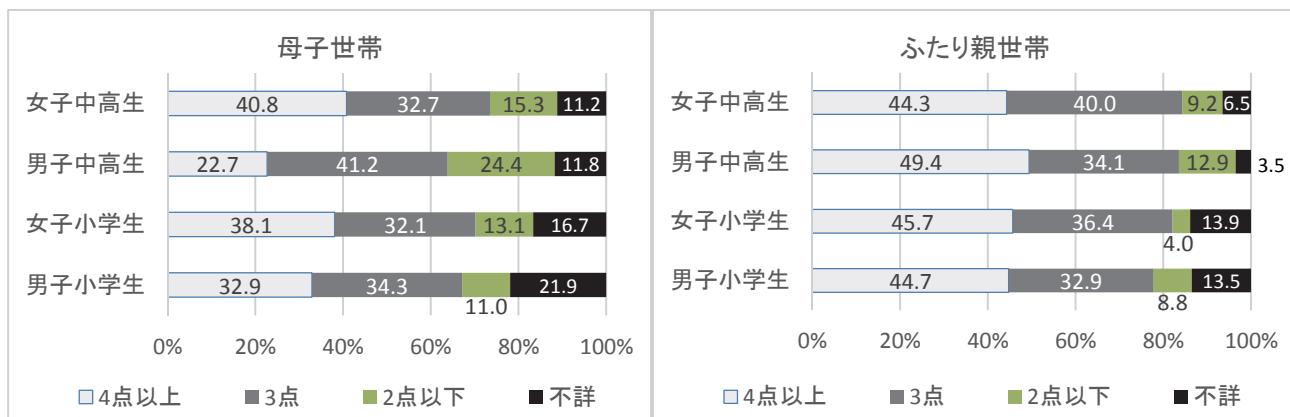


図5－4－10b 母親の学歴別、第1子の学校での学業成績（%）

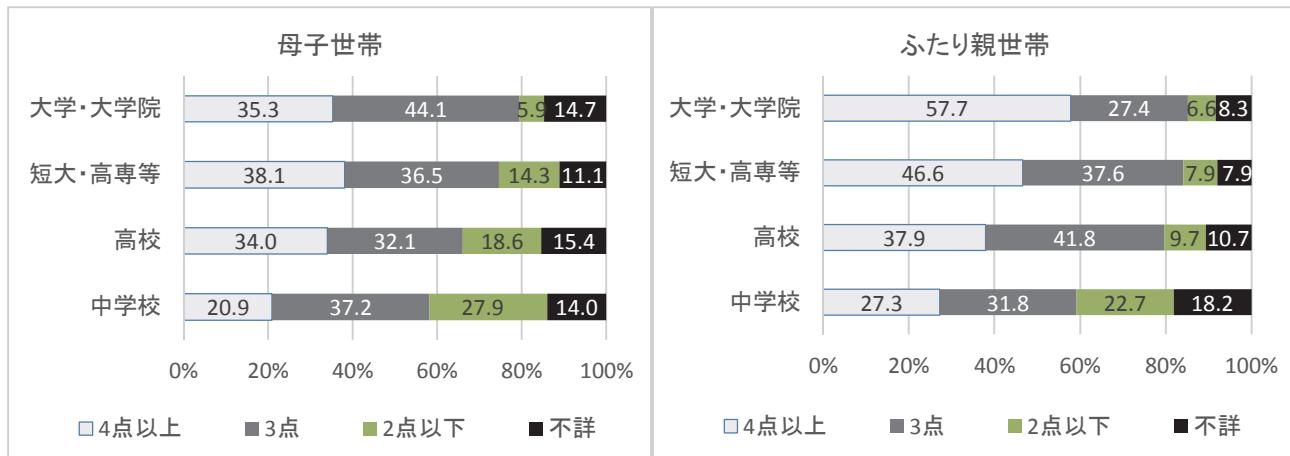


図5－4－10c 子どもの勉強を見る頻度別、第1子の学校での学業成績（%）

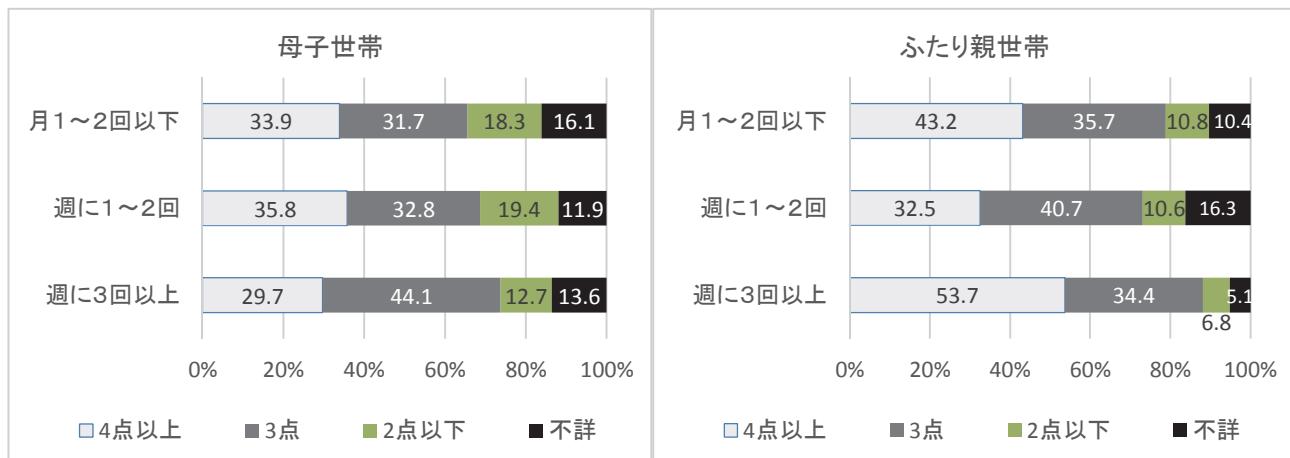
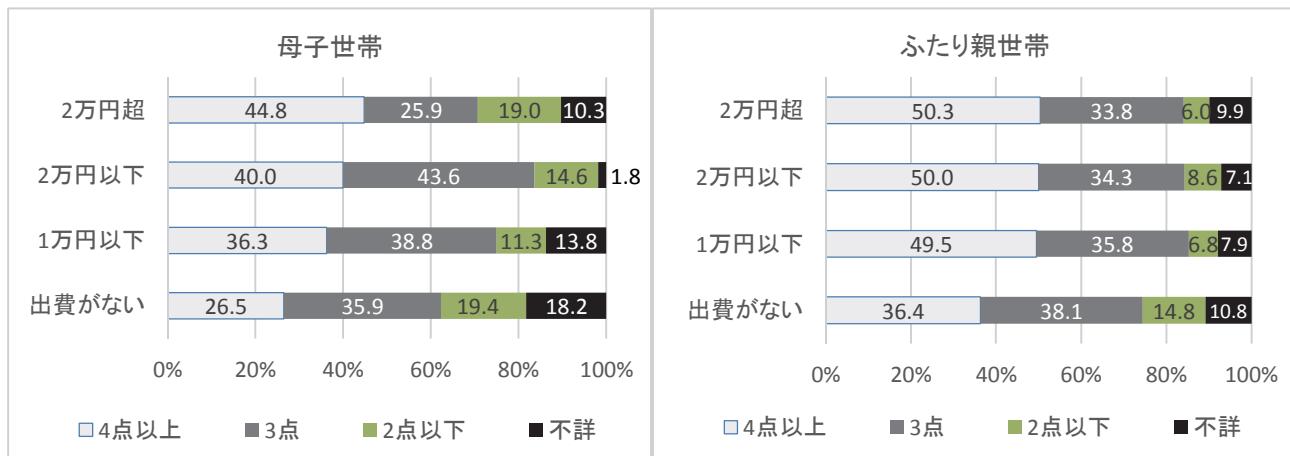


図5－4－10d 習い事・塾代別、第1子の学校での学業成績（%）



(11) 子どもの不登校—中高生と男子に比較的多く見られる

小中高校生の第1子においては、不登校の経験を持っている割合は、母子世帯 11.7%、父子世帯 10.0%、ふたり親世帯 4.0%となっている（表5-4-11）。第1子に不登校経験ありの割合が前回調査より1ポイント（ふたり親世帯）～3ポイント（母子世帯）上昇している（図5-4-11a）。

不登校問題は、小学生よりも中高生の間に比較的多く見られる。また、「現在不登校中」の割合は、女子よりも男子の方が高くなっている。ふたり親世帯の場合、小学生の不登校経験者がほとんどいないのに対して、中高生になると、男子の7.7%、女子の5.9%は経験がある。母子世帯の場合、男子中高生の11.8%（うち3.4%は現在も）、女子中高生の20.4%（うち2.0%は現在も）が不登校を経験していた（図5-4-11b）。

学校での学業成績も不登校と深く関わっている。学業成績が芳しくない（2点以下）子どもは「不登校経験あり」割合が高くなっている。学業成績が芳しくない子どもにおける「不登校経験あり」の割合は、母子世帯が27.0%（うち12.7%は現在も）、ふたり親世帯も13.4%（うち6.7%は現在も）に達している（図5-4-11c）。

中学校卒の母親を持つ子どもは、不登校割合が顕著に高い。中卒母親の子どもの「不登校経験あり」の割合は、母子世帯が21.0%（うち7.0%は現在も）、ふたり親世帯が9.2%（うち4.6%は現在も）に達している（図5-4-11d）。

表5-4-11 6～17歳第1子の不登校状況

	N	不登校経験なし	過去に不登校あり	現在不登校中	不詳	合計	(再掲) 不登校経験あり
母子世帯	376	72.9	9.0	2.7	15.4	100.0	11.7
父子世帯	30	80.0	10.0	0.0	10.0	100.0	10.0
ふたり親世帯	679	86.2	2.8	1.2	9.9	100.0	4.0

注：小中高校生が年間30日以上学校を欠席することを「不登校」としている。

図5-4-11a 第1子に不登校経験ありの割合推移（%）

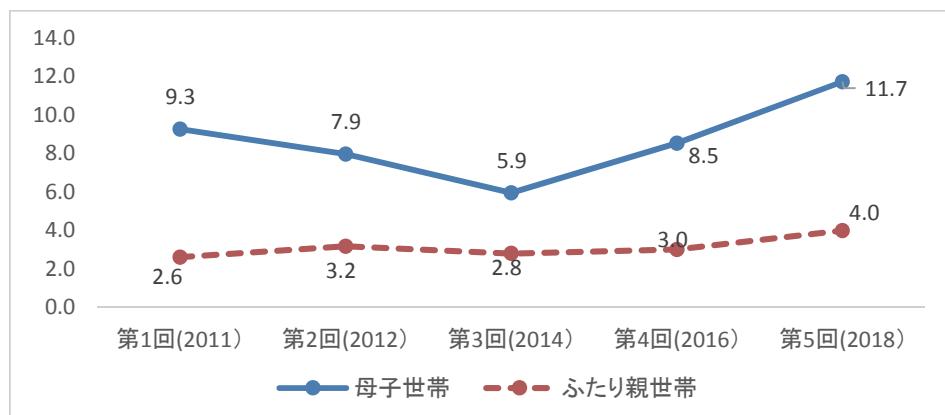


図5－4－11b 第1子の性別、小・中高生別不登校状況 (%)

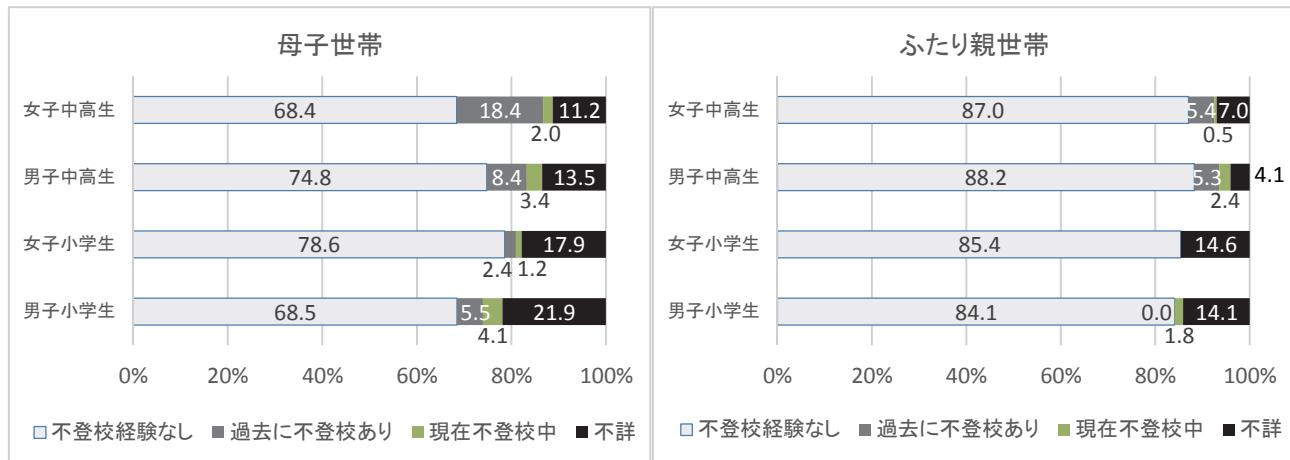


図5－4－11c 第1子の学業成績3分類別不登校状況 (%)

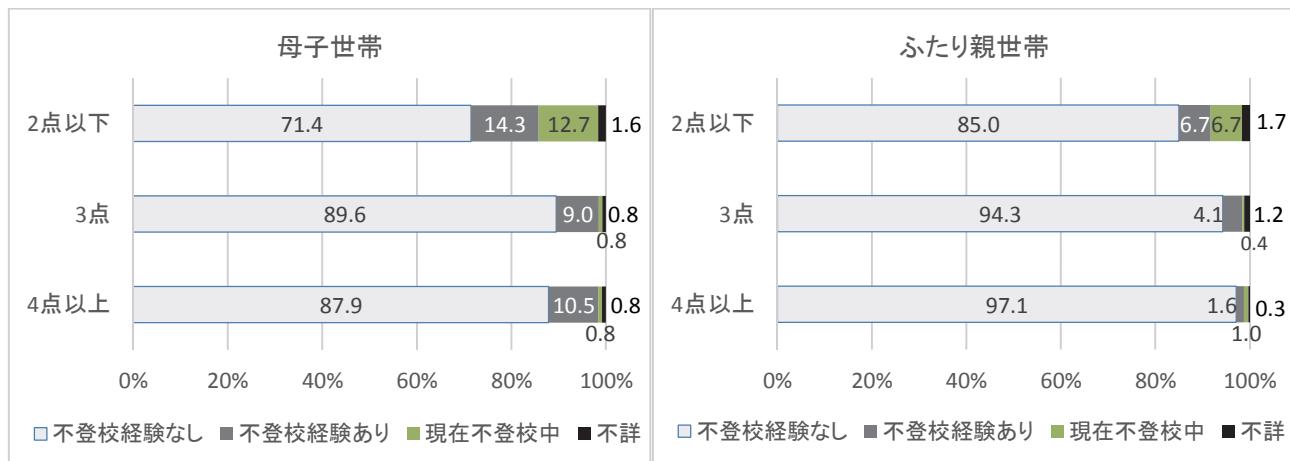
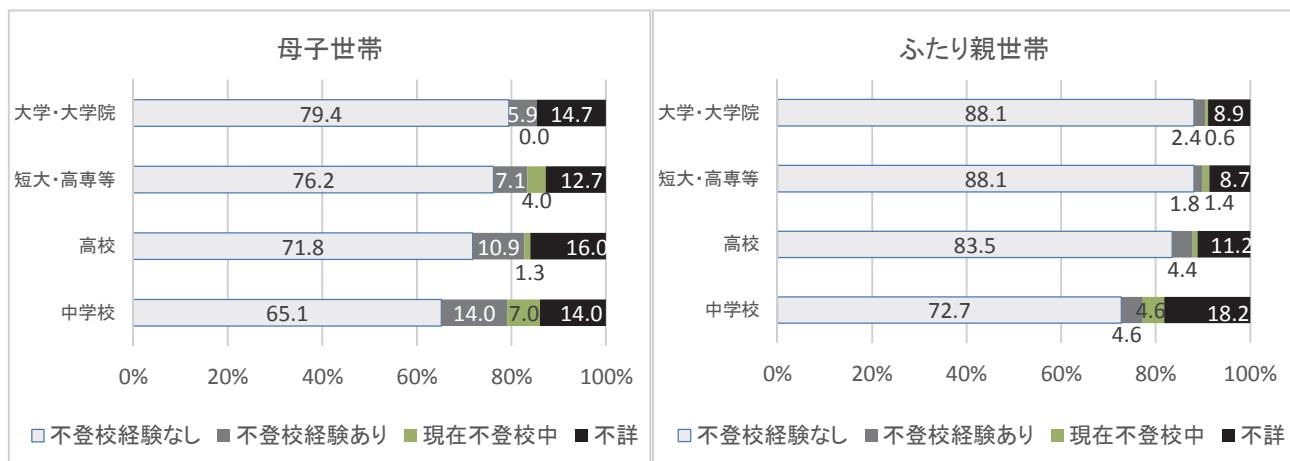


図5－4－11d 母親の学歴別、第1子の不登校状況 (%)



(12) 児童虐待—三世代同居の方が虐待は起こりにくい

子どもに①身体的暴力（質問票では「行き過ぎた体罰」）、②育児放棄、のいずれかを行ったりする経験がある母（父）親の割合は、母子世帯 10.7%、父子世帯 13.0%、ふたり親世帯（母親）6.1%、ふたり親世帯（父親）2.0%となっている。ふたり親世帯の虐待種別は、身体的暴力が中心であるが、母子／父子世帯の場合、育児放棄も大きなウェイトを占めている（表 5-4-1 2 a）。

保護者自身が成人する前に親からの虐待被害を受けた経験の割合をみると、母子世帯の母親は 12.9%でもっとも高い（表 5-4-1 2 b）。

児童虐待の被害者は成人した後に児童虐待の加害者になりやすい、いわゆる「虐待の世代間連鎖」と呼ばれる現象が存在するといわれている。実際、（自分の）親による身体的暴力の被害経験がある母親のうち、約 26%の人が過去に自分の子どもを虐待した経験がある。これは、親による被害経験のない者の 3 倍～5 倍の水準である（図 5-4-1 2 a）。

また、核家族世帯よりも三世代同居世帯の方が、母親が児童虐待になりにくい。それはふたり親世帯と母子世帯の両方に当てはまる話であるが、母子世帯について三世代同居の効果がより大きい。母子世帯の場合、三世代同居世帯における母親の虐待加害者割合は、6.4%に過ぎず、核家族世帯の約半分程度の水準である（図 5-4-1 2 b）。

表 5-4-1 2 a 児童虐待の加害者だった割合

	N	①身体的暴力のみあり	②育児放棄のみあり	③両方あり	④両方なし	不詳	合計	(再掲)いずれかあり(①、②、③合計)
母子世帯	653	6.6	2.5	1.7	84.7	4.6	100.0	10.7
父子世帯	54	5.6	7.4	0.0	70.4	16.7	100.0	13.0
ふたり親世帯（母親）	1,218	4.8	0.5	0.7	89.3	4.6	100.0	6.1
ふたり親世帯（父親）	49	2.0	0.0	0.0	98.0	0.0	100.0	2.0

表 5-4-1 2 b 自分が成人する前に親による虐待被害の経験割合

	N	①身体的暴力のみあり	②育児放棄のみあり	③両方あり	④両方なし	不詳	合計	(再掲)いずれかあり(①、②、③合計)
母子世帯	653	9.0	1.8	2.0	82.7	4.4	100.0	12.9
父子世帯	54	5.6	0.0	1.9	81.5	11.1	100.0	7.4
ふたり親世帯（母親）	1,218	5.7	1.0	0.7	89.3	3.3	100.0	7.4
ふたり親世帯（父親）	49	4.1	0.0	2.0	93.9	0.0	100.0	6.1

図5－4－12a 児童虐待の被害経験の有無別、加害者だった割合（%）

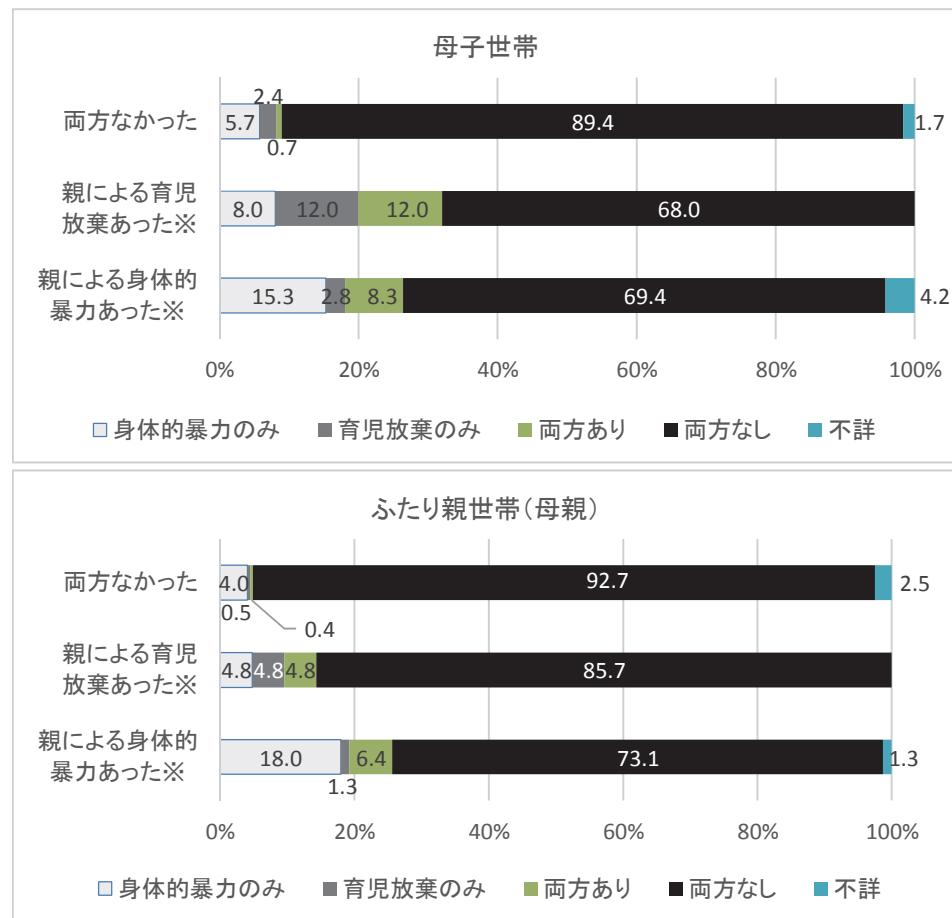
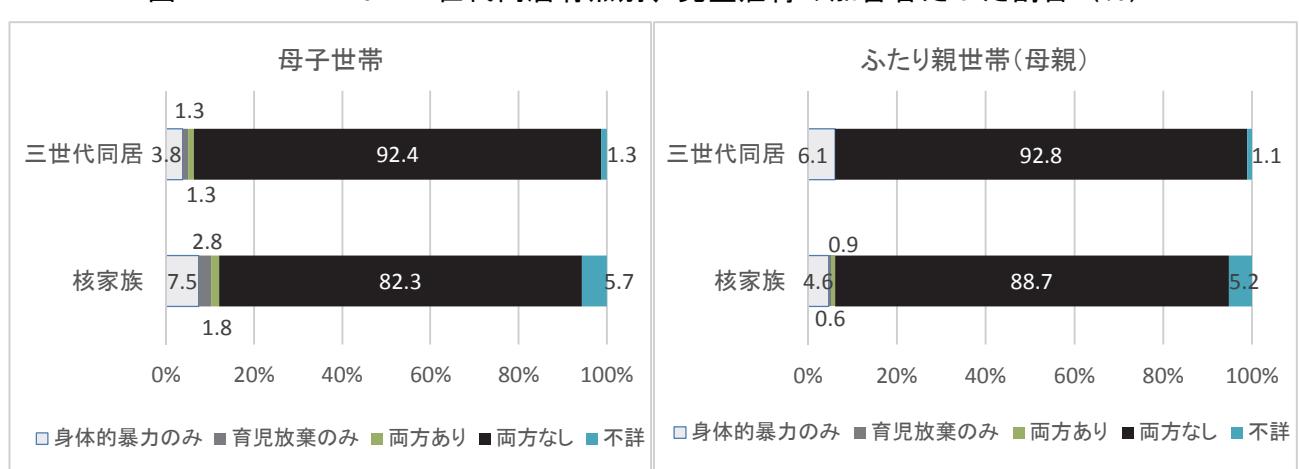


図5－4－12b 三世代同居有無別、児童虐待の加害者だった割合（%）



5 子育て世帯への支援

(1) 祖父母による援助—同居、近居、準近居、別居順に減少

子どもの祖父母から月に2回以上の子どもの世話や家事支援、いわゆる「世話的援助」を受けている世帯は、母子世帯30.9%、父子世帯46.3%、ふたり親世帯32.8%となっており、父子世帯に対する援助割合が高い（表5－5－1a）。

一方、祖父母から年数回以上の経済的援助を受けている世帯の割合は、上述の世話的援助よりやや低く、いずれの世帯類型も2割台であるが、母子世帯に対する援助割合（21.7%）はその中ではもっとも低い（表5－5－1b）。

祖父母から援助の頻度は、住居の構え方に大きく左右されると言われている。子どもの祖母との住居の構え方を「同居」、徒歩圏内の「近居」、片道1時間未満の「準近居」、「別居」および「該当母親はいない」という5通りに分類すると、同居・近居・準近居の割合は、母子世帯73.1%、父子世帯64.8%、ふたり親世帯76.4%となっている。子育て中の女性の約4分の3は、祖母と1時間圏内で住居を構えている（表5－5－1c）。

実際、祖父母からの世話的援助の頻度は、同居、近居、準近居、別居順に低下していくことが確認できる（図5－5－1a左側）。経済的援助についても、同様な傾向が見られる（図5－5－1a右側）。

母親の就業形態別でみると、正社員の母親は祖父母から世話的援助を受ける割合が高くなっている（図5－5－1b左側）。一方、祖父母から経済的援助を受ける割合がもっとも高いのはパート主婦である（図5－5－1b右側）。

表5－5－1a 子どもの祖父母からの世話的援助

	N	週に3、4回以上	月に2回以上	月に1回程度	年に数回程度	年に1回程度	数年に1回程度	ほとんど受けていない	該当する祖父母はない	不詳	合計	(再掲) 月2回以上
母子世帯	653	22.8	8.1	4.6	4.9	0.6	0.8	23.6	28.2	6.4	100.0	30.9
父子世帯	54	33.3	13.0	0.0	7.4	0.0	0.0	9.3	31.5	5.6	100.0	46.3
ふたり親世帯	1,267	16.7	16.1	7.8	14.9	3.7	1.3	30.5	5.5	3.5	100.0	32.8

表5－5－1b 子どもの祖父母からの経済的援助

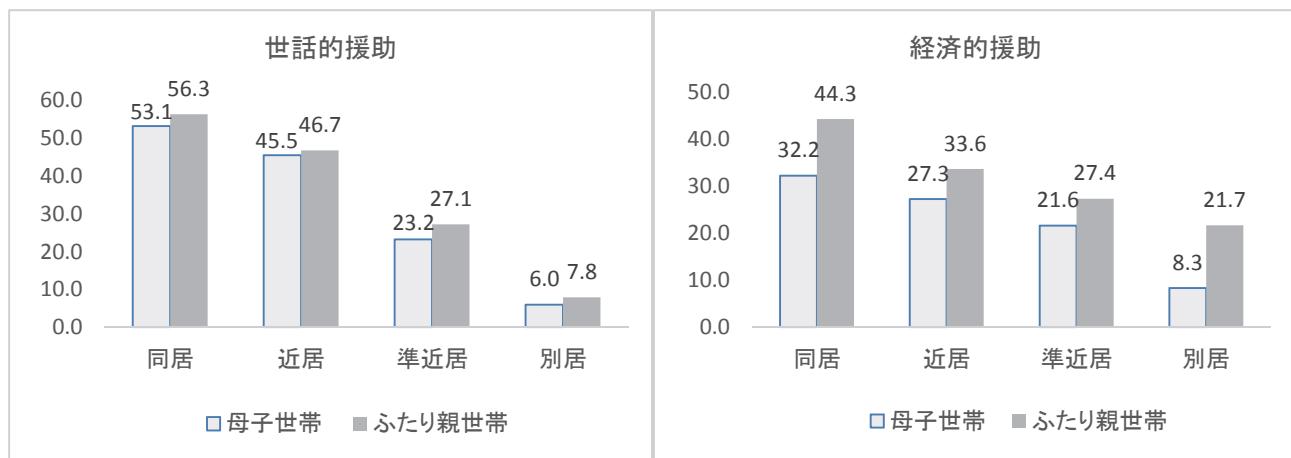
	N	週に3、4回以上	月に2回以上	月に1回程度	年に数回程度	年に1回程度	数年に1回程度	ほとんど受けていない	該当する祖父母はない	不詳	合計	(再掲) 年数回以上
母子世帯	653	5.5	2.8	6.9	6.6	2.6	2.8	35.1	30.8	7.0	100.0	21.7
父子世帯	54	9.3	3.7	3.7	11.1	0.0	5.6	29.6	29.6	7.4	100.0	27.8
ふたり親世帯	1,267	2.8	4.3	7.5	15.2	5.8	5.5	46.7	8.1	4.0	100.0	29.8

表5－5－1c 子どもの祖母との住居の構え方

	N	同居	近居・徒歩圏内	準近居・片道1H未満	別居・片道1H以上	該当祖母はいない	不詳	合計	(再掲) 同居・近居・準近居
母子世帯	653	27.1	16.9	29.1	12.9	10.6	3.5	100.0	73.1
父子世帯	54	35.2	14.8	14.8	14.8	11.1	9.3	100.0	64.8
ふたり親世帯	1,267	15.2	26.1	35.2	17.1	2.8	3.6	100.0	76.4

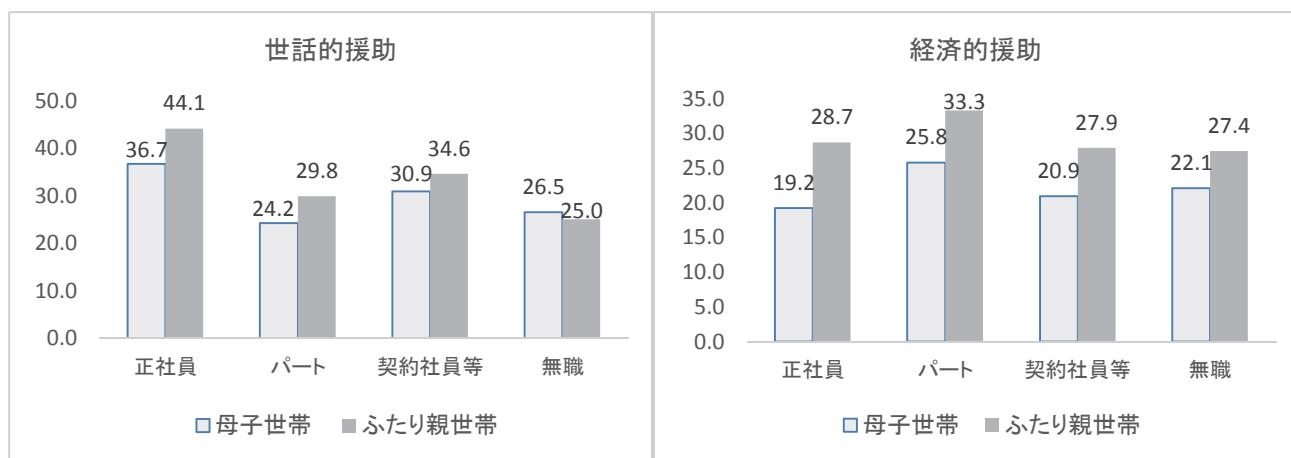
注:ふたり親世帯の場合、妻または夫の母親のうち、もっともアクセスしやすい居住状態にいる方を指している。

図5－5－1a 祖母との住居の構え方別、祖父母から援助ありの割合(%)



注:「世話的援助あり」とは、夫または妻の親が子どもの世話・家事援助を月に2回以上行った場合、「経済的援助あり」とは、夫または妻の親が経済的援助を年に数回程度またはそれ以上の頻度で行った場合を指している。

図5－5－1b 母親の就業形態別、祖父母から援助ありの割合(%)



(2) 祖父母以外の援助者—4～5割の世帯は「誰もいない」

子どもの祖父母以外に、子どもの世話・家事について援助してくれる人がいる世帯の割合は、母子世帯 17.2%、父子世帯 7.4%、ふたり親世帯 12.5%となっている（表 5－5－2 a）。一方、金銭について援助してくれる祖父母以外の人は、いずれの世帯類型も 5 %未満である（表 5－5－2 b）。

世話的援助について頼れる人が「誰もいない」世帯の割合は、第2回調査以降に大きな変化がなく、おおむね 25% 前後で推移している。一方、金銭的援助について頼れる人が「誰もいない」世帯の割合は、母子世帯が 51.5%、ふたり親世帯が 39.9% であり、6 年前よりそれぞれ 4 ポイントと 2 ポイント上昇している（図 5－5－2）。

表 5－5－2 a 子どもの世話・家事について援助してくれる人（複数回答）

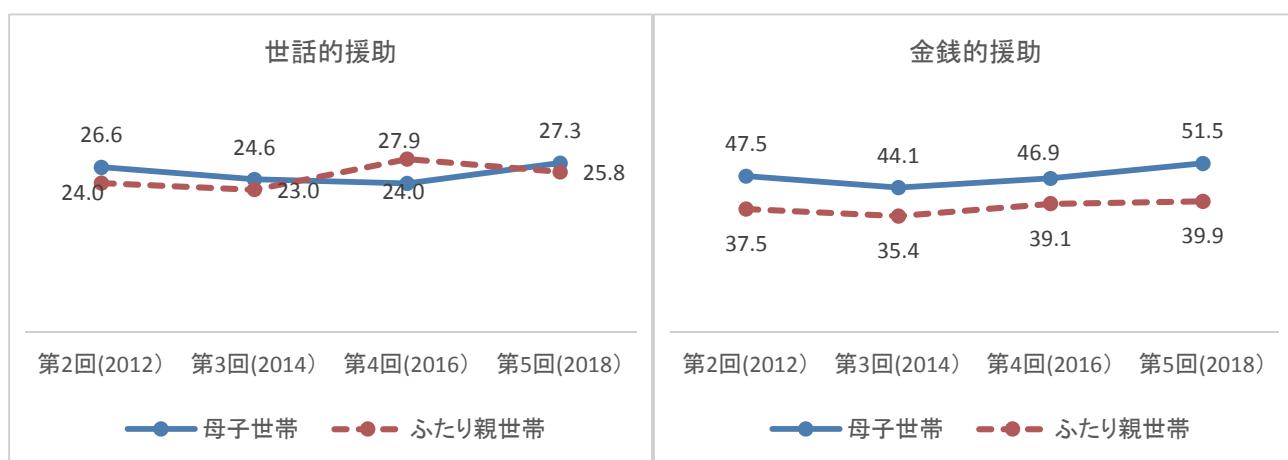
	N	①自分の親	②配偶者の親	③親以外の親族	④知人・友人等	⑤誰もいない	不詳	合計	(再掲) 親以外の人
母子世帯	653	62.5	2.8	11.3	7.4	27.3	3.2	114.4	17.2
父子世帯	54	63.0	16.7	1.9	7.4	20.4	5.6	114.8	7.4
ふたり親世帯	1,267	53.1	34.9	7.7	5.8	25.8	2.2	129.6	12.5

注：複数回答なので、再掲は③と④の合計とはならない。以下同じ。

表 5－5－2 b 金銭について援助してくれる人（複数回答）

	N	①自分の親	②配偶者の親	③親以外の親族	④知人・友人等	⑤誰もいない	不詳	合計	(再掲) 親以外の人
母子世帯	653	42.1	1.8	3.1	1.4	51.5	4.6	104.4	4.3
父子世帯	54	35.2	3.7	1.9	0.0	48.1	11.1	100.0	1.9
ふたり親世帯	1,267	43.7	32.1	3.3	0.2	39.9	4.0	123.2	3.4

図 5－5－2 頼れる人が「誰もいない」割合の推移 (%)



(3) 認可保育所の利用—ふたり親世帯の5割強は利用経験なし

認可保育所を利用した経験がある世帯の割合は、母子世帯 65.2%、父子世帯 64.8%、ふたり親世帯 45.9%となっている。ひとり親世帯に比べて、ふたり親世帯は認可保育所の利用率が低いものの、幼稚園の預かり保育の利用率(25.3%)やいずれの保育施設も利用しなかった割合(23.6%)が高い(表5-5-3a)。

いずれの世帯類型においても、認可保育所を利用しなかった理由に、「必要がなかった」がもっとも多い。それ以外の理由について、母子世帯ではもっと多いが「審査基準が厳しく、申請しても無駄だと思った」(4.4%)および「他の認可外保育施設に子どもを預けていた」(4.4%)である。ふたり親世帯にもっと多く見られる理由は「保育所の場所が不便だった」(5.5%)、次いで「審査基準が厳しく、申請しても無駄だと思った」(5.0%)である(表5-5-3b)。

子どもが認可保育所の待機児童になった経験がある世帯の割合は、母子世帯 12.4%、父子世帯 5.6%、ふたり親世帯 11.1%である。末子が未就学児の世帯で該当割合が高くなっている(表5-5-3c)。

子どもが待機児童になった時の対応について、母子世帯は「認可外保育施設等を利用した」(42.0%)、ふたり親世帯は「育休を延長した」(34.3%)がもっとも多い(表5-5-3d)。

表5-5-3a 保育施設の利用経験(複数回答)

	母子世帯	父子世帯	ふたり親世帯
N	653	54	1,267
認可保育所	65.2	64.8	45.9
幼稚園預かり保育	15.5	9.3	25.3
認定こども園	11.0	5.6	10.6
ファミリーサポート事業	5.1	3.7	5.3
小規模保育	3.5	0.0	4.4
病児・病後児保育	6.6	5.6	4.4
事業所内保育所	4.3	1.9	3.1
認証保育所	4.1	3.7	2.8
短期特例保育	0.6	1.9	1.0
保育ママ	0.9	1.9	0.5
ベビーホテル	0.2	0.0	0.2
上記いずれも利用しなかった	15.6	20.4	23.6
不詳	3.7	1.9	3.6
合計	136.3	120.4	130.7

表5－5－3b 認可保育所を利用しなかった理由（複数回答）

(母子世帯)

	貧困世帯	全体
N	60	227
必要がなかった	65.0	48.9
審査基準が厳しく、申請しても無駄だと思った	6.7	4.4
他の認可外保育施設に子どもを預けていた	6.7	4.4
その他の理由	1.7	4.4
働いた場合の収入に比べて保育料が高かった	1.7	3.1
保育内容や保育者の質に満足できなかった	0.0	1.3
保育所の場所が不便だった	1.7	0.4
保育時間が合わなかった	0.0	0.0
不詳	18.3	35.7

(ふたり親世帯)

	貧困世帯	全体
N	22	685
必要がなかった	68.2	61.2
保育所の場所が不便だった	0.0	5.5
審査基準が厳しく、申請しても無駄だと思った	4.5	5.0
働いた場合の収入に比べて保育料が高かった	4.5	4.1
保育内容や保育者の質に満足できなかった	4.5	2.9
他の認可外保育施設に子どもを預けていた	0.0	1.3
保育時間が合わなかった	0.0	1.2
その他の理由	4.5	0.6
不詳	18.2	24.1

表5－5－3c 子どもが認可保育所の待機児童になった経験がある割合

	母子世帯	父子世帯	ふたり親世帯
0～2歳	19.5	—	18.8
3～5歳	19.7	—	15.1
6～14歳	13.3	—	7.6
15～17歳	5.0	—	5.4
全体※	12.4	5.6	11.1

※全体に末子年齢不詳の世帯が含まれている。

表5－5－3d 子どもが待機児童になった時の対応（複数回答）

	母子世帯	ふたり親世帯
認可外保育施設等を利用した	42.0	33.6
育休を延長した	13.6	34.3
勤務形態を変えた	8.6	2.1
労働時間を短縮した	7.4	4.3
勤務先を変えた	6.2	3.6
仕事をやめた	4.9	5.0
その他	32.1	25.7
不詳	0.0	2.1
合計	114.8	110.7

(4) 学童保育—母親が正社員として働く世帯の利用率が高い

日中保護者が家庭にいない、10歳未満の小学生児童（一部の自治体では4年生以上も可能）を対象に行っている保育サービス、いわゆる「学童保育」への需要は、近年増加傾向にある。6歳以上子どものいる世帯のうち、現在もしくは過去に学童保育を利用したことがある世帯は、母子世帯44.6%、父子世帯40.7%、ふたり親世帯26.8%、調査開始以降増加傾向が続いている（表5-5-4、図5-5-4a）。

母親の就業形態別でみると、母親が正社員として働く世帯では、学童保育の利用経験率が高くなっている（図5-5-4b）。

表5-5-4 学童保育の利用状況

	N	今利用している	過去に利用したことがある	利用経験はないが、今後利用したい	利用経験はなく、今後も利用するつもりはない	制度を知らない	不詳	合計	(再掲)利用経験あり
母子世帯	653	13.9	30.6	10.4	30.5	6.9	7.7	100.0	44.6
父子世帯	54	13.0	27.8	1.9	29.6	13.0	14.8	100.0	40.7
ふたり親世帯	1,267	7.6	19.3	21.6	42.0	5.5	4.1	100.0	26.8

注：第1子が6歳以上の世帯に関する集計結果。以下同じ。

図5-5-4a 学童保育の利用経験がある世帯の割合推移（%）

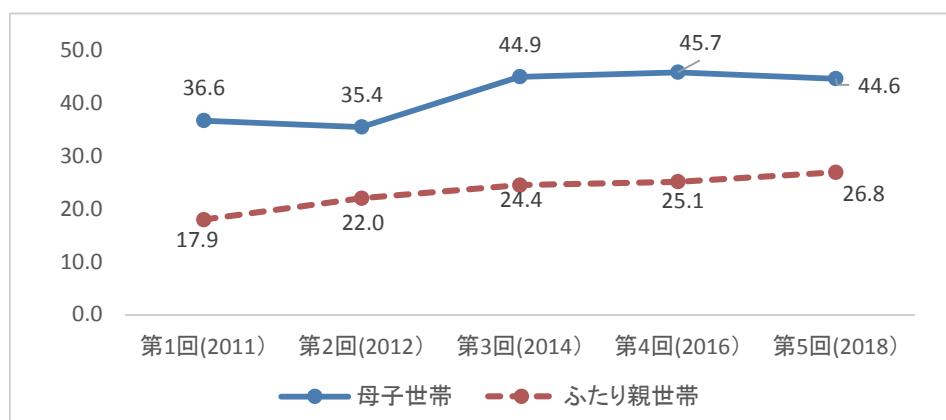
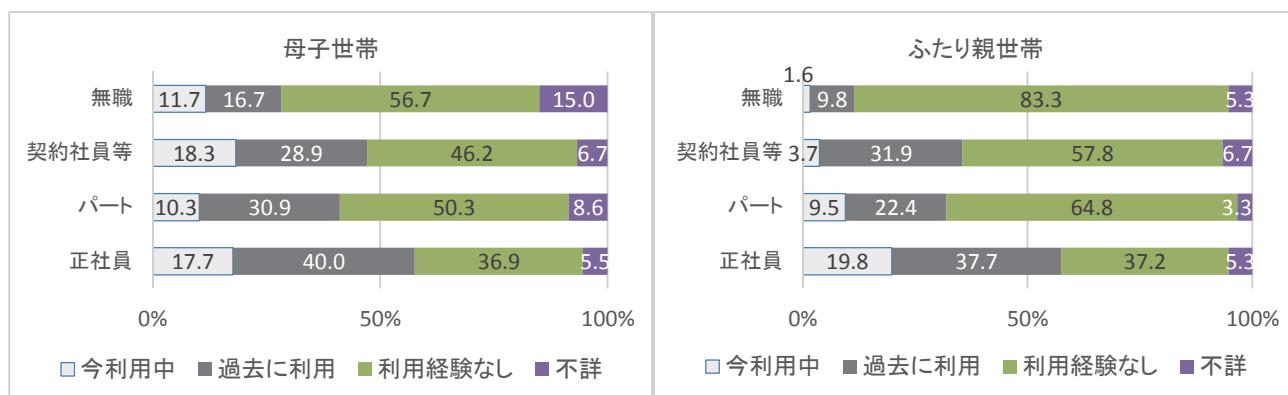


図5-5-4b 母親の就業形態別、学童保育の利用状況（%）



(5) 育児休業制度の利用経験—パート・契約社員の利用が加速

育児期の就業を支える代表的な制度が、「育児休業制度」である。1992年に育児休業法（現在の育児・介護休業法）が施行されて以来、育児休業取得者は増えていた。2018年調査前年の1年間に在職中に子どもが生まれた男女のうち、育児休業を取得した者の割合は、女性が82.2%、男性が6.2%（厚生労働省「平成30年度雇用均等基本調査（速報版）」）となっている。

今回のJILPT調査によれば、無職者を含むこれまでに育児休業制度を利用したことがある者の割合（育休経験率）は、母子世帯20.4%、父子世帯1.9%、ふたり親世帯（母親）28.7%である（表5-5-5）。育休の利用経験がある母親の割合は、調査開始以降、上昇傾向が続いている（図5-5-5a）。

母親の就業形態別でみると、正社員として働く母親は、育休の利用経験率が高い。とくにふたり親世帯の母親の場合、育休経験率が7割に達している。一方、無職またはパートで働く母親は、育休経験率が1割～2割程度しかない（図5-5-5b）。

正社員の育休経験率が高いものの、第4回（2016）調査以降、頭打ちとなっている。パート、契約社員等の育休経験率は、第2回調査以降、上昇傾向が続いている。今回調査は2年前に比べて4～6ポイントの大幅増があった（図5-5-5c）。

表5-5-5 育児休業制度の利用状況

	N	今利用している	過去に利用したことがある	利用経験はないが、今後利用したい	利用経験はなく、今後も利用するつもりはない	制度を知らない	不詳	合計	(再掲)利用経験あり
母子世帯	653	0.9	19.5	8.9	49.2	12.4	9.2	100.0	20.4
父子世帯	54	0.0	1.9	1.9	63.0	13.0	20.4	100.0	1.9
ふたり親世帯 (母親)	1,218	4.4	24.3	7.1	53.7	6.0	4.5	100.0	28.7

注：出産の前にすでに無業または退職していた母親を含む集計値である。

図5-5-5a 育休の利用経験がある母親の割合推移（%）

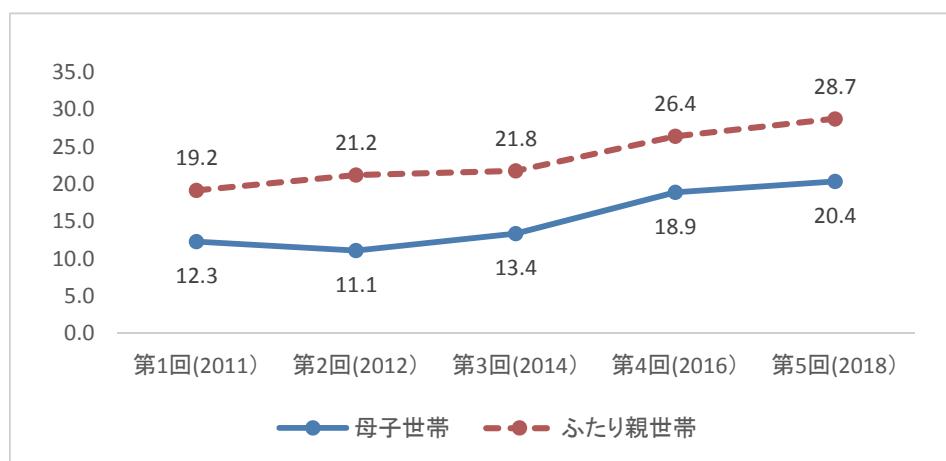
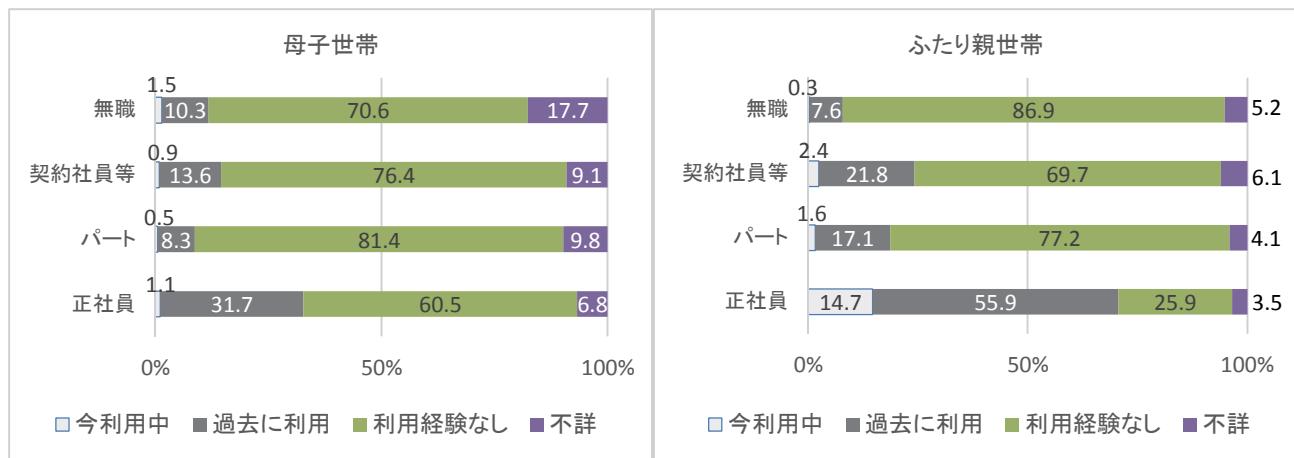
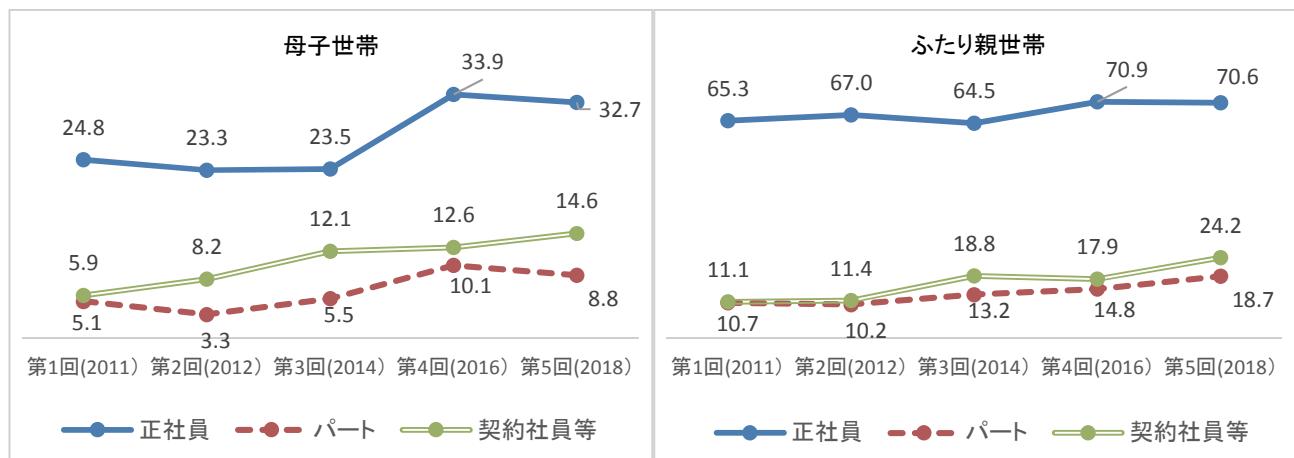


図5－5－4b 母親の就業形態別、育児休業制度の利用状況 (%)



注：第1子が6歳以上の世帯に関する集計結果。

図5－5－5c 就業形態別、育休の利用経験がある母親の割合推移 (%)



(6) 短時間勤務制度の利用経験—ふたり親世帯の非正規が利用拡大

2010年に施行された改正育児・介護休業法では、3歳未満の子どもを養育している労働者については、事業主は、希望すれば利用できる1日原則6時間の短時間勤務制度を講じることが義務付けられている。また、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者については、希望する場合には原則として短時間勤務制度を講ずることが努力義務とされている。

これまでに短時間勤務制度を利用したことがある者の割合(時短経験率)は、母子世帯6.9%、父子世帯1.9%、ふたり親世帯(母親)12.2%である(表5-5-6)。時短の利用経験がある母親の割合は、第2回調査以降、上昇傾向が続いている(図5-5-6a)。

母親の就業形態別でみると、時短経験率は正社員の方(母子世帯11.4%、ふたり親世帯28.0%)ではとくに高くなっている(図5-5-6b)。ただし、第3回(2014)調査以降、ふたり親世帯では非正規の時短経験率が伸び続けているのに対して、正社員の方が伸び悩んでいる。母子世帯の場合、正社員の時短経験率は前回調査より1ポイントの上昇に止まっており、非正規では変わらないか(契約社員等)、下落している(パート)(図5-5-6c)。

表5-5-6 短時間勤務制度の利用状況

	N	今利用している	過去に利用したことがある	利用経験はないが、今後利用したい	利用経験はなく、今後も利用するつもりはない	制度を知らない	不詳	合計	(再掲)利用経験あり
母子世帯	653	2.0	4.9	12.3	41.4	28.3	11.2	100.0	6.9
父子世帯	54	0.0	1.9	5.6	51.9	20.4	20.4	100.0	1.9
ふたり親世帯 (母親)	1,218	4.6	7.6	17.7	45.5	18.5	6.2	100.0	12.2

図5-5-6a 短時間勤務制度の利用経験がある母親の割合推移(%)

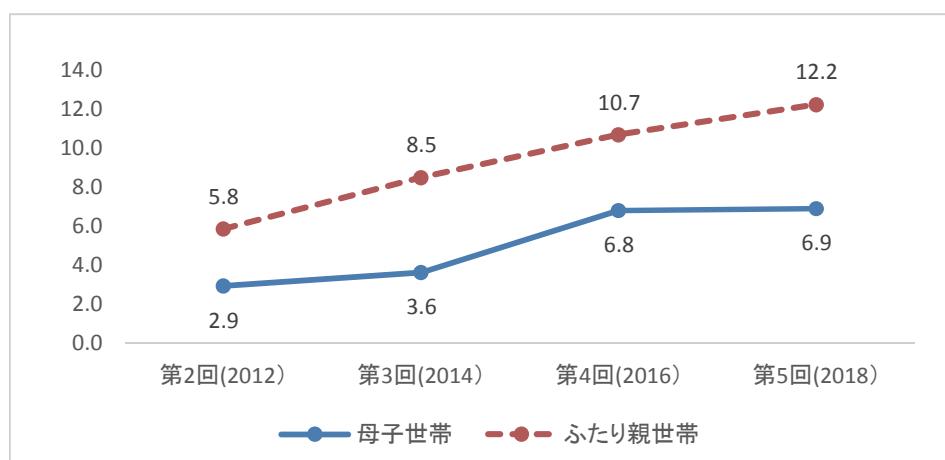


図5－5－6b 母親の就業形態別、短時間勤務制度の利用状況 (%)

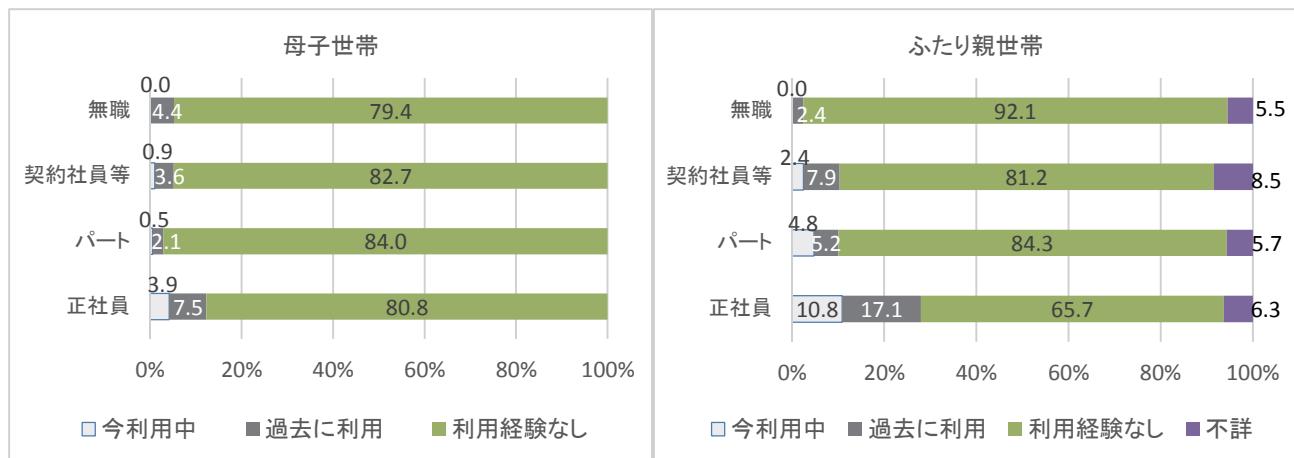
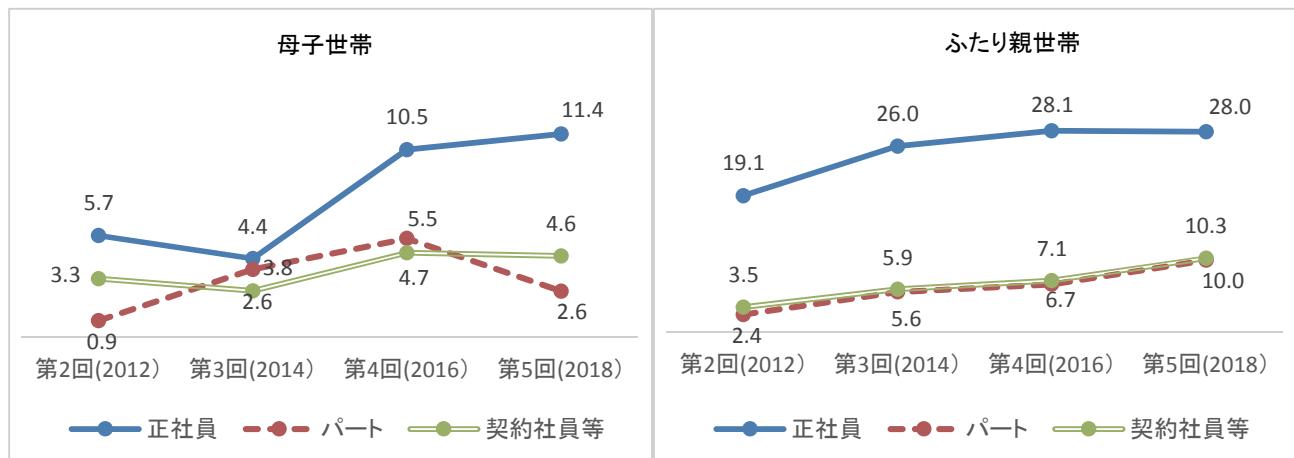


図5－5－6c 就業形態別、時短の利用経験がある母親の割合推移 (%)

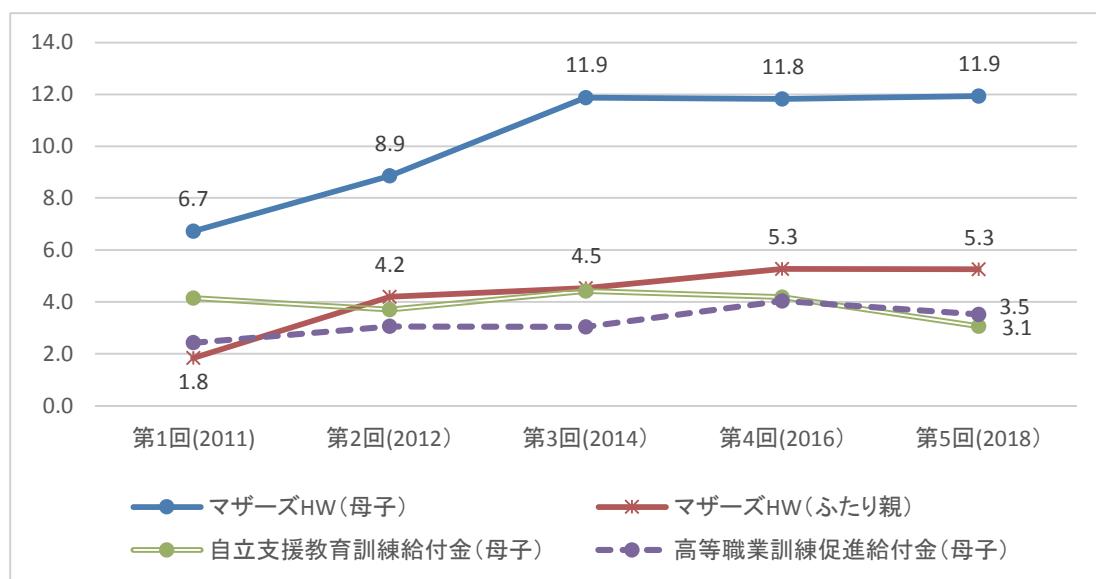


(7) 就業支援制度の利用—利用割合の伸びが止まっている

子育て中の女性に手厚く就職支援を行う目的で、マザーズハローワークが2006年度から導入されている。また、ひとり親に職業訓練の資金を援助するために、「自立支援教育訓練給付金」と「高等職業訓練促進給付金」制度が2003年度に導入されている。前者は、指定教育訓練講座の受講費用の一部（費用の60%、最大20万円※調査時点）を助成する制度で、後者は看護師等専門職の養成機関の在籍費用の一部（所得制限付きで月額10万円、最大3年間※調査時点）を生活の負担の軽減を目的として助成する制度である。

マザーズハローワークを利用したことがある母親の割合は、母子世帯11.9%、ふたり親世帯5.3%となっている。第1回(2011)調査以降は増加傾向が続いているマザーズHWの利用割合は、前回調査から頭打ちとなっている。また、「自立支援教育訓練促進費」または「高等技能訓練促進費」を受けたことがある母子世帯の母親の割合は、それぞれ3.1%と3.5%である。いずれの支援制度も利用割合が上がっていない（図5-5-7）。

図5-5-7 就業支援制度を利用したことがある母親の割合推移（%）



(8) 拡充してほしい公的支援—保育サービスの拡充希望が減少

育児と就業を両立する上で、拡充してほしい公的支援についてたずねると、「児童手当の増額」、「乳幼児医療費助成期間の延長」、「職業訓練を受ける際の金銭的援助」、「年少扶養控除の復活」といった「金銭的援助」の拡充を望む保護者がもっとも多く、そのいずれかを選択した保護者の割合は、母子世帯 79.2%、父子世帯 76.9%、ふたり親世帯 78.6%となっている（表5－5－8）。

「（休日保育、延長保育等）保育サービスの多様化」、「病時・病後児保育制度の充実」、「保育所の増設」といった「保育サービス」の拡充を望む保護者の割合は、母子世帯 28.3%、父子世帯 38.9%、ふたり親世帯 44.5%となっている。「育児休業の法定期間の延長」または「子の看護休暇の法定期間の延長」といった「休業・休暇の期間延長」を希望する保護者は比較的少なく、全体の4%～16%である。

拡充してほしい公的支援の種類別推移をみると、「金銭的支援」を望む保護者の割合は、調査開始以降に8割前後と高位水準を維持している。とくにふたり親世帯は「金銭的支援」を選ぶ割合が、前回調査より5ポイントも上昇し、母子世帯と並ぶ水準となっている。

「休業・休暇の延長」を希望する保護者の割合は、10%～15%程度と低位ながら安定的に推移している。

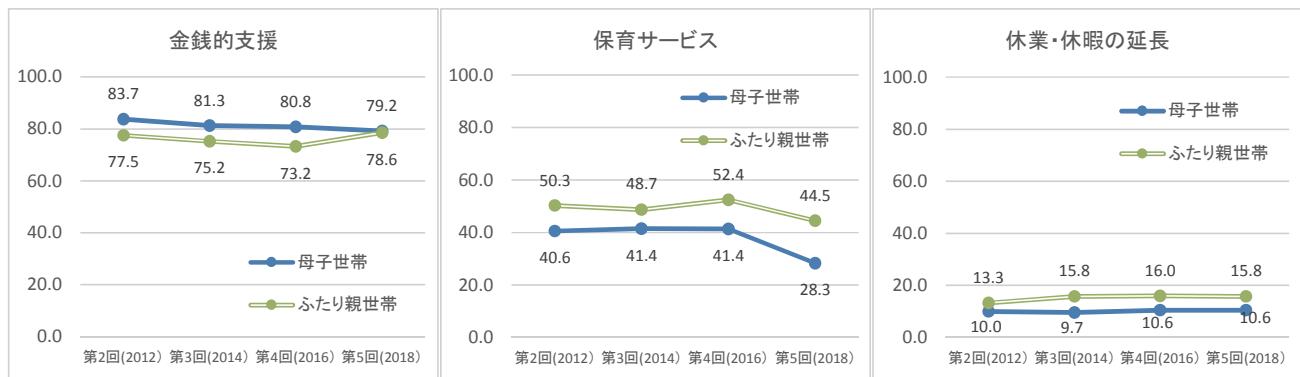
一方、「保育サービス」を望む保護者の割合は、母子世帯とふたり親世帯がそれぞれ前回調査より8ポイントと13ポイント下がり、下落が著しい（図5－5－8）。保育所の待機児童数が著しく減少したことがその背景にあると考えられる⁴。

表5－5－8 拡充してほしい公的支援（3つまでの複数回答）

	母子世帯	父子世帯	ふたり親世帯
金銭的支援（①～④のいずれか）	79.2	76.9	78.6
①児童手当の増額	65.9	73.1	57.6
②年少扶養控除の復活	7.7	26.9	11.1
③乳幼児医療費助成期間の延長	17.8	11.5	26.7
④職業訓練を受ける際の金銭的援助	20.3	7.7	22.3
保育サービス（⑤～⑦のいずれか）	28.3	38.9	44.5
⑤保育サービスの多様化	19.6	26.9	21.7
⑥保育所の増設	13.4	13.5	26.6
⑦病時・病後児保育制度の充実	7.9	13.5	18.4
休業・休暇の期間延長（⑧または⑨）	10.6	3.8	15.8
⑧育児休業の法定期間の延長	5.0	1.9	11.0
⑨子の看護休暇の法定期間の延長	6.2	1.9	7.7
N	596	52	1,189

⁴ 厚生労働省の発表によると、2018年10月の待機児童数は47,198人であり、前年同期と比較して8,235人も減少（15%減）した。

図5－5－8 拡充してほしい公的支援の種類別推移（%）



6 まとめ

本調査シリーズは、2018年11月-12月に実施された「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」(第5回子育て世帯全国調査)における結果速報である。第1回(2011年)～第4回(2016年)調査と同様に、本調査は18歳未満の子どもを育てている世帯を、ふたり親世帯とひとり親世帯に分け、ひとり親世帯をオーバーサンプリング(over-sampling)して抽出している。主な内容は、母子世帯、父子世帯およびふたり親世帯における家族構造、経済状況、仕事、家事・育児、仕事および子育て世帯への支援等に関するものである。本調査から得られた主な知見は下記の通りである。

第1に、母親の就業率と正社員率は上昇基調が続いているが、フルタイム就業の母親が前回調査よりわずかに減少した。

第2に、第1回調査以降、母親における平均就業年収の上昇基調が続いている。また、ふたり親世帯に比べて、母子世帯の方は、母親の収入上昇幅が大きい。

第3に、パート主婦の年収ボリュームゾーンは100万円未満であるが、就業時間調整の疑いが濃厚である「100～103万円」ゾーンに16%の人が集中している。

第4に、女性のフルタイム(FT)割合が就業率ほど上がってない。男女役割分業「従来型標準カップル」は、今も主流である。

第5に、父親の就業時間が60時間超えると、母親のFT割合が顕著に下がり、無職率は上がる。父親の長時間労働解消は、女性の就業促進に積極的な効果が期待できる。

第6に、初職で正規雇用に就く割合の世代間格差が大きい。若いコホートほど初職正社員比率が総じて低下する傾向が見られる。

第7に、夫婦の合計家事時間は、夫家事参加の世帯ほど長くなるため、妻の家事時間が夫の家事参加によってそれほど短縮されてない。夫の家事効率性の改善や、家事総量の削減が課題である。

最後に、「金銭的支援」を望むふたり親世帯の割合が、前回調査より5ポイント上昇し、母子世帯と並ぶ水準(約8割)となっている。一方、保育サービスの拡充希望は前回調査より大幅に減少した。